

## 報告事項1（意見聴取）

令和2年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

標記について、別紙のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和2年1月24日

大阪府教育委員会

<参考>

〔根拠規程〕

大阪府立学校条例

（学校運営に関する指針）

第五条 大阪府教育委員会は、基本計画（大阪府教育行政基本条例第三条に規定する基本計画をいう。）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。

大阪府教育行政基本条例

（市町村教育委員会に対する指導等）

第八条

2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

令和 2 年度

# 府立学校に対する指示事項

～ 未来を<sup>ひら</sup>拓く教育をめざして～

大阪府教育委員会



## 未来を拓く<sup>ひら</sup>教育をめざして

近年のグローバル化や少子高齢化等、社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となっています。特に、AIの飛躍的進化、Society5.0、第4次産業革命といった言葉が未来社会を語るキーワードとして注目される中、これからの時代を生きる子どもたちには、基礎的・基本的な知識・技能に加え、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身につけることが求められています。また、国において新しい学習指導要領が告示されたことを踏まえ、各学校には「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、「カリキュラム・マネジメント」の確立による教育活動の充実が求められています。

大阪府では、平成25年3月に策定した「大阪府教育振興基本計画」に基づき、「すべての子どもの学びの支援」を大切にし、様々な取組みを進めてまいりました。平成30年3月には「後期事業計画」を策定し、教育をめぐる新たな課題等を踏まえ、子どもたちがこれからの社会で活躍できる力を身につけることができるよう、より確かな学力と学びに向かう力の育成に向けた取組みを進めているところです。

例えば、高等学校においては、新学習指導要領の全面实施に向け、道徳教育や総合的な探究の時間等の取組みが始まっています。加えて、一層のグローバル化が進展する社会への対応はもとより、在留外国人や外国人留学生・旅行者等と接する機会が増加していること等も踏まえ、すべての生徒が、英語4技能5領域をバランスよく身に付け、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を向上させることができるよう、新たな英語教育の枠組みを構築し、各学校において実践しているところです。

支援学校においては、早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の社会的自立を視野に入れた関係機関とのネットワークを構築することで、小学部、中学部、高等部を通じた切れめない支援体制の充実を図っているところです。

今後、各学校においては、主体的・対話的で深い学びの充実等に向け、ICTを基盤とした先端技術等の果たす役割が大きくなります。令和元年12月には「GIGAスクール構想の実現」が閣議決定され、令和2年度から義務教育段階の児童生徒を対象に1人1台の端末を段階的に配備する計画が示されました。これを受け、高等学校及び支援学校高等部においても、中学校や支援学校中学部と同様の環境でICTを活用できるよう計画的に整備を進めるとともに、進化し続けるICT環境にふさわしい教育の充実に向けた取組みを進めてまいります。

また、平成29年3月に公表した「知的障がい児童生徒数の将来推計」の結果を踏まえ、府立支援学校における教育環境の充実に向けた取組みを継続するとともに、現在モデル事業として実施している、医療的ケアを要する児童生徒の通学支援を、府立学校に在籍する対象者すべてに拡充し、さらなる学びの充実を図ってまいります。

このような様々な施策を着実に推進していくためには、すべての子どもたちを心身ともに健やかに育成できる、安全で安心な教育環境を整備することが大切です。貧困や虐待等、様々な課題を抱える子どもたちの学びの支援に向けては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な活用等に加え、令和元年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正された趣旨も踏まえ、福祉・保健部局等と一層の連携を進めることにより、支援体制の強化を図ってまいります。また、食物アレルギーや熱中症、自然災害等へ

の対応に当たっては、各学校における危機管理体制を構築することはもちろん、日常的にその体制の点検を行うとともに、必要に応じた見直しを確実に実施してまいります。

併せて、教職員が幼児・児童・生徒に向き合うための時間を確保し、果たすべき役割をしっかりと全うすることができる環境整備が重要です。平成30年3月に取りまとめた「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づき、部活動指導員や学校閉庁日等の方策を着実に実施することにより、長時間労働の解消、負担軽減に向けた取組みを続けてまいります。

この「府立学校に対する指示事項」は、「大阪府教育振興基本計画」を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定めたものです。それぞれの学校においては、「大阪の教育力」の向上に向け、「学校力」をさらに高めるため、ここに示す内容を確認しながら、学校の教育活動の再点検を行ってください。そして、校長・准校長のリーダーシップのもと、教職員が目標を共有し、一丸となって幼児・児童・生徒一人ひとりの個性に応じて、その力を最大限に伸ばす多様な学びを可能にする教育を実現することができるよう、教育の営みを通じて子どもと教職員とが共に力を高め合う学校づくりを推し進めてください。

なお、府立中学校については、本指示事項のほか、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」や府教育委員会が市町村教育委員会に対して発出する、中学校に関する通知等の内容も踏まえて学校運営を行ってください。

令和2年2月

本書では幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領を学習指導要領と言う。

また、新学習指導要領とは、支援学校幼稚部においては平成30年度から、小学校及び支援学校小学部においては令和2年度から、中学校及び支援学校中学部においては令和3年度から、高等学校及び支援学校高等部においては令和4年度から実施される学習指導要領のことをいう。

## 目 次

### ■令和2年度の取組みの重点

#### 重点1 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

- (1) 【「確かな学力」の育成と授業改善】 ..... 8
- (2) 【グローバル人材の育成】 ..... 9

#### 重点2 障がいのある子どもの自立支援

- (3) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】 ..... 9
- (4) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】 ..... 10

#### 重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

- (5) 【人権尊重の教育の推進】 ..... 11
- (6) 【いじめの防止】 ..... 12
- (7) 【情報リテラシーの育成】 ..... 13
- (8) 【中退・不登校の未然防止】 ..... 13
- (9) 【部活動の取組み】 ..... 14

#### 重点4 健やかな体のはぐくみ

- (10) 【薬物乱用防止の取組み】 ..... 14

#### 重点5 教員の資質向上

- (11) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】 ..... 14
- (12) 【不祥事の防止】 ..... 15
- (13) 【体罰・セクハラ防止の取組み】 ..... 16
- (14) 【職場におけるハラスメントの防止】 ..... 16
- (15) 【「指導が不適切である」教員への対応】 ..... 17

#### 重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

- (16) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】 ..... 17
- (17) 【働き方改革】 ..... 17
- (18) 【個人情報の適正な管理】 ..... 18
- (19) 【学校会計事務等の適正化】 ..... 19

#### 重点7 安全で安心な学びの場づくり

- (20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】 ..... 19
- (21) 【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】 ..... 20
- (22) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】 ..... 20
- (23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】 ..... 21

#### 重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

- (24) 【家庭教育支援の充実】 ..... 21

## 本編

### ■第1章 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

#### ○「取組みの重点」に関する事項

##### (1) 【「確かな学力」の育成と授業改善】

<特色ある教育活動の充実> .....	22
<教育課程の編成> .....	22
<学習内容の充実> .....	22
<学習指導要領の確実な実施> .....	22
<支援学校における学習指導要領の確実な実施> .....	23
<学習指導等における留意点> .....	23
<児童・生徒の学習評価> .....	23
<学習形態の工夫> .....	24
<授業の質の向上> .....	24
<授業改善> .....	24
<総合的な学習（探究）の時間の実施> .....	25
<学校外の学修> .....	25

##### (2) 【グローバル人材の育成】

<国際教育> .....	25
<理数教育の充実> .....	25
<国際理解教育のさらなる推進> .....	26
<海外修学旅行の実施> .....	26
<近隣アジア諸国との交流> .....	26
<平和教育の推進> .....	26

#### ○ その他の重要事項

<学校の教育活動の積極的な情報発信> .....	26
<文化財の活用> .....	26
<環境教育の推進> .....	27
<学校図書館の活用> .....	27
<異なる校種間での連携の推進> .....	27

### ■第2章 障がいのある子どもの自立支援

#### ○「取組みの重点」に関する事項

##### (3) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

<交流及び共同学習の推進> .....	28
<高等学校における支援教育の推進> .....	28

##### (4) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

<個々の状況に即した適切な支援の充実> .....	28
<個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用> .....	29
<発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援> .....	29
<支援学校における地域支援の推進> .....	29
<医療的ケアのさらなる充実> .....	30
<障がいのある生徒へのキャリア教育の充実> .....	30

#### ○ その他の重要事項

<支援学校における放課後等の諸活動の充実> .....	31
-----------------------------	----

## ■第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (5) 【人権尊重の教育の推進】

＜人権教育推進計画の作成＞	32
＜人権教育の一環としての同和教育の推進＞	32
＜男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応＞	32
＜日本語指導が必要な生徒に対する支援＞	33
＜障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応＞	33
＜互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進＞	33
＜人権侵害事象等に対する対応＞	34
＜PTAの人権意識の高揚＞	34
＜「ともに学び、ともに育つ」教育の推進＞	34
＜人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携＞	35

#### (6) 【いじめの防止】

＜いじめの未然防止及び早期発見・早期対応＞	35
＜多様化する生徒指導上の課題への対応の充実＞	35

#### (7) 【情報リテラシーの育成】

＜情報通信ネットワークの適切な活用＞	35
＜情報モラルの育成＞	36
＜携帯電話使用に係る指導の充実＞	36

#### (8) 【中退・不登校の未然防止】

＜中退防止に向けた指導体制の確立＞	36
＜不登校生徒等の状況把握と教育相談体制の充実＞	37

#### (9) 【部活動の取組み】

＜部活動の在り方＞	37
-----------	----

### ○ その他の重要事項

＜政治的教養を育む教育の推進＞	37
＜消費者教育の充実＞	38
＜日本人拉致問題に関する理解＞	38
＜キャリア教育の充実＞	38
＜進路指導の充実＞	38
＜進路に係る問題事象への対応＞	39
＜経済的理由により就学困難な生徒への配慮＞	39
＜進学に係る奨学金等の指導＞	39
＜読書活動の推進＞	39
＜国旗・国歌の指導＞	39
＜心の教育の充実＞	40
＜「志（こころざし）学」の充実・改善＞	40
＜道徳教育の推進＞	40
＜体験活動の充実＞	40
＜大阪人権博物館（リパティおおさか）の活用＞	40
＜規範意識の育成＞	40
＜「こころの再生」府民運動＞	41
＜がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励＞	41
＜問題行動への対応の充実＞	41
＜教育相談体制の充実＞	41
＜子どもの尊厳を守る取組み＞	41
＜生徒の状況に応じた指導の工夫と改善＞	41
＜法定表簿等の適切な記載＞	42

## ■第4章 健やかな体のはぐくみ

＜学校保健計画の策定＞	43
＜健康教育の充実・体力づくりの推進＞	43
＜学校保健委員会の開催＞	43



＜性に関する指導の充実＞	43
＜養護教諭複数配置校における取組みの充実＞	43
＜食育の推進＞	43

## ■第5章 教員の資質向上

### ○「取組みの重点」に関する事項

(11) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】	
＜社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上＞	45
＜教職員相互に高め合う職場環境づくり＞	45
＜校内外の研修を効果的に活用した人材育成＞	45
＜その他各種研修成果の還元＞	45
＜教職員全体の指導力向上＞	45
＜支援学校における教員の専門性の向上＞	46
＜教職員のカウンセリングスキルの向上＞	46
＜教職員人権研修ハンドブックの活用＞	46
(12) 【不祥事の防止】	
＜飲酒運転について＞	46
＜服務監督について＞	46
＜自家用自動車等を使用しての通勤認定について＞	46
＜通勤について＞	47
＜兼職・兼業について＞	47
＜旅費について＞	47
(13) 【体罰・セクハラ防止の取組み】	
＜体罰の防止＞	47
＜セクシュアル・ハラスメントの防止＞	48
＜相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応＞	48

### ○ その他の重要事項

＜教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について＞	49
＜評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成＞	49
＜教員免許更新制についての周知徹底＞	49
＜優秀教職員等表彰について＞	49
＜承認研修について＞	50
＜次世代育成について＞	50
＜女性活躍の推進について＞	50

## ■第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

### ○「取組みの重点」に関する事項

(16) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】	
＜PDCAサイクルによる学校経営の推進＞	51
＜学校評価における学校関係者評価の活用＞	51
＜組織的・効率的な学校運営＞	51
＜支援チームの活用＞	52
＜職員会議の適切な運営＞	52
＜加配教員の適切な活用＞	52
(17) 【働き方改革】	
＜勤務時間管理について＞	52
＜休憩時間について＞	53
＜労働安全衛生体制の充実＞	53
(18) 【個人情報の適正な管理】	
＜情報管理規定の策定＞	54
＜行政文書や個人情報の適切な取扱い＞	54
＜情報機器からの情報漏洩の防止＞	54

(19) 【学校会計事務等の適正化】	
<学校会計事務の適正化> .....	54
<廃棄物処理等事務の適正化> .....	55
○ その他の重要事項	
<入学者選抜の厳正な実施> .....	55
<保護者・地域ニーズの学校運営への反映> .....	55
<学校運営協議会を通じた学校運営> .....	56
<保護者等への授業公開> .....	56
<学校Webページの活用> .....	56
<学校におけるICT活用の推進> .....	56
<工科高校等の地域連携・地域貢献> .....	56
<週休日の教育活動> .....	57
<土曜授業> .....	57
<非常勤職員の効果的な配置と活用> .....	57
<行政の福祉化> .....	57
<転入学の受入対応> .....	57
<就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策> .....	58
<備品の適正管理> .....	58
■第7章 安全で安心な学びの場づくり	
○ 「取組みの重点」に関する事項	
(20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】	
<生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携> .....	59
(21) 【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】	
<学校安全計画の策定> .....	59
<安全確保及び学校の安全管理> .....	59
<安全対策の推進> .....	60
<緊急事態への対処> .....	60
(23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】	
<学校の体育活動中の事故防止等の徹底> .....	60
○ その他の重要事項	
<AEDを含む心肺蘇生実習の実施> .....	61
<学校給食における衛生管理の徹底> .....	61
■第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	
○ 「取組みの重点」に関する事項	
(24) 【家庭教育支援の充実】	
<親学習の実施促進> .....	63
○ その他の重要事項	
<教育コミュニティへの参画と活性化> .....	63
<地域学校協働活動への参画・協力> .....	63
<PTA活動の活性化> .....	63
資料.....	64

## ■令和2年度の取組みの重点

### 重点1 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

#### － 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 －

##### (1) 【「確かな学力」の育成と授業改善】

新学習指導要領や高大接続改革を踏まえるとともに、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を行うための取組みが必要である。

そのためには、学校として育てたい幼児・児童・生徒像や、その実現のために必要な資質・能力を明確にし、それを各教科等の指導のねらいとして設定した上で授業等を行っていくことが大切である。

また、学習到達目標、評価の観点の趣旨と評価方法を「指導と評価の年間計画（シラバス）」に位置付ける際には、上記の視点を踏まえるとともに、指導と評価の一体化を行い、授業改善に努めることが必要である。

ア 「幼児理解に基づいた評価」や「観点別学習状況の評価」を進めるとともに、計画・実践（指導）・評価・改善という一連の活動を繰り返すことにより授業等の改善を行うこと。

イ 「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして授業を行うこと。

ウ 新学習指導要領の内容について、教職員に周知を図るとともに、適切な教育課程の編成・実施を行うこと。

エ 移行措置については、通知に基づき遺漏なく実施すること。高等学校及び支援学校高等部においては、特に、新学習指導要領の「道徳教育に関する配慮事項」や同要領解説の「総合的な探究の時間改訂の趣旨及び要点」に留意すること。

「平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について（通知）」

（令和元年9月25日・文部科学省）

「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」

（平成31年3月28日・文部科学省）

「幼児理解に基づいた評価」（平成31年3月・文部科学省）

「特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）」（平成31年2月4日・文部科学省）

「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成31年2月）

「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中の学習指導等について」

（平成30年8月31日・文部科学省）

「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年3月・文部科学省）

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年7月7日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成 29 年 3 月 31 日・文部科学省）  
 「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（平成 28 年 10 月）  
 「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」（平成 26 年 1 月 28 日・文部科学省）  
 「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成 25 年 4 月 1 日・文部科学省）  
 「支援学校授業評価ガイドライン」（平成 25 年 4 月）

- 関連項目 ⇒ P22 <特色ある教育活動の充実> <教育課程の編成> <学習内容の充実>  
 <学習指導要領の確実な実施>  
 P23 <支援学校における学習指導要領の確実な実施> <学習指導等における留意点>  
 <児童・生徒の学習評価>  
 P24 <学習形態の工夫> <授業の質の向上> <授業改善>  
 P25 <総合的な学習（探究）の時間の実施> <学校外の学修>

## （2）【グローバル人材の育成】

グローバル化や情報化をはじめとした社会の加速度的な変化に対応するため、国際的な視野を育むとともに、問題発見・解決能力、論理的思考力、探究力、コミュニケーション能力を育てることが必要である。

- ア 国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語の4技能（「聞く・話す・読む・書く」）をバランス良く育成すること。そのため、英語スピーキングテストを実施するなど、英語を話す力の育成に努めること。
- イ 国際交流等により文化や習慣の違いを尊重する精神等を育むように努めること。
- ウ 理数教育の充実を図り、科学的な見方、考え方、表現力等を育成すること。

「大阪府立高等学校英語スピーキング教材」（平成 31 年 1 月）  
 「大阪府立高等学校英語スピーキングテスト」（平成 30 年 9 月）  
 「府立高等学校における英語スピーキングテストの実施について」（平成 30 年 6 月 11 日・教高第 1760 号）  
 「『英語を話す力』を伸ばすための教材集」（平成 30 年 3 月）

- 関連項目 ⇒ P25 <国際教育> <理数教育の充実>  
 P26 <国際理解教育のさらなる推進> <海外修学旅行の実施>  
 <近隣アジア諸国との交流> <平和教育の推進>

## 重点2 障がいのある子どもの自立支援

### （3）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育をすべての学校においてさらに推進することが必要である。

- ア 新学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

関連項目 ⇒ P28 <交流及び共同学習の推進> <高等学校における支援教育の推進>

#### (4) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉医療関係人材及び関係機関との連携を進める必要がある。

ア 学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供に向け、本人・保護者との合意形成に努めること。

イ 障がいのある一人ひとりの幼児・児童・生徒の実態を適切に把握し、保護者、関係者等と連携した上で、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図ること。

ウ 医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう校内体制の整備・充実等に努めること。

エ 障がいのある児童・生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するとともに、職場見学等の体験学習の充実に努めるなど、早期からのキャリア教育を計画的・総合的に進めること。

オ 府立高校においては、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実させること。

カ 通級指導教室を設置する府立高校においては、通級による指導の成果の発信に努めること。府立高校においては、通級指導教室設置校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の状況に応じた指導・支援の充実を図ること。

キ 府立支援学校においては、地域の関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等による相談体制の整備に努め、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。

ク 府立支援学校においては、教育課程の点検・改善に努め、特色ある学校づくりをめざすこと。特に、高等部職業コースの充実や地域・企業と連携した教育課程の編成等により、就労や社会参加につながるキャリア教育を一層推進すること。

ケ 府立支援学校においては、部活動等による放課後や長期休暇中の学校教育活動を関係機関との連携により充実させ、障がい者スポーツ・文化芸術活動の促進を図ること。

#### 「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月・文部科学省、厚生労働省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」

（平成28年12月9日・文部科学省）

「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規定」及び「大阪府教育委員会障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱」

（平成28年4月施行）

「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」（平成28年4月改訂）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）

「これからの大阪の教育がめざす方向について」（平成20年7月）

「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日・文部科学省）

- 関連項目 ⇒ P28 <個々の状況に即した適切な支援の充実>  
 P29 <個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用>  
           <発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援> <支援学校における地域支援の推進>  
 P30 <医療的ケアのさらなる充実> <障がいのある生徒へのキャリア教育の充実>

### 重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

#### (5) 【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、人権3法〔※1〕や府人権関係3条例〔※2〕が成立したことも踏まえ、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科・特別の教科 道徳・外国語活動・総合的な学習（探究）の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。

- ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。
- イ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。
- ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。
- エ すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

#### 〔※1〕 人権3法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月施行）

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）

#### 〔※2〕 府人権関係3条例

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（平成10年10月・令和元年10月一部改正）

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月）

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（令和元年11月）

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ（解説編）ver.34』」（令和2年3月発行予定）

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年3月改訂）

「大阪府人権教育推進計画」（平成27年3月）

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」（平成26年7月）

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月・閣議決定）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月・文部科学省）

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）

「大阪府人権施策推進基本方針」（平成13年3月）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月施行）

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂）

- 関連項目 ⇒ P32 <人権教育推進計画の作成> <人権教育の一環としての同和教育の推進>  
 <男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>  
 P33 <日本語指導が必要な生徒に対する支援>  
 <障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>  
 <互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>  
 P34 <人権侵害事象等に対する対応> <PTAの人権意識の高揚>  
 <「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>  
 P35 <人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携>

## (6) 【いじめの防止】

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、幼児・児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「大阪府いじめ防止基本方針」を踏まえ、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置する、いじめに関する校内組織（「学校いじめ対策組織」等）を中心に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に組織的に取り組むこと。

ア いじめは、どの学校でも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであることを十分認識した上で組織的に取り組むこと。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくとともに、「学校いじめ防止基本方針」についても常に点検し見直すこと。

イ いじめの早期発見については、日常より幼児・児童・生徒の理解に努めるとともに、幼児・児童・生徒の不安や多様な悩みをしっかりと受け止めること。その際、定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと。

ウ 相談窓口の設置等、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。また、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。

エ いじめが疑われる事象を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策組織」に当該事象に係る情報を報告するよう指導すること。その際、被害幼児・児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。また、「学校いじめ対策組織」等を中心に関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得るなど、事象が深刻化することがないように迅速かつ適切に対応すること。

オ いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。

カ 障がいのある幼児・児童・生徒や外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないように、当該幼児・児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

「府立学校におけるいじめ対応について」（令和元年6月27日・教高第2128号）  
 「大阪府いじめ防止基本方針」（平成30年3月改訂）  
 「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）  
 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）文部科学省  
 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定・文部科学省）  
 「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）  
 「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）  
 「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）  
 「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）

関連項目 ⇒ P35 <いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>  
<多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>

(7) 【情報リテラシーの育成】

SNS上でのいじめやトラブルが多数生起していることや、ネットワーク上で有害情報が発信されている現状を踏まえ、情報の取扱いについて、とりわけ情報を発信する際の基礎的な資質能力を育成する必要がある。

- ア 情報社会における正しい判断や望ましい態度、セキュリティーの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成に努めること。
- イ 校内での携帯電話原則使用禁止など、指導方針の周知の徹底や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和元年9月更新)  
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年2月)  
「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」  
(平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)  
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)

関連項目 ⇒ P35 <情報通信ネットワークの適切な活用>  
P36 <情報モラルの育成> <携帯電話使用に係る指導の充実>

(8) 【中退・不登校の未然防止】

府立高校の中途退学・不登校を未然に防止するため、関係機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用を進め、生徒の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。

- ア 中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実を柱とする学校運営・教育相談体制の充実を図り、キャリア教育を推進すること。
- イ とりわけ中途退学の多い学校においては、生徒の実態を的確に把握してその原因を分析し、未然防止の取組みを組織的に推進すること。
- ウ 不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努めること。その際、家庭・専門人材・福祉等の関係機関と連携し、校内の相談体制の充実を図ること。
- エ 中退・不登校の未然防止に効果のあった実践例を共有し、各校の状況に応じた教育活動のさらなる推進を図ること。
- オ 不登校の児童・生徒には、本人及び保護者との信頼関係を保ちながら、再び登校できるように支援を行うとともに、今後の社会との関わりという視点を持ちつつ、関係機関等と連携した取組みを進めること。

「働く若者のハンドブック」(令和元年12月)  
「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成27年5月)  
「中退の未然防止のために」(平成22年3月)

関連項目 ⇒ P36 <中退防止に向けた指導体制の確立>  
P37 <不登校生徒等の状況把握と教育相談体制の充実>



### (9) 【部活動の取組み】

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すよう、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

ア 「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）に則り、各校が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

イ 学校運営協議会等の意見を参考にしながら、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

「部活動の適切な運営について」（令和元年12月2日・教保第2211号）  
「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月策定）  
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月・文化庁）  
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月・スポーツ庁）  
「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」（平成28年12月7日・教職企第1838号）  
「運動部活動での指導のガイドラインについて」（平成25年6月・文部科学省）  
「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年7月31日・教委高第2149号）

関連項目 ⇒ P37 <部活動の在り方>

## 重点4 健やかな体のはぐくみ

### (10) 【薬物乱用防止の取組み】

大麻・覚せい剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

ア 学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。とりわけ、府内における未成年者の大麻乱用が急速に拡大し、極めて深刻な事態となっていることから、正しい知識の普及、啓発を図ること。

「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」（平成30年10月24日・教保第2007号）  
「緊急大麻対策としての学校訪問への協力依頼について」（平成30年9月27日・教高第2799号）  
「薬物乱用防止教育の推進について」（平成28年2月5日・教委保第2448号）  
「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）

## 重点5 教員の資質向上

### (11) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

「大阪府教員等研修計画」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。とりわけ、教職員の人權研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人權意識を身につけさせることが重要である。加えて、管理職自らが自身の資質能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

ア 「大阪府教員等研修計画」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。

イ 生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めること。

ウ 「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

「教職員人権研修ハンドブック」(令和2年3月改訂予定)  
「初任者等育成プログラム」(令和2年3月改訂予定)  
「大阪府教員等研修計画」(令和2年3月改訂予定)  
「ミドルリーダー育成プログラム」(平成22年より毎年度発行、令和2年3月発行予定)  
「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年3月)

関連項目 ⇒ P45 <社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>

<教職員相互に高め合う職場環境づくり>

<校内外の研修を効果的に活用した人材育成>

<その他各種研修成果の還元> <教職員全体の指導力向上>

P46 <支援学校における教員の専門性の向上> <教職員のカウンセリングスキルの向上>

<教職員人権研修ハンドブックの活用>

## (12) 【不祥事の防止】

公立学校の教職員は、公教育の場であって、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、幼児・児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

ア 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

イ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに担当課へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

ウ 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動(わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等)、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚せい剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和2年2月)  
「教職員の綱紀の保持について(通達)」(令和元年11月29日・教職人第3708号)  
「大阪府教育委員会服務指導指針」(平成24年11月26日改正)  
「大阪府教育委員会綱紀保持指針」(平成23年10月4日改正)  
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》(改訂版)」(平成22年9月改訂)

関連項目 ⇒ P46 <飲酒運転について> <服務監督について>

<自家用自動車等を使用しての通勤認定について>

P47 <通勤について> <兼職・兼業について> <旅費について>

### (13) 【体罰・セクハラ防止の取組み】

体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。事象が生じた場合は被害者保護を最優先に組織的に対応する必要がある。

ア 校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。

イ 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。

ウ 万一、事象が生じた場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」  
(平成 29 年 12 月 8 日改正)  
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」  
(平成 29 年 5 月改訂)  
「子どもを守る被害者救済システム」 (平成 27 年 4 月改定)  
「体罰根絶に向けた取組の徹底について」 (平成 25 年 8 月 20 日・教委高第 2328 号)  
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」  
(平成 25 年 3 月 21 日・教委高第 3966 号)  
「障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」 (平成 22 年 11 月)  
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」 (平成 21 年 4 月)  
「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」 (平成 20 年 3 月改訂)  
「体罰防止マニュアル (改訂版)」 (平成 19 年 11 月)  
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」  
(平成 15 年 3 月)  
「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」 (平成 13 年 12 月)

関連項目 ⇒ P47 <体罰の防止>

P48 <セクシュアル・ハラスメントの防止>

<相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応>

### (14) 【職場におけるハラスメントの防止】

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

ア 職場におけるハラスメントの防止に向けて、指針の周知徹底を図るとともに、校内研修の充実や「パワーハラセルフチェック」シートの活用等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。

イ 校内の相談体制の整備に努め、教職員に相談窓口の周知を図るとともに、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。

ウ まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための校内研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」  
(平成 29 年 6 月 令和元年 10 月一部改訂)

「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」  
(平成 29 年 6 月)  
「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」 (平成 29 年 6 月)  
「ハラスメント『0 (ゼロ)』に向けて」教育長メッセージ  
(平成 27 年 7 月 16 日・教委職人第 1863 号)

(15) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

- ア 校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。
- イ 府教育庁に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。
- ウ 校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。
- エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」  
(平成 30 年 5 月)

## 重点 6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(16) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

学校経営に当たり校長・准校長の権限と責任のもと、適切なリーダーシップを発揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

- ア すべての教職員が相互に資質を高め合う同僚性の高い職場環境づくりに努め、教職員の組織力の向上を図ること。
- イ いじめ・虐待等の生徒指導事象や、災害等をはじめとしたあらゆる危機管理事案に対して、適切に対応できる組織となっているか、常に見直しを図ること。

「学校組織運営に関する指針」 (平成 31 年 1 月 16 日改訂)

関連項目 ⇒ P51 <PDCAサイクルによる学校経営の推進>  
<学校評価における学校関係者評価の活用> <組織的・効率的な学校運営>  
P52 <支援チームの活用> <職員会議の適切な運営> <加配教員の適切な活用>

(17) 【働き方改革】

府立学校において、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

- ア 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成 30 年 3 月）」などをもとに、着実に取組みを進めること。
- イ 定時退庁に努め、遅くとも午後 7 時までには全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」を、少なくとも週 1 回設定すること。なお、定時制及び通信制の課程にあつては、定時退庁に努めること。
- ウ 教員の長時間勤務の要因の一つになっている部活動については、「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 2 月）に基づき、週 1 回のノークラブデーを含め適切な休養日を設定し、部活動における長時間勤務の縮減に向けて、学校全体として取り組むこと。また合同部活動の実施に当たっては、教員の負担軽減に配慮するよう、学校間・教員間で十分に連携を図ること。
- エ 学校閉庁日を設定し、原則として幼児・児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等校務全般を休止することで、教職員の休暇取得を促すこと。夏季休業中には 8 月 10 日から 16 日の間に連続 3 日間以上設定すること。冬季休業中には 12 月 28 日から 1 月 4 日の間に連続 3 日間以上設定するよう努めること。

「部活動の適切な運営について」（令和元年 12 月 2 日・教保第 2211 号）  
 「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 2 月策定）  
 「働き方改革ポータルサイト」（教育庁教職員室庁内 Web ページ）  
 「働き方改革に係る学校閉庁日の実施について（通知）」（平成 30 年 11 月 6 日・教高第 3100 号）  
 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」（平成 30 年 3 月 28 日・教総第 3447 号）  
 「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について（通知）」  
 （平成 28 年 12 月 7 日・教職企第 1838 号）

関連項目 ⇒ P52 <勤務時間管理について>  
 P53 <休憩時間について> <労働安全衛生体制の充実>

**(18) 【個人情報の適正な管理】**

府立学校において、個人情報の紛失や流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、何よりもまず、個人情報の取扱いに対する教職員の意識を高めることが必要である。そのためには、教職員一人ひとりが個人情報の適正な取扱いができるよう、定められた手順を守ることをはじめ、個人情報の管理のためのルールの徹底を図る必要がある。

- ア 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成 27 年 12 月 4 日決定）に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。
- イ 個人情報の誤送付や紛失が相次いでいる現状を踏まえ、「個人情報の適正管理のために」（平成 30 年 9 月）を用いて、教職員に対し研修を行うとともに一人ひとりに個人情報を取り扱う者としての責任の重さを改めて強く意識させること。
- ウ 万一事象が生起した場合には、速やかな連絡・報告が必要となるため、あらかじめその方法を全教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制についても整えておくこと。

「個人情報の適正管理のために」（平成 30 年 9 月 12 日・教高第 2583 号）  
 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成 27 年 12 月 4 日）  
 「個人情報の適正な管理について」（平成 27 年 6 月 3 日・教委高第 1653 号）  
 「統合 ICT ネットワークへの個人情報データ移行について」  
 （平成 26 年 7 月 1 日・教委高第 1910 号）  
 「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」（平成 26 年 4 月 1 日改正）

「個人情報の適正な管理等について」  
(平成 24 年 6 月 20 日・教委高第 1776 号／教委施財第 1809 号)  
「個人情報の適正な管理・保管について」 (平成 16 年 6 月 9 日・教委学事第 1427 号)

関連項目 ⇒ P54 <情報管理規定の策定> <行政文書や個人情報の適切な取扱い>  
<情報機器からの情報漏洩の防止>

#### (19) 【学校会計事務等の適正化】

府立学校における会計事務は、規則・マニュアルに基づいて適正に処理する必要がある。学校指定物品等については代金引換や後払い方式を徹底し、不測の事態が生じた際の損害を回避できるように事務処理を行う必要がある。また、産業廃棄物の保管及び処分、並びに特別管理産業廃棄物（PCB等）の保管及び管理又は処分に係る事務は、関係法令・要領・手引きに基づき適正に処理する必要がある。

ア 契約・支出事務等の予算の執行等に当たっては、財務規則及び随意契約ガイドライン等に基づき適正に行うとともに、その効率的・効果的な執行に努めること。

イ 学校徴収金等の取扱いは、「学校徴収金等の会計処理基準」に基づき適正に処理すること。

「大阪府PCB廃棄物適正管理の手引き」 (令和元年 5 月 20 日改正)  
「学校徴収金等の会計処理基準」 (平成 29 年 11 月 9 日・教施財第 2936 号一部改正)  
「学校徴収金等取扱マニュアル」 (平成 29 年 11 月一部改正)

関連項目 ⇒ P54 <学校会計事務の適正化>  
P55 <廃棄物処理等事務の適正化>

## 重点 7 安全で安心な学びの場づくり

#### (20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

尊い命が絶たれるという重大な事象や、増加する子どもへの虐待の対策として、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、子ども家庭センターや市町村関係部局等の各機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。

ア 幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合える環境を整えること。

イ 幼児・児童・生徒の生命・身体を守るために、日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。

ウ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、連携して継続的に支援すること。

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」 (令和元年 5 月 9 日・文部科学省)  
「子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止の手引き～」  
(平成 23 年 3 月改訂)  
「大阪府子どもを虐待から守る条例」 (平成 23 年 2 月 1 日施行)  
「児童虐待の防止等に関する法律」 (平成 19 年 6 月改正)

関連項目 ⇒ P59 <生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

## (21) 【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえ、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

ウ 教職員には「教職員防災必携」を常に携帯させ、非常配備が発令された場合は、それに従って行動するよう指導を徹底しておくこと。

「令和元年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」  
(令和元年7月11日・教高第1898号)

「学校における防災教育の手引き(改訂版)」(令和元年6月改訂)

「『教職員防災必携』について」(平成30年9月12日・教高第2590号)

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月・文部科学省)

「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成について(平成29年3月31日・教高第4137号)

「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月27日・教委保第1831号)

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」  
(平成25年3月・文部科学省)

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月・文部科学省)

関連項目 ⇒ P59 <学校安全計画の策定> <安全確保及び学校の安全管理>  
P60 <安全対策の推進> <緊急事態への対処>

## (22) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症や食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えることが必要である。

ア 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

イ 国民健康保険法を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなることをないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

ウ 食物アレルギー対応については、府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長等管理職を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、各校の状況について十分検討したうえで、食物アレルギー対応マニュアルをあらかじめ策定しておくこと。

なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じたものとするよう努めること。

エ 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び自校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。

オ 食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、食物アレルギーの事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるように、毎年校内研修等を実施すること。

カ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。

「熱中症事故の防止について」(令和元年7月3日・教保第1571号)  
「熱中症事故の防止について」(令和元年6月4日・教保第1362号)  
「「熱中症予防のための運動指針」の見直し及び熱中症予防のための「暑さ指数計」の配付について」(令和元年5月29日・教保第1316号)  
「熱中症事故等の防止について」(平成30年5月31日・教保第1345号)  
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」(平成29年2月)  
「人権教育リーフレット6『食物アレルギーのある子どもへの配慮』」(平成27年3月)  
「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月・文部科学省)  
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」  
(平成26年3月28日・教委保第2889号)  
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年3月・日本学校保健会)

#### (23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」(平成26年4月・文部科学省)

関連項目 ⇒ P60 <学校の体育活動中の事故防止等の徹底>

## 重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

#### (24) 【家庭教育支援の充実】

家庭環境や価値観の多様化、情報の氾濫、経済的格差等、家庭や子どもを取り巻く環境が著しく変化し、家庭教育が困難な現状が指摘される中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育が充実する取組みを促進する必要がある。

ア 児童・生徒に対して、学校の授業など様々な機会を通じて、親学習の推進・充実を図ること。また、保護者が、家庭教育について考えたり相談したりできるように、その推進に努めること。

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(令和2年3月増補)  
「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」(令和2年3月増補)  
「特色ある家庭教育支援の取組み一覧」(大阪府Webページ)

関連項目 ⇒ P63 <親学習の実施促進>



## 本編

### ■第1章 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上 － 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 －

#### ○「取組みの重点」に関する事項

##### (1) 【「確かな学力」の育成と授業改善】

###### <特色ある教育活動の充実>

ア 「大阪府教育振興基本計画」及び学習指導要領を踏まえ、幼児・児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるような特色ある教育活動の充実を図ること。

###### <教育課程の編成>

ア 各学校における教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行うこと。

イ 新学習指導要領を踏まえ、各教科・科目及び総合的な学習（探究）の時間等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、生徒や学校の実態等に応じた適切な「学校設定科目及び学校設定教科」を開設するなど、各学校が特色ある教育課程の編成に努めること。

ウ 教育課程の編成に当たっては、府教育センターの高等学校教育推進室・支援教育推進室と十分連携を図ること。

「大阪府立高等学校 教育課程基準」（平成31年3月 令和元年8月一部訂正）

###### <学習内容の充実>

ア 学校週5日制のもとで、各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。

イ 一人ひとりの進路実現を図るため、特色ある教育課程を工夫し、児童・生徒の実態に応じて学習内容の充実に努めること。

###### <学習指導要領の確実な実施>

ア 学習指導要領に基づき、各学校においては、総則、各教科・科目、総合的な学習（探究）の時間、特別活動の指導を適切に行うとともに、学校や児童・生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成や教員研修の充実を一層進めること。

イ 指導と評価の年間計画（シラバス）の作成にあたっては、学習指導要領に示された学習内容等について十分に確認を行うこと。また、教員間で指導と評価の年間計画（シラバス）を共有し、各教科・科目等の内容の相互の関連を図るよう努めること。

ウ 言語活動や体験活動などの充実に引き続き努めること。

「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」

（平成31年3月・文部科学省）

「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」

（平成30年8月・文部科学省）

「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年3月・文部科学省）

「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」

（平成26年1月28日・文部科学省）

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年4月1日・文部科学省）

### <支援学校における学習指導要領の確実な実施>

- ア 幼稚園においては幼稚園教育要領、小学部においては新小学部学習指導要領に基づき、適切な教育課程の編成・実施に努めること。
- イ 中学部においては令和2年度までの間における移行措置の概要及び移行期間における各教科等の学習指導上の留意事項等を十分了知し、新中学部学習指導要領に基づき適切な教育課程の編成・実施に努めること。
- ウ 高等部においては、令和3年度までの間における移行措置の概要及び移行期間における各教科等の学習指導上の留意事項等を十分了知し、新学習指導要領を踏まえ、各教科・科目及び総合的な学習（探究）の時間・自立活動等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、各教科が創意工夫を生かした教育課程の編成に向けた検討に努めること。

「平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について」

（令和元年9月25日・文部科学省）

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚園教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）

「特別支援学校教育要領・学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）

「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改正について」（平成27年4月24日・文部科学省）

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年4月1日・文部科学省）

### <学習指導等における留意点>

- ア 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づいた学びの連続性を十分に理解した上で効果的に行うこと。
- イ 基礎学力の確実な定着を図る取組みとともに教育環境づくりの取組みなど、創意工夫した特色ある教育活動の推進に努めること。
- ウ 主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりの推進に努めること。その際、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型をめざした技術に留まるものではなく、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげたり、対話等を通じ自己の考えを広げ深めたり、問題を見いだして解決策を考え、思いや考えを基に創造したりするような、質の高い学びの実現をめざすこと。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月・中央教育審議会）

### <児童・生徒の学習評価>

- ア 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討すること。その際、観点別学習状況の評価を推進し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を適切に評価できるよう工夫・改善すること。

- イ 障がいのある児童・生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして児童・生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日・文部科学省）

「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（平成28年10月）

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日・文部科学省）

「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（平成13年9月12日・教委教務514号）

### <学習形態の工夫>

- ア 学習の形態については、ティーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、生徒の実態に応じた工夫を行うこと。

- イ 実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。

### <授業の質の向上>

- ア 授業は学校の教育活動の中心をなすものである。児童・生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するために、指導と評価の一体化を通じて学習指導の在り方を見直すことや、授業アンケートの結果を踏まえることにより授業を改善すること。

- イ 各学校においては、授業アンケートを活用し、PDCAサイクルを踏まえた授業改善システムの確立をさらに進めること。

- ウ 各教員が、主体的に授業を研究し、授業形態の工夫や今後進化し続けるICT機器の積極的な活用等により授業改善を図るとともに、校内で好事例の共有を積極的に行うなど、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めること。

- エ 英語の授業においては、各学校が「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定し、生徒が身に付ける能力を明確化することで、生徒の指導と評価の改善につなげること。また、生徒の英語力の向上に向け、4技能を総合的に育成する授業づくりを進めること。

- オ 各学校において、授業規律を確立するため、学校全体で指導方針を統一し、指導の徹底を図ること。

「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成31年2月）

「支援学校授業評価ガイドライン」（平成25年4月）

「各中・高等学校の外国語教育における『CAN-DOリスト』の形で学習到達目標設定のための手引」（平成25年3月・文部科学省）

「大阪版 英語 CAN-DO リスト」「CAN-DO リストの作成と活用に向けて」

（大阪府教育センターWebページ「教職員のためのページ（教材・資料等）」）

「動画で見る府立高校英語授業実践事例」

（大阪府教育センターWebページ「教職員のためのページ（教材・資料等）」）

### <授業改善>

- ア 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うこと。

- イ すべての教員について児童・生徒等による授業のアンケートを実施するとともに、教員相互の研究授業や保護者等を対象とした公開授業を実施し、多様な観点から授業を評価・検証するなど、授業改善に努めること。

- ウ 学習到達目標、評価の観点の趣旨と評価方法を設定し、指導と評価の年間計画（シラバス）に位置付けること。
- エ 府立高校においては生徒による授業アンケートを年2回、府立支援学校においては生徒又は保護者による授業アンケート少なくとも年1回実施し、アンケート結果による授業における課題の洗い出し、課題に対する改善方策の策定、改善状況の把握・検証を行うこと。
- オ 府教育センターが実施しているパッケージ研修を活用し、授業改善に向けた取組みを組織的に進めること。

「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成31年2月）  
 「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（平成28年10月）  
 「支援学校授業評価ガイドライン」（平成25年4月）

### <総合的な学習（探究）の時間の実施>

- ア 総合的な学習（探究）の時間の実施に当たり、各学校においては、学校や地域の実情、児童・生徒の実態等に応じて、ボランティアなどの社会体験、自然体験、勤労生産体験、文化芸術体験、交流体験等の体験学習や、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論等の学習活動を積極的に取り入れること。また、課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする活動や、情報収集、整理・分析、まとめ、表現する活動を行うこと。
- イ 新学習指導要領で示されているように、教科・科目等の枠を越えて学習の基盤となる資質・能力が育まれるように配慮するとともに、引き続きすべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。

### <学校外の学修>

- ア 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。
- イ 実施に当たっては、関係指針に基づき、所定の手続きを行うこと。

「学校外における学修単位認定に係る指針」（平成5年3月・文部科学省）

## (2) 【グローバル人材の育成】

### <国際教育>

- ア 国際教育については、児童・生徒が国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、総合的な学習（探究）の時間、特別活動及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。
- イ 国際関係機関との連携や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。

### <理数教育の充実>

- ア 科学技術の発展が、実社会・実生活を豊かにしてきたことについて、身近な事物・現象に関する観察・実験等を通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うよう授業等の工夫・改善に努めること。
- イ 中学校での数学・理科の学習成果を踏まえて、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心を持ち続ける態度を育てるよう努めること。

### ＜国際理解教育のさらなる推進＞

ア 教育基本法改正の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。

イ 国際化が進展する中であって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。

### ＜海外修学旅行の実施＞

ア 海外修学旅行の実施に当たっては、目的を明確にするとともに、安全確保、健康管理等に配慮すること。

イ 生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。

「海外修学旅行実施上の留意事項」(令和元年5月17日・教高第1521号)

「宿泊を伴う教育活動実施上の留意事項等の一部改訂について」

(平成30年12月21日・教高第3377号)

「大阪府立学校の管理運営に関する規則 第十四条」(平成26年3月31日)

### ＜近隣アジア諸国との交流＞

ア 韓国や中国等、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進や、韓国・朝鮮語、中国語の学習機会を充実させるなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

### ＜平和教育の推進＞

ア 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、関係資料や大阪国際平和センター(ピースおおさか)等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導すること。

イ 国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

「平和教育に関する事例集」(平成15年3月)

## ○ その他の重要事項

### ＜学校の教育活動の積極的な情報発信＞

ア 府立高校及び知的障がい高等支援学校職業学科においては、中学生(支援学校中学部生を含む。)の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択が可能となるよう、アドミッションポリシー(求める生徒像)をはじめ各校の特色ある取組みを積極的に情報発信すること。

イ 保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、中学校(支援学校中学部を含む。)訪問、学校説明会や体験入学等を実施すること。

### ＜文化財の活用＞

ア 「大阪府文化財保存活用大綱」の基本方針に示した教育の観点を踏まえ、学校における文化財の活用を推進すること。

イ 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。

ウ 各教科・科目、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元に継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。

エ 発掘調査により出土した土器等の文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会をつくるなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。

オ 世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群について取り上げることや、文化財資料の貸し出し、学校に対する出前授業（「出かける博物館」事業）等の活用についても配慮すること。

「大阪府文化財保存活用大綱」（令和2年3月）

＜身近な社会教育施設等＞

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館（リバティおおさか）、大阪国際平和センター（ピースおおさか）、体験活動ボランティア活動支援センター、上方演芸資料館

＜環境教育の推進＞

ア 児童・生徒が自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やより良い環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。

イ 環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、総合的な学習（探究）の時間を活用するなど、教科横断的・総合的に推進すること。

ウ 環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。

＜学校図書館の活用＞

ア 学校図書館を活用した調べ学習や朝の読書活動等により、幼児・児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。

イ 司書教諭を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。

ウ 幼児・児童・生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努めること。特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館すること。

「学校図書館活性化ガイドライン」（平成23年3月）

＜異なる校種間での連携の推進＞

ア 異なる校種間において、個人情報の保護等の観点に留意しつつ、生徒指導等の充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的に開催するよう配慮すること。

イ 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。

ウ 総合的な学習（探究）の時間をはじめ学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。

## ■第2章 障がいのある子どもの自立支援

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (3) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

##### <交流及び共同学習の推進>

- ア 障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との相互交流の機会を設け、交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、互いの理解を促進するよう努めること。
- イ 府立支援学校にあっては、近隣の学校のみならず、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。

「「交流及び共同学習ガイド」の改訂について」（平成31年3月29日・文部科学省）  
「高等学校学習指導要領の全部を改訂する告示等の公示について」（平成30年3月30日・文部科学省）  
「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）  
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）  
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）  
「特別支援学校教育要領・学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）  
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）  
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月・中央教育審議会初等中等教育分科会）

##### <高等学校における支援教育の推進>

- ア すべての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。
- イ 自立支援推進校・共生推進校においては、その取組みの成果を、府立高校で共有・活用できるよう、発信に努めること。
- ウ 府立高校においては、支援教育サポート校の来校・訪問相談を活用し、支援教育の推進を図ること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。

「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」（平成30年8月改定）

#### (4) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

##### <個々の状況に即した適切な支援の充実>

- ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- イ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。
- ウ 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。

- エ 支援教育コーディネーターや校内委員会を活用して組織的に取り組み、障がいのある生徒の個々の状況に即した学習指導や評価の在り方を工夫するなど、進級・卒業をめざして適切な指導を行うこと。
- オ 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加まで切れめない支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉医療関係人材及び関係機関との連携に努めること。

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月・文部科学省、厚生労働省）  
 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）  
 「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」（平成28年4月）  
 「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び要綱」（平成28年4月施行）

### ＜個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用＞

- ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。
- イ 「個別の教育支援計画」については、就学前から学校卒業後までを見据えた、一貫した教育的支援を行うため、本人・保護者の参画のもと一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握して作成すること。その際、福祉・医療・労働等の関係機関と連携し、ケース会議資料や移行期の引継ぎ資料として、より効果的な活用に努めること。
- ウ 「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的にわかりやすい内容表記に努めるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に提示するなど、十分説明して理解を得ながら、PDCAサイクルによる指導改善を図ること。

「家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」報告」  
 （平成30年3月29日 厚生労働・文部科学省）  
 「特別支援学校教育要領・学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）  
 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）

### ＜発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援＞

- ア 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、「発達障害者支援法」の趣旨を理解し、一人ひとりのニーズや状況を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。
- イ 府立高校においては、学習指導要領の趣旨が生かせるよう、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用に努めるとともに、関係資料を活用した校内研修の機会の充実を図ること。

「高等学校学習指導要領」（平成30年3月公示・文部科学省）  
 「発達障害者支援法」（平成28年8月改正）  
 「共感からはじまる『わかる』授業づくり」（平成24年8月）  
 「明日からの支援に向けて」（平成21年3月）

### ＜支援学校における地域支援の推進＞

- ア 地域支援リーディングスタッフを中心に、市町村リーディングチーム等との連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのあるすべての幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導方法・支援方法等に関する指導助言を行うなど地域支援に努めること。



イ 地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校のWebページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

#### <医療的ケアのさらなる充実>

ア 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や医療関係機関等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校においては、校内医療的ケア安全委員会のもと、校内体制の一層の充実を図ること。

イ 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実に努めること。

ウ 高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう、校内体制のさらなる充実を図ること。

エ 人工呼吸器をはじめとした高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒について、その安全性を考慮しながら、保護者付添いの軽減等を含め、個別に対応の可能性を検討すること。

<p>「<u>大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会の設置について</u>」(令和元年6月14日)</p> <p>「<u>医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について</u>」(令和元年5月21日、文部科学省事務連絡)</p> <p>「<u>大阪府立支援学校医療的ケア実施要綱について</u>」(平成31年4月8日)</p> <p>「<u>学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)</u>」(平成31年3月20日、文部科学省)</p> <p>「<u>医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の一連の推進について</u>」(平成28年6月3日・厚生労働省、内閣府、文部科学省)</p>
---

#### <障がいのある生徒へのキャリア教育の充実>

ア 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早期からの進路指導の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。

イ 小中学部においても、多様な進路先に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実に努めること。

ウ 府立支援学校においては、福祉や労働等の関係機関、企業等との連携をさらに密にし、学校見学の機会拡充等により、障がいや障がいのある生徒についての理解啓発を行うとともに、小学部段階から将来の社会的自立に向けてキャリア教育や職業教育の充実を図ること。

さらに、早期からの就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努め、生徒が就労する際には、「最低賃金法」の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。

なお、在学時から卒業後の進路を見据えて、福祉や労働等の関係機関と連携すること。

エ 進路先への定着を図るため、個別の教育支援計画等の活用や進路先の訪問等の支援を行い、卒業生や進路先の企業等が相談できる福祉や労働等の関係機関とのネットワークづくりに努めること。また、進学した生徒についても高校・高等部から大学等への円滑な接続が図られるよう、大学等との連携に努めること。

<p>「<u>障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化についての改正について</u>」(平成30年4月2日・厚生労働省)</p> <p>「<u>就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について</u>」(平成29年4月25日・文部科学省・厚生労働省)</p>
--

## ○ その他の重要事項

### <支援学校における放課後等の諸活動の充実>

- ア 地域の関係機関との連携強化により、部活動等による放課後の学校教育活動の充実を図り、障がい者スポーツ・文化芸術活動への参加促進を図ること。
- イ 夏季休業日をはじめとする長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動の充実に努めること。

「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組について」  
(平成 27 年 4 月 10 日・文部科学省)

## ■第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (5) 【人権尊重の教育の推進】

##### <人権教育推進計画の作成>

- ア 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。
- イ 幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ウ 人権教育を進めるに当たっては、関係資料等を活用し、指導の工夫・改善に努めること。

「人権教育リーフレット」シリーズ（平成26年3月～）  
「人権教育COMPASSシリーズ」（平成22年8月～）  
「OSAKA人権教育ABC Part 1～5」（平成19年3月～）  
「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）

##### <人権教育の一環としての同和教育の推進>

- ア 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- イ これまでの同和教育の実践や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）  
「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」（平成15年2月・教委人第113号）  
「大阪府同和对策審議会答申」（平成13年9月）

##### <男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>

- ア 男女平等教育の推進に当たっては、「大阪府男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえ、すべての教育活動において、特に固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- イ 男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。
- ウ 各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。
- エ 性的マイノリティについて、関係資料を活用した研修を実施するなど、教職員自身が理解を進めること。
- オ 性的マイノリティの子どもへの支援に向けては、児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、医療機関とも連携しながら児童・生徒の状況等に応じた対応を行うこと。

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進移管する条例」  
(令和元年10月)  
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」  
(平成28年4月・文部科学省)

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」  
（平成 27 年 4 月・文部科学省）  
「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」（平成 22 年 4 月・文部科学省）  
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成 15 年 7 月）  
「大阪府男女共同参画推進条例」（平成 14 年 4 月）

#### <日本語指導が必要な生徒に対する支援>

- ア 日本語指導を必要とする海外から帰国又は渡日した生徒については、教育サポーター及び府教育委員会が作成した資料等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。
- イ 府が実施する研修等を通して、担当教員の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
- ウ 学校生活等のサポート情報を外国語に翻訳した Web ページ等を活用し、学校生活や進路の支援に努めること。

「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成 31 年 3 月改訂・文部科学省）  
「高等学校教科書用語集（8 言語対訳）保健体育分野・家庭科分野」（平成 23 年 3 月）  
「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」（大阪府 Web ページ）  
「日本語支援アイデア集」（平成 23 年 3 月）  
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成 22 年 3 月）

#### <障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>

- ア 府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内組織体制を整備して、障がい理解教育や集団づくりの一層の充実に努めること。その際、関係資料等を活用すること。
- イ いじめの防止については「大阪府いじめ防止基本方針」（平成 30 年 3 月改訂）を踏まえ各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき適切に指導するとともに、PDCA サイクルにより点検し、必要に応じて見直すこと。

「大阪府いじめ防止基本方針」（平成 30 年 3 月改訂）  
「学校における人権教育推進のための資料集」（平成 29 年 4 月）  
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成 24 年 12 月）  
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 24 年 10 月施行）  
「いじめ対応プログラムⅡ」（平成 19 年 8 月）  
「いじめ対応プログラムⅠ」（平成 19 年 6 月）

#### <互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>

- ア 関係法令及び指針の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すること。
- イ 関係手引きを活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」  
 (平成 28 年 6 月施行)  
 「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために 一本名指導の手引(資料編)一」  
 (平成 25 年 4 月一部修正)  
 「人権教育COMPASSシリーズ」(平成 22 年 8 月～)  
 「大阪府在日外国人施策に関する指針」(平成 14 年 12 月)  
 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成 10 年 3 月一部改訂)

#### <人権侵害事象等に対する対応>

- ア 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- イ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- ウ 差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。
- エ 教職員は、自らの言動により幼児・児童・生徒の人権を侵害することのないよう、幼児・児童・生徒の背景の理解に努めることを含め、常に意識して行動すること。

「学校における人権教育推進のための資料集」(平成 29 年 4 月)  
 「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」(平成 28 年 12 月・教人第 1171 号)

#### <PTAの人権意識の高揚>

- ア PTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、人権意識の高揚に努めること。その際、大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材を活用するとともに、府教育庁主催研修等への積極的な参加を促すこと。

「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」(平成 30 年 12 月改訂)

#### <「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

- ア 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がい理解教育を計画的に推進すること。
- イ 障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していける指導に努めること。

「第4次大阪府障がい者計画(後期計画)」(平成 30 年 3 月改訂)  
 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 28 年 4 月 1 日施行)  
 「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(平成 28 年 4 月改訂)  
 「障害者基本法」(平成 25 年 6 月改正)  
 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成 25 年 3 月改訂)  
 「精神障がいについての理解を深めるために」(平成 20 年 5 月改訂)

### <人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携>

ア 人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題の解決に向け、課題別に担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、関係研究組織と連携し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。

## (6) 【いじめの防止】

### <いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>

ア 校内生徒指導体制の充実を図るとともに、府教育委員会が作成した資料等を活用したいじめの未然防止に向けた取組みを一層推進すること。

イ 「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義を踏まえ、いじめを認知した際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、いじめに関する校内組織を活用して迅速かつ適切に対応すること。

ウ 学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育庁と連携し、解決を図ること。

エ いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施した上で、教職員と児童・生徒との間で日常行われている個別面談や個人ノート、生活ノートを活用するなど、必要な取組みを推進すること。

「大阪府いじめ防止基本方針」（平成 30 年 3 月改訂）  
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定・文部科学省）  
「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）  
「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」（平成 24 年 12 月）  
「いじめ対応プログラムⅡ」（平成 19 年 8 月）  
「いじめ対応プログラムⅠ」（平成 19 年 6 月）

### <多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>

ア 府立学校における暴力行為の発生件数は高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。また、いじめについても引き続き厳しい状況にある。さらに、近年、携帯電話やスマートフォン、パソコンの急激な普及に伴い、メールやインターネットの利用を通じて児童・生徒等がいじめや性犯罪等、重大な事象に巻き込まれる可能性が高くなっている。このような状況を踏まえ、これらの事象がどの学校でも、どの児童・生徒等にも起こり得ると認識した上で、未然防止、早期発見に組織的に取り組むこと。

イ 各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、いじめや暴力を否定する気風を醸成するとともに、児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。

ウ 学校が一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・前籍校・地域・警察等の関係機関との連携を一層進めること。

## (7) 【情報リテラシーの育成】

### <情報通信ネットワークの適切な活用>

ア 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。

### <情報モラルの育成>

- ア 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料等を活用し、情報モラルの指導に努めること。
- イ 情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーについて、生徒が身に付けることができるよう指導すること。
- ウ 学校や生徒に関するネット上の書き込み等については、府教育委員会作成の資料等に基づき、適切に対応すること。

「情報モラル指導資料」(平成19年3月)

「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」(平成17年11月30日・教委高第2956号)

### <携帯電話使用に係る指導の充実>

- ア 児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、府立学校内での児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用については「原則禁止とすること」をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、併せて家庭との連携を図ること。
- イ 家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話やスマートフォン等の利用に係る危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。
- ウ 学校だけで解決することが困難な事象が生じた場合は、府教育庁に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和元年9月更新)

「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年8月)

「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」  
(平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)

## (8) 【中退・不登校の未然防止】

### <中退防止に向けた指導体制の確立>

- ア 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。特に中途退学者数や中途退学率に課題のある高等学校については、その課題解決に向けた取組みを計画的に推進すること。
- イ 生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の達成感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。
- ウ 特に、入学1年めにおいて中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に前籍校や家庭との連携を密にし、入学時に作成した「高校生活支援カード」を日常的に活用するなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。
- エ 授業内容の工夫・改善など学習指導の充実に一層努めること。
- オ 進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。
- カ 研修などから得られた他校の教育活動の成果を自校に還元することで、各校の課題克服を図ること。

キ 関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みを充実させること。

ク 進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整えるとともに、必要に応じて転学等についての情報を提供するなど、適切な進路指導を行うこと。また、その受入れに当たっては、柔軟な対応に努めること。

「働く若者のハンドブック」(令和元年12月)  
「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成27年5月)  
「中退の未然防止のために」(平成22年3月)

#### <不登校生徒等の状況把握と教育相談体制の充実>

ア 不登校の要因として、本人の問題(無気力やあそび・非行等)に起因するものが多くを占めていることから、生徒等一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、校内における教育相談体制の充実を図ること。

イ 生徒等一人ひとりの状況を把握するために、「高校生活支援カード」を有効活用し、適切な指導・支援につなげること。

ウ 前籍校等で不登校であった生徒等や、入学後も欠席傾向がある生徒等に対しては、当該生徒等の前籍校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。

エ 研修などから得られた他校の教育活動の成果を自校に還元し、効果的な方策を検討すること。

オ 生徒等の状況に応じて、大阪府教育センター教育相談室及び大阪府高等学校教育支援センターと連携し、当該生徒等や保護者を支援するとともに、不登校生徒等の理解と支援に関する教職員の共通理解を図り、不登校の防止に努めること。

### (9) 【部活動の取組み】

#### <部活動の在り方>

ア 生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進しスポーツや芸術文化等に親しむことのできる資質・能力の育成を図ること。また、バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。

イ 部活動の在り方については、部活動指導員や外部指導者の活用、複数校の生徒による合同部活動の取組みも含めて、生徒や教員にとって望ましい環境を構築するという観点から検討すること。

## ○ その他の重要事項

#### <政治的教養を育む教育の推進>

ア 政治的教養や主体的に判断する力を高めるとともに、積極的に政治参加できる意欲や態度の育成を図るため、「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」に基づき、計画的・組織的に取り組むこと。

イ 政治に参加する意義や選挙の仕組みを学ばせるとともに、違法な選挙運動を行うことがないよう選挙制度の理解を図り、主体的に判断できる力の育成に努めること。

ウ 実施に当たっては、学校における政治的中立の確保に努めること。



「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」（平成28年2月）  
「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成27年10月29日・文部科学省）  
「高校生向け副教材、教師用指導資料」（総務省、文部科学省）及び「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」（平成27年9月29日・文部科学省）  
「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）」（平成27年7月28日・文部科学省）

#### <消費者教育の充実>

- ア 成年年齢の引き下げを踏まえ、家庭科などにおいて、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容及び消費者被害の未然防止に関する内容の充実を図ること。
- イ 消費者庁作成の消費者教育教材等を活用するなど、消費者教育の充実を図ること。

「社会への扉」（平成29年4月・消費者庁）  
「めぞう！消費者市民」（平成29年2月）

#### <日本人拉致問題に関する理解>

- ア 児童・生徒の発達段階等に応じて、日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進すること。

「拉致問題に関する理解を深めるために」（平成30年2月発行）  
「アニメ『めぐみ』」（平成20年3月・政府 拉致問題対策本部）

#### <キャリア教育の充実>

- ア 幼児・児童・生徒が夢や志を持って自己の可能性を伸ばし、より良い社会を創っていかうとする態度を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。
- イ 幼児・児童・生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択し、将来、社会人・職業人として、また納税者として自立できるよう、キャリア教育を学校の教育計画に位置付けること。
- ウ キャリア教育の実施に当たっては、府のキャリア教育の指針をもとに、小学校・中学校・高等学校・支援学校の連携を推進するとともに、児童・生徒が自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を活用すること。
- エ 地域や関係団体、専修学校等と連携して、実践的な職業教育を推進し、生徒が自己の職業適性や将来設計について考えることができるよう努めること。

「働く若者のハンドブック」（令和元年12月）  
「『【大阪版】キャリア・パスポート』例示資料等について（依頼）」（令和2年1月22日）  
「16才からの“シューカツ”教本」（平成23年3月）  
「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）

#### <進路指導の充実>

- ア 規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うこと。
- イ 生徒一人ひとりの進路や生き方に関する悩みを受け止め、生徒が主体的に進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。
- ウ 進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実を図ること。
- エ 就職した生徒が定着するよう、企業訪問等の支援を行うこと。

### ＜進路に係る問題事象への対応＞

- ア 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、OSAKAしごとフィールド等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。
- イ 近畿高等学校統一用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、違背事象が生じた場合には、適切かつ速やかに対応すること。
- ウ 進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。

### ＜経済的理由により就学困難な生徒への配慮＞

- ア 大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度の利用に当たっては、奨学金制度の趣旨や目的について生徒及び保護者に対して、理解を得よう説明すること。とりわけ生徒に対しては、学業に励み、将来、社会に還元すべき責任と自覚を持つよう指導すること。
- イ 学校徴収金等についても精査し、高額にならないよう配慮すること。

### ＜進学に係る奨学金等の指導＞

- ア 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。
- イ 奨学金等の活用や進路選択に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。
- ウ 生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的について理解を得よう説明するとともに、返還に対する意義と責任についても自覚するよう指導すること。

「奨学金等指導資料」 （令和2年4月更新予定）

### ＜読書活動の推進＞

- ア 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年3月策定）の趣旨を踏まえ、子どもの目的や趣味に応じた魅力的な本と出会う機会の拡大を図るとともに、学校図書館等を活用した調べ学習の実施やビブリオバトル等の読書への関心を高める取組みなど、子どもの読書環境の充実に努めること。
- イ 取組みを進めるに当たっては、府立中央図書館をはじめとする公立図書館やボランティアと連携する等、学校での読書環境づくりを進めること。

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年3月策定）

### ＜国旗・国歌の指導＞

- ア 入学式や卒業式等の儀式的行事については、学校生活に有意義な変化や折りめを付け、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- イ 入学式や卒業式等においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。
- ウ 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」（平成23年6月13日施行）が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等、国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

「入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」  
(平成 24 年 1 月 17 日・教委高第 3869 号)

#### <心の教育の充実>

ア 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自らを律し他人を思いやる心、公共の精神、伝統や文化を尊重し我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要であることを再度確認すること。

イ 大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて子どもたちの豊かな心を育てるよう、実践的な取組みを進めること。

#### <「志（こころざし）学」の充実・改善>

ア 社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、社会人への第一歩としての規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、社会に主体的に参画しより良い社会を創っていく態度の育成に努めること。

イ 平成 23 年度から府立高校において実施している「志（こころざし）学」については、学習計画を作成し、生徒の志や夢を育む取組みの一層の充実・改善を図ること。

「志（こころざし）学」実践事例集について（平成 30 年 3 月 30 日・教高第 4024 号）  
「府立高等学校『志（こころざし）学』研究開発事業 教師用指導書（完成版）」  
(平成 23 年 3 月)

#### <道徳教育の推進>

ア 道徳教育は、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力し、全体計画を作成して学校の教育活動全体で行うこと。その際、公民科の「現代社会」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

イ 道徳教育を進めるに当たっては、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう指導すること。

#### <体験活動の充実>

ア 各学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験や自然体験等の様々な体験活動の充実に努めること。

#### <大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用>

ア 生命の尊さに気付き、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用に努めること。

「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」（平成 27 年 6 月）

#### <規範意識の育成>

ア あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、幼児・児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに、実際にルールやマナーを守ることによって規範意識が育まれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に指導すること。

イ 規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中で育まれるものであることから、各学校においては幼児・児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに、共通の理解が形成されるよう取り組むこと。

#### <「こころの再生」府民運動>

ア 「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、大切な「こころ」を確認し、日々の暮らしの中でできることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取組み（あいさつ運動を含む）を、家庭や地域と一体となって進めること。

「こころの再生」府民運動のロゴマーク

愛さつOSAKAのロゴマーク



「『大切なこころ』を見つめ直して ～『こころの再生』府民運動～」  
(小学校1・2年、3・4年 平成27年3月)  
(小学校5・6年、中学校 平成26年3月)

#### <がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励>

ア 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、顕著な活躍や成果を上げ、他の模範となった幼児・児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら学校生活に対する意欲をさらに喚起する<sup>2</sup>など、励みとなるような取組みを推進すること。

「教育長賞への幼児・児童・生徒の推薦について」（平成29年6月20日・教高第1915号）

#### <問題行動への対応の充実>

ア 少年非行等の問題行動の解決に向けては、青少年健全育成のための連携マニュアルを活用し、子ども家庭センターや少年サポートセンター、警察等の関係機関との連携に努めること。

「心のすくらむ」（平成13年7月）

#### <教育相談体制の充実>

ア 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。

イ 保健室の健康相談活動についても、全校的な相談体制との連携を図るとともに、一層の充実に努めること。

#### <子どもの尊厳を守る取組み>

ア 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。

#### <生徒の状況に応じた指導の工夫と改善>

ア 校則は、児童・生徒の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、児童・生徒の自主性に任せてよいものなどに整理し、各学校の実情に応じて適切に見直すこと。

イ 指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても見直すとともに、児童・生徒や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

**<法定表簿等の適切な記載>**

ア 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。

イ 法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。

ウ 作業の際には、本名使用の意義を踏まえること。

「大阪府立高等学校生徒指導要録の記載について」（平成 30 年 6 月 12 日・教高第 1759 号）

「出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う外国籍生徒の氏名の記載について」

（平成 24 年 12 月 12 日・教委高第 3167 号）

「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」

（平成 21 年 10 月 28 日・教委高第 2333 号）

## ■第4章 健やかな体のはぐくみ

### <学校保健計画の策定>

- ア 学校保健安全法に基づき、学校保健計画を策定すること。
- イ 策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

学校保健安全法（平成27年6月改正）

### <健康教育の充実・体力づくりの推進>

- ア 幼児・児童・生徒が自ら健康増進を図るとともに、心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で安全な活力ある生活を送ることができるよう、健康教育の充実や体力づくりの推進を図ること。
- イ 幼児・児童・生徒の実態に即して、家庭や地域と連携を図りつつ校内指導体制を整備し、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組むこと。

### <学校保健委員会の開催>

- ア 幼児・児童・生徒の健康管理等について、保護者・主治医・学校医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人が自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう、年に1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。

### <性に関する指導の充実>

- ア 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、男女平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。
- イ 府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するとともに、「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成29年2月）についても参考とすること。

「一人ひとりの生と性 ～「性に関する指導」について～」（平成31年2月）  
「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成29年2月）  
「性教育指導事例集」（平成15年3月）

### <養護教諭複数配置校における取組みの充実>

- ア 養護教諭の複数配置校（高等学校）は、各校の課題解決について、その効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。
- イ さらに、保健学習への参画など、生徒の心身の健康問題への対応や健康教育の充実に向けた積極的な取組みを一層進めること。

### <食育の推進>

- ア 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るとともに食物を大事にする心を育むなど、学校における食育を推進すること。

- イ 学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食に関する指導の全体計画の作成と学校教育活動全体を通じた食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- ウ 学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食育の評価を学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。

「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（平成31年3月・文部科学省）

「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」（平成30年3月）

「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」  
（平成29年3月・文部科学省）

「小学生用食育教材『たのしい食事 つながる食育』」（平成28年2月・文部科学省）

「おおさか食育ハンドブック」（平成22年3月・大阪府スポーツ・教育振興財団）

「食生活学習教材（中学生用）『食生活を考えよう―体も心も元気な毎日のために―』」  
（平成21年3月・文部科学省）

## ■第5章 教員の資質向上

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (11) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

##### <社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>

ア 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、幼児・児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図ること。

##### <教職員相互に高め合う職場環境づくり>

ア すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。

イ 教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

##### <校内外の研修を効果的に活用した人材育成>

ア 研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。

イ 府教育センター等で行う校外研修については、「大阪府教員等研修計画」等を活用し、教職員のライフステージや学校の教育課題を踏まえ計画的に受講できるよう努めること。

ウ 校外研修を受講した教職員が、研修成果を積極的に校内での実践に活かしたり、校内研修の講師を務めることにより、学校の教育力の向上に資するよう努めること。

エ 校内研修については、社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な目標を設定し、計画的に実施することにより、その充実を図ること。

オ 年間計画は、校内外の研修の関連性を踏まえて策定すること。その際には、指導教諭や社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。

カ その際には、指導教諭や社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。

「大阪府教員等研修計画」(令和2年3月改訂予定)

##### <その他各種研修成果の還元>

ア 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修や独立行政法人教職員支援機構が実施する「中央研修」等については、その目的を踏まえ、研修成果を学校の教育活動に十分還元すること。

##### <教職員全体の指導力向上>

ア 計画的な研修の実施等に加えて、日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。

イ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターのキャリアラムNAV i プラザによる学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

「メンタリング・ハンドブック」(令和2年3月改訂予定)

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年3月)



#### <支援学校における教員の専門性の向上>

- ア 在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、教員の専門性の向上を図る研修を計画的に実施するとともに、認定講習等への参加を促進させ、早期に特別支援学校教諭等免許状をおおむねすべての教員に所持させること。教員は認定講習等受講により必要単位の修得に努めるとともに、単位修得後には速やかに免許状の申請を行うこと。
- イ 教員にあつては、積極的により専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

#### <教職員のカウンセリングスキルの向上>

- ア 生徒の問題事象の未然防止等を図るため、臨床心理士等を活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。

#### <教職員人権研修ハンドブックの活用>

- ア 校内研修等の実施に際しては、教職経験年数の少ない教職員がこれまでの人権教育の成果を継承するとともに、すべての教職員がさらなる人権教育の取組みを充実・発展することができるよう、「教職員人権研修ハンドブック」を活用すること。

「教職員人権研修ハンドブック」(令和2年3月改訂予定)

### (12) 【不祥事の防止】

#### <飲酒運転について>

- ア 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。
- イ 飲酒運転を行った教職員に対して、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知らながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給等の処分が行われる旨を周知すること。
- ウ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

#### <服務監督について>

- ア 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- イ 休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続をとること。特に病気休暇については、関係通知を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。
- ウ 職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「病気休暇の承認手続きの見直しについて」(平成25年3月29日・教委職企第2282号)

#### <自家用自動車等を使用しての通勤認定について>

- ア 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛すること。
- イ 職員の健康状態等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、関係通知を厳格に適用するとともに特別な事情が生じた場合には、教職員企画課長あて協議すること。

「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」  
(平成 13 年 11 月 16 日・平成 31 年 3 月 11 日一部改正・教職企第 2436 号)  
「働き方改革に資する自動車等通勤認定要件の一部緩和について」  
(平成 29 年 9 月 7 日・教職企第 1623 号)  
「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」  
(平成 13 年 11 月 16 日・平成 19 年 3 月 1 日一部改正・教委職企第 2059 号)

#### <通勤について>

- ア 通勤届出以外の方法による通勤は、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。
- イ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認は、関係通知に基づき、適正な確認を行うこと。
- ウ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「通勤手当の事後の確認について」  
(平成 27 年 3 月 30 日・平成 31 年 3 月 11 日一部改正・教職企第 2435 号)  
「通勤手当の支給方法について」  
(平成 27 年 3 月 30 日・平成 30 年 2 月 1 日一部改正・教職企第 2136 号)  
「通勤認定の取扱いについて」 (平成 27 年 3 月 19 日・教委職企第 2054 号)

#### <兼職・兼業について>

- ア 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- イ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- ウ 兼職・兼業に関する法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「教科書発行者による教科書等の執筆、編集、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」 (平成 28 年 7 月 20 日・教高第 2150 号)  
「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」  
(平成 24 年 3 月 30 日・平成 28 年 3 月 31 日最終改正・教委職人第 4328 号)

#### <旅費について>

- ア 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きを執るとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。

### (13) 【体罰・セクハラ防止の取組み】

#### <体罰の防止>

- ア 体罰が、依然として生起している現状がある。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことを教職員に周知・徹底すること。
- イ 特に障がいのある幼児・児童・生徒については、全教職員が子どもの障がいの特性を理解すること。
- ウ 関係通知を踏まえ、府教育委員会が策定し、障がいのある幼児・児童・生徒への対応等を盛り込み、平成 19 年に改訂した資料を活用した教職員研修を行うこと。

エ 体罰事象の根絶に向けた取組みを実施の上、幼児・児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。

「体罰根絶に向けた取組の徹底について」(平成25年8月20日・教委高第2328号)  
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」  
(平成25年3月21日・教委高第3966号)  
「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月)

#### <セクシュアル・ハラスメントの防止>

ア 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、関係指針の趣旨を踏まえ、府教育委員会が作成した資料等を活用した研修を実施するなど、その未然防止のための学校体制を確立すること。

イ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

ウ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助に当たっては、府教育委員会が作成した資料を参考に指導方法の点検を行うこと。

エ 定期健康診断の実施に当たっては、関係通知を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」  
(平成29年12月8日改正)  
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」  
(平成29年5月改訂)  
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A集」  
(平成29年5月)  
「障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」(平成22年11月)  
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)  
「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」(平成20年3月改訂)  
「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」(平成13年12月)

#### <相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応>

ア 体罰、セクシュアル・ハラスメント事象に対して、各学校の相談窓口が機能するように努めること。

イ 府教育委員会が作成したリーフレットを活用し、府教育センターの「すこやか教育相談」や民間支援機関と連携した「被害者救済システム」を、児童・生徒、保護者及び教職員に周知すること。

ウ 万一、体罰、セクシュアル・ハラスメント事象が生じた場合には、被害者の人権を尊重するとともに二次被害の発生防止に努めること。同時に府教育庁と速やかに連携を図り、事象の解決と被害者の心のケアに努めること。そのために迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「子どもを守る被害者救済システム」(平成27年4月改定)  
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)

## ○ その他の重要事項

### <教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について>

- ア 教科書発行者からの依頼により、教員が教科書等の執筆、編修、意見聴取等を受ける場合には、対価の支払いの有無に関わらず、教科書発行者に対して依頼文書の提出を求めた上で、校長・准校長による承認を得ること。また、校長・准校長は教科書発行者からの依頼文書を教育庁に送付し、承認した内容について報告すること。
- イ 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の対価として報酬を得る場合には、必ず、「営利企業の従事等について」許可の申請を行い、承認を得ること。
- ウ 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受けた教員は、その教科書発行者が関わる教科書の選定事務に関与しないこと。

「教科書発行者による教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」（平成28年7月20日・教高第2150号）

### <評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成>

- ア 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。
- イ 育成（評価）者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- ウ 育成（評価）者は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導助言を行い、教職員の育成に努めること。また、評価結果については、年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

「教職員の評価・育成システム 手引き」（令和2年3月改定予定）  
「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」  
（平成31年3月）

### <教員免許更新制についての周知徹底>

- ア 教員免許の失効は、教員だけでなく、幼児・児童・生徒にも影響があることから、「所有免許状調査」結果の本人通知や「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」などを活用し、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」  
（大阪府Webページ「教員免許更新制」）

### <優秀教職員等表彰について>

- ア 府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものが多く表彰されるよう、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、勤務年数に関わらず、積極的に推薦をすること。

### <承認研修について>

- ア 教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく「勤務場所を離れて行う研修」（いわゆる承認研修）は、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- イ 承認手続の不備が多いことから、いかなる内容の承認研修であっても、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。

「教育公務員特例法」（平成 29 年 4 月改正）

### <次世代育成について>

- ア 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等を推進するために、年休や子育てのための休暇・休業等の取得を含め適切な対応を行うこと。
- イ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が妻の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「男性の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。

「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校編）～ みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり ～」（平成 27 年 4 月）  
「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 4 月施行）

### <女性活躍の推進について>

- ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、継続就業及び仕事と家庭の両立支援、教職員の働き方改革等を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年休を取得しやすい環境づくりに努めること。
- イ 女性教職員の育児休業からの復帰支援に努めるとともに、多様な職務に従事する機会の付与や、教職員の意欲向上を目的とした研修への参加促進など、女性教職員の意欲向上に努めること。

「公立学校における特定事業主行動計画」（平成 28 年 4 月）  
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年 9 月施行）

## ■第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (16) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

##### <PDCAサイクルによる学校経営の推進>

ア 「学校経営計画及び学校評価」（以下「学校経営計画」という。）の策定に当たっては、前年度の学校評価を踏まえるとともに、可能な限り数値目標を掲げるなど、具体的な内容を記載すること。

イ 各学校が策定した学校経営計画に基づきPDCAサイクルによる学校経営を推進すること。その際、めざす学校像の実現に向けて教職員が一丸となる組織的な取組みを推進すること。

ウ 学校経営計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、年度末にはそれぞれの教育活動について具体的な根拠に基づいて着実に自己評価を行い、次年度の取組みの改善につなげること。

エ 学校経営計画に基づき策定される、当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」に従い教育活動を推進すること。

「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）  
「大阪府立学校条例」（平成24年4月1日施行）

##### <学校評価における学校関係者評価の活用>

ア 学校評価の実施に当たっては、学校教育自己診断と学校運営協議会からの意見を活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めること。

イ 学校運営協議会においては、委員による授業その他の教育活動の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めること。

「学校運営協議会の設置等に関する規則」（平成30年4月1日施行）  
「学校運営協議会の運営に関する要綱」（平成30年4月1日施行）

##### <組織的・効率的な学校運営>

ア 教職員の幼児・児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から、校長がリーダーシップを発揮し、機能的な学校運営に努めること。

イ 校内人事決定の際には、通知に基づき、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させることは方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応できるよう、担当者の役割を校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。

エ 課題に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。

「学校現場における業務改善のためのガイドライン」（平成27年7月27日・文部科学省）  
「校内人事の決定について」（平成27年5月20日・教委高第1559号）

### <支援チームの活用>

- ア 学校運営に当たり、必要に応じて高等学校課の育成支援チームの活用を図ること。
- イ 府教育委員会作成の関係資料を校内研修等で積極的に活用すること。

「ミドルリーダー育成プログラム」  
(平成 22 年より毎年度発行、令和 2 年 3 月発行予定)  
「保護者等連携の手引き」(平成 22 年 3 月)

### <職員会議の適切な運営>

- ア 職員会議は、関係法令・関係通知に基づき、その適切な運営に努めること。
- イ 会議録は、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。

「学校組織運営に関する指針」(平成 31 年 1 月 16 日改訂)  
「大阪府立学校の管理運営に関する規則」(平成 26 年 4 月施行)  
「学校教育法施行規則」(昭和 22 年 5 月 23 日・文部省令第 11 号)

### <加配教員の適切な活用>

- ア 加配教員は、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。

## (17) 【働き方改革】

### <勤務時間管理について>

- ア 教職員の勤務時間管理は、関係法令及び規則に基づき、適切に行うこと。
- イ 関係要綱に基づき、教育職員の勤務時間を適正に把握し、時間外業務の縮減を図ること。また、関係要綱に基づくヒアリング等の実施を徹底し、教職員の健康の保持・増進に努めること。
- ウ 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則や要綱等に基づき、適切に行うこと。
- エ 全校一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施に加え、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを行うこと。

「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」(平成 31 年 3 月 29 日・教職企第 2576 号)  
「全庁一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施について」  
(平成 28 年 12 月 7 日・教職企第 1838 号)  
「府立学校における長時間労働健康障がい防止への取組について」  
(平成 27 年 9 月 4 日・教委福第 1171 号)  
「労働基準法第 36 条第 1 項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定(三六協定)締結の手引き(府立学校版)」(平成 27 年 7 月)  
「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(平成 25 年 2 月 22 日・教委職企第 2119 号)  
「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」  
(平成 7 年 3 月 17 日)  
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和 46 年法律第 77 号)  
「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(いわゆる超勤 4 項目、勤務時間の割振り、休暇制度等)(昭和 41 年 1 月 17 日)

### <休憩時間について>

- ア 休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。
- イ 職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る府教育委員会の承認等の手続きが必要であるため、所要の手続きをとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認等の手続きは要しない。

「労働基準法第 36 条第 1 項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定（三六協定）締結の手引き（府立学校版）」（平成 27 年 7 月）

### <労働安全衛生体制の充実>

- ア 関係規則及び大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、毎月の安全衛生委員会の開催をはじめ労働安全衛生活動の活性化に努めること。
- イ 安全衛生委員会では、教職員の勤務時間に関する状況を共有し、時間外勤務の縮減方策の取組状況について調査審議するとともに、安全衛生管理者は、時間外労働等が月 80 時間を超えた教職員の情報について、毎月、本人及び産業医へ情報提供すること。また、長時間労働者への医師による面接指導を実施し、教職員の健康管理に努めること。
- ウ ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。また、集団分析結果を各学校の安全衛生委員会で活用し、職場環境の改善を図ること。
- エ 元気な教職員・元気な学校づくりのために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」が実施する相談事業（セルフケア・ラインケア）及び研修事業を積極的に活用すること。

「労働安全衛生に係る報告等について」（令和 2 年 2 月通知予定）  
「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」（平成 31 年 4 月 1 日改訂）  
「府立学校におけるストレスチェック制度実施要綱」（平成 31 年 4 月 1 日）  
「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法等の施行について」（平成 30 年 10 月・文部科学省）  
「府立学校における長時間労働健康障がい防止への取組について」（平成 27 年 9 月 4 日・教委福第 1171 号）  
「大阪府立学校安全衛生管理規程」（教育長訓保第 1051 号）  
「労働安全衛生規則」（昭和 47 年 9 月 30 日・労働省令第 32 号）  
本冊子巻末資料 P. 66 I - 6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター



## (18) 【個人情報の適正な管理】

### <情報管理規定の策定>

ア 「個人情報保護法」「個人情報保護条例」「情報公開条例」及び「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」等の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。

イ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）や要配慮個人情報（信条や病歴等、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するもの）の取扱いに当たっては、関係法令や内閣府特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を踏まえて策定した「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」、「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」及び個別業務における要領等を踏まえ、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報や要配慮個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（平成30年9月改正・内閣府）  
「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成30年5月改正）  
「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」（平成27年12月）

### <行政文書や個人情報の適切な取扱い>

ア 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した電子媒体を含む）について、その取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。

イ 特に、個人情報は原則として、外部記録媒体に保存せず、統合ICTネットワーク上（セキュリティモード）の学校共有フォルダ（Sドライブ）又は個人用フォルダ（Tドライブ）に保存すること。

ウ 校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、不要な書類については廃棄すること。また、府民からの情報公開等の請求に対し的確に対応すること。

「USBメモリの使用状況の調査について」（令和元年6月26日・教高第2058号）  
「個人情報の適正管理のために」（平成30年9月12日・教高第2583号）  
「文書の適正な管理について」（平成28年3月31日・教委高第4126号）

### <情報機器からの情報漏洩の防止>

ア コンピュータで情報の処理を行う際には、ネットワーク等を通じて情報の漏洩が生じないように、校内で作成した取扱規定を全教職員に周知・徹底し、電子情報や記憶媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。

## (19) 【学校会計事務等の適正化】

### <学校会計事務の適正化>

ア 学校における契約事務、とりわけ2者以上から見積書を徴取して業者を決定する手続きについて、「随意契約ガイドライン」や「随意契約見積心得」を遵守し、契約手続きの公平性、透明性の確保を図るとともに、毎年度、担当職員への聞き取り等により実施状況の確認を行うこと。

イ 学校徴収金の預り金会計については、事業終了後速やかに保護者等に対し精算報告を行い、返還すること。

ウ 学校指定物品、卒業アルバムの支払いについては、代金引換や後払い方式を徹底すること。

エ 修学旅行の支払いは概算払いとするが、支払いは旅行出発日の **30 日前から前日まで**に行うこととし、支出の際は、契約局の入札参加資格の停止の有無等を確認すること。

「学校徴収金等の会計処理基準」(平成 29 年 11 月 9 日・教施財第 2936 号一部改正)  
「学校徴収金等取扱マニュアル」(平成 29 年 11 月一部改正)

#### <廃棄物処理等事務の適正化>

ア 関係法令・要領・手引きに基づき、産業廃棄物の保管及び処分、並びに特別管理産業廃棄物〔※1〕の保管及び管理又は処分について、適正に事務を行うこと。

〔※1〕特別管理産業廃棄物とは、廃油(揮発油類)、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物、廃水銀等)をいう。

「大阪府 PCB 廃棄物適正管理の手引き」(令和元年 5 月 20 日改正)  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(平成 29 年法律第 61 号改正)  
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」  
(平成 28 年法律第 34 号改正)

## ○ その他の重要事項

#### <入学者選抜の厳正な実施>

ア 平成 30 年度入学者選抜において複数の高校でマニュアル等に示す手順が遵守されていなかったことや、これまでの合否過誤、採点ミスの内容を踏まえ、平成 30 年 12 月に改訂した「入学者選抜事務点検マニュアル(第 6 版)」等を厳に遵守し、2 系統による採点方法やその他点検の手順等を十分に理解した上で、選抜事務を行うこと。

イ 特に、指示系統をあらかじめ決定し、役割分担、作業系統を明確にし、原則として決定している分担以外の作業は行わないこと、電子データやパソコンの厳重な管理体制を確立すること、すべての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うことを厳守するなど、選抜事務における点検体制を確立すること。

ウ 休憩時間を確保するなど、採点者が集中して作業できる体制を確立すること。

「入学者選抜事務点検マニュアル(第 6 版)」(平成 30 年 12 月)  
「入学者選抜事務点検マニュアル【知的障がい高等支援学校職業学科(本校)】」  
(平成 30 年 12 月)

#### <保護者・地域ニーズの学校運営への反映>

ア 生徒や保護者、地域の住民の声を学校運営に反映させていくため、さらに開かれた学校づくりへ向けた取組みを進めること。

イ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校運営協議会を活用し、保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させること。

ウ 学校教育自己診断結果の分析及び考察を学校評価に反映するとともに、その内容をホームページ等を活用して保護者等に公表すること。

エ 様々な教育活動に関する情報をホームページ等を活用して保護者等へ発信するなど、学校情報の公表を進めること。

「『学校教育自己診断』の実施について」(平成30年5月22日・教高第1474号)  
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年6月30日)

#### ＜学校運営協議会を通じた学校運営＞

- ア 「学校運営協議会の設置等に関する規則」「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」及び各校が定める実施要項に基づき学校運営協議会を運営すること。
- イ 学校運営に関する基本的な方針(学校経営計画の「めざす学校像」及び「中期的目標」)の承認を得るとともに、学校経営計画や学校評価について必要な意見聴取を行い、学校運営の改善に努めること。

「学校運営協議会の設置等に関する規則」(平成30年4月1日施行)  
「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」(平成30年4月1日施行)  
「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要」(平成29年4月・文部科学省)

#### ＜保護者等への授業公開＞

- ア 開かれた学校づくりを進めるため、保護者等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。
- イ 授業公開の実施に当たっては、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。

#### ＜学校Webページの活用＞

- ア 学校のWebページについては、学校の活動が鮮明に伝わるよう創意工夫に努めること。
- イ 開かれた学校づくりの観点から、「学校経営計画及び学校評価」や教育方針、教育課程、とりわけ特色ある教科・科目や総合的な学習(探究)の時間等を含む年間授業計画(シラバス)、進路状況、学校いじめ防止基本方針、学校教育自己診断、学校運営協議会に係る情報など教育情報の公開に努めること。
- ウ 情報の公開に当たっては、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。

#### ＜学校におけるICT活用の推進＞

- ア 幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保するため、ICTを活用し、校務の効率化を図ること。
- イ 統合ICTネットワークを活用し、校務の情報化を進めること。
- ウ 校務処理システムを活用し、生徒情報の各種管理事務の効率化を図ること。

#### ＜工科高校等の地域連携・地域貢献＞

- ア 工科高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる人材育成を行う学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、府立大学、府立大学工業高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を図ること。
- イ 定時制(多部制単位制を含む)・通信制高校においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール(聴講制度)の活用の取組みをさらに推進すること。

### <週休日の教育活動>

ア 学校説明会、学習活動（補習・講習等）や生徒指導等、週休日における多様な教育活動の実施等については、関係通知等を踏まえて適切に行うこと。

「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱い」  
（平成 16 年 9 月 21 日・教委学事第 1930 号）

### <土曜授業>

ア 土曜授業を実施する場合には、各校において、学校や地域の実情、幼児・児童・生徒の負担を踏まえながら、土曜授業を実施する教育的意義、土曜授業を実施した場合の教育的効果を検討したうえで、計画を立てること。

イ 土曜授業の実施に当たっては、実施目的や内容、頻度について幼児・児童・生徒、保護者への周知を図るとともに、十分な理解を得るよう努めること。

ウ 教職員が土曜授業に係る業務に従事する場合は、法令の定めによる週休日の振替〔※1〕又は勤務時間の割振り変更〔※2〕を確実に行うこと。

エ 土曜授業の申請に当たっては、定められた期日を厳守し、終了後は、実施報告書を速やかに提出すること。

〔※1〕 週休日に勤務することを命ずる必要があるときに、その週休日と他の勤務日とを振り替えること。

〔※2〕 勤務日の勤務時間のうちの4時間（3時間45分）だけを週休日に割り振り、勤務させること。

「土曜授業の実施にあたってのガイドライン」（平成 26 年 8 月 21 日）

### <非常勤職員の効果的な配置と活用>

ア 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用に努めること。

イ 内申等の手続きに当たっては、「講師希望者登録のお知らせと講師制度の概要」等によって、勤務条件を明示するなど、適正に行うこと。

また発令に当たっては、「勤務条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、必ず変更後の勤務条件を明示すること。

「大阪府公立学校非常勤講師取扱要綱」（平成 25 年 4 月 1 日）  
「非常勤職員雇用事務について」（教育庁学校総務サービス課庁内Webページ）  
「人事事務処理要領」（教育庁教職員室庁内Webページ）  
「教職 Q救箱（様式集）」（教育庁教職員室庁内Webページ）

### <行政の福祉化>

ア 府立学校における校舎等の建物清掃や除草業務等の実施に当たっては、本府の全庁的取組みを踏まえ、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援するよう努めること。

### <転入学の受入対応>

ア 一家転住等、本人の責任によらない、やむを得ない事情による転入学については、柔軟で円滑な受入れを図ること。

イ 平成 23 年 9 月当初より設けた府内の高等学校間の転入学に当たっては、希望者に対し、在籍校において十分に指導を行うとともに、転学希望の申し出があった場合は、定員の範囲内において転学の機会を設けること。

「転入学受入れに係る Q A」 (平成 31 年 3 月 15 日・教高第 3944 号)  
「大阪府立高等学校編入学、転入学、留学、海外からの留学生の受入れ並びに休学及び復学取扱要領」 (平成 28 年 3 月 31 日・教委支第 2244- 2 号)  
「大阪府立高等学校編入学、転入学等の取扱い上の留意事項」  
(平成 28 年 3 月 31 日・教委支第 2244- 2 号)  
「府立高校・私立高校間の新たな転学機会等について」 (平成 23 年 7 月 26 日・教委高第 1990 号)  
通知 (高校) (支援学校) ・資料 1 (趣旨)、2 (概要)、3 (Q&A)

#### <就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策>

ア 就学支援金制度と、奨学のための給付金制度については、生徒や保護者等が十分に制度を理解し、必要な手続きを行うように周知に努めること。

イ 授業料等の未納者に対しては、事務取扱要領の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等による面談等、積極的な納入指導に取り組むとともに、「債権の回収及び整理に関する条例」及び「財務規則」に基づき適正な債権管理を行うこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合は、府教育庁に徴収事務を引き継ぐこと。

ウ 入学料は入学前納付としている趣旨及び修学支援の制度等について十分説明し、未納防止に努めること。入学許可の取消しについては、「聴聞手続」など適正な手続きを経た後、実施すること。

エ 授業料や入学料の未収金は、延滞金の対象になることに留意すること。

「大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領」 (平成 28 年 12 月 15 日改正・教施財第 3394 号)

#### <備品の適正管理>

ア 備品の管理に当たっては、物品管理者 (校長)、物品取扱責任者 (事務(部)長・課長補佐・主査) が定期的に現物調査し、照合確認等すること。

イ 物品取扱者 (教職員) は、その担当する備品について、責任を持って保管・利用・照合確認等を行うこと。

「備品管理の適正化について」 (平成 23 年 7 月 13 日・教委施財第 1661 号)

## ■第7章 安全で安心な学びの場づくり

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

##### <生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

- ア 幼児・児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席、虐待、貧困など幼児・児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、その自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて考えさせるよう努めること。
- イ 幼児・児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止め、必要に応じて地域の保健医療機関等専門の支援機関と連携するなど適切に対応できるよう、精神科医や臨床心理士等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実に努めること。

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）  
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月・文部科学省）  
「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月・内閣府、文部科学省、厚生労働省）  
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」  
（平成31年2月・内閣府、文部科学省、厚生労働省）  
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き～」（平成23年3月改訂）

#### (21) 【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】

##### <学校安全計画の策定>

- ア 学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- イ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

学校保健安全法（平成27年6月改正）

##### <安全確保及び学校の安全管理>

- ア 子どもの安全を脅かす事象に対しては、学校及び子どもの安全を守るための諸通知に基づき、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業期間中の登校日等における必要な措置を講じること。
- イ 学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めるとともに危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、安全教育の一層の充実を図ること。とりわけ、幼稚部、小・中学部を設置する支援学校及び中学校の登下校時については、「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検」の結果を踏まえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全対策に取り組むこと。その際には「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえたものとする。
- ウ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。
- エ 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、交通安全に関する指導を充実すること。とりわけ登下校時の自転車利用につき、ルールやマナー等を徹底すること。また、児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付

けられたことをPTAと連携するなどして周知すること。

「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検について」(令和元年8月23日・教保第1806号)  
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月・文部科学省)  
「『登下校防犯プラン』について」(平成30年7月3日・教保第1527号)  
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について  
(平成28年3月25日・教委保第2747号)  
「交通安全教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」  
(平成24年3月・文部科学省)  
「こどもエンパワメント支援指導事例集」(平成19年3月改訂)  
「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」(平成16年1月・文部科学省)  
「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年6月・文部科学省)  
「安全教育教材ビデオ『きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室』」(平成15年3月)  
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」(平成14年10月)  
「学校における児童生徒等の安全を確保するために」(平成13年7月)

#### <安全対策の推進>

ア 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」(平成23年3月・文部科学省)  
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月・文部科学省)  
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」(平成17年3月)  
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月)  
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」(平成15年12月)

#### <緊急事態への対処>

ア 万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯計画を策定し、救急体制及び防犯訓練等の危機管理体制を確立すること。

イ 教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図ること。

「令和元年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」  
(令和元年7月11日・教高第1898号)  
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月・文部科学省)  
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」(平成17年3月)  
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月)  
「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」(平成15年12月)

#### (23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

##### <学校の体育活動中の事故防止等の徹底>

ア 各活動場所においては、活動内容、児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。

イ 技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。

ウ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。

エ 児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを遵守するよう、指導を徹底すること。

オ 熱中症予防に向けては、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。

カ 屋外での体育活動においては、天候の急変等に十分注意するとともに、落雷等が予測される時はためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

キ 万一来に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」

（令和元年7月17日・教保第1654号）

「熱中症事故の防止について」（令和元年7月3日・教保第1571号）

「運動会・体育大会等における組体操について（令和元年6月11日・教保第1420号）

「熱中症事故の防止について」（令和元年6月4日・教保第1362号）

「熱中症予防のための運動指針」の見直し及び熱中症予防のための「暑さ指数計」の配付について（令和元年5月29日・教保第1316号）

「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」

（令和元年5月7日・教保第1196号）

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）

「落雷事故の防止について」（平成30年7月31日・教保第1679号）

「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」（平成30年7月23日・教保第1645号）

「学校水泳プールの安全管理及び水泳等の事故防止について」（平成30年5月8日・教保第1229号）

「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について」

（平成29年1月16日・教保第2425号）

「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と応急処置』」

（平成28年9月30日・独立行政法人日本スポーツセンター）

「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～』」（平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツセンター）

「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」（平成26年4月4日・文部科学省）

「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」

（平成25年9月4日・文部科学省）

「体育授業中の事故防止について」（平成19年10月3日・教委保第1921号）

## ○ その他の重要事項

### < AEDを含む心肺蘇生実習の実施 >

ア すべての教職員が、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるため、講習等を毎年実施するよう努めること。講習等では、「死戦期呼吸」についても周知すること。

イ 保健の授業等において生徒対象の実習を計画すること。

「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～』」（平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）

### < 学校給食における衛生管理の徹底 >

「学校給食衛生管理基準の取扱いについて」（平成29年8月・文部科学省）

「学校給食施設・設備の改善事例集」（平成25年3月・文部科学省）



「学校給食調理従事者研修マニュアル」(平成24年3月・文部科学省)  
「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」(平成23年3月・文部科学省)  
「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅡ」(平成22年3月・文部科学省)  
「学校給食衛生管理基準の施行について」(平成21年4月・文部科学省)  
「学校給食における食中毒防止Q&A」(平成21年3月・独立行政法人日本スポーツ振興センター)  
「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅠ」(平成21年3月・文部科学省)  
「学校給食調理場における手洗いマニュアル」(平成20年3月・文部科学省)

ア 学校給食実施においては、学校給食法第九条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

## ■第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (24) 【家庭教育支援の充実】

##### <親学習の実施促進>

- ア 児童・生徒が自分の将来を見据え、家庭や家族について考えることのできる親学習を推進するとともに、府教育庁が実施する親学習に関する教職員研修に積極的に参加すること。
- イ 保護者が主体的に学べるよう、PTA研修等を活用して親学習の実施に努めること。
- ウ 親学習の実施に際しては、大阪府教育委員会作成の親学習教材等を活用するとともに、必要に応じ親学習リーダーをはじめとする地域人材等との効果的な連携を図ること。

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(令和2年3月増補)

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」(令和2年3月増補)

### ○ その他の重要事項

##### <教育コミュニティへの参画と活性化>

- ア 学校を核とし、地域社会の様々な人々が子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもに関わる地域学校協働活動等を行う教育コミュニティづくりに参画し、その活性化を図ること。

##### <地域学校協働活動への参画・協力>

- ア 近隣地域の学校支援地域本部や地域教育協議会(すこやかネット)等の地域学校協働本部の活動に積極的に参画・協力すること。
- イ 支援学校においては、教育コミュニティづくり推進事業の活用等により、地域社会の様々な人々による学校教育への支援活動が活性化するよう努めること。

「社会教育法」(平成29年3月改正)

##### <PTA活動の活性化>

- ア 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化を図り、教育コミュニティづくりに寄与できるよう努めること。

## 資料

### I 大阪府の教育相談

#### 1 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

内 容 府内の児童生徒、保護者、教職員に対し、教育上の様々な問題や悩みについて、電話、メール、面接、LINEによる教育相談（学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談）を実施する。

（相談は無料、秘密は厳守する。）

- ・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者が希望する性の相談員が応じる。
- ・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など。

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06-6607-7361 電子メール [sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)

保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06-6607-7362 電子メール [sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)

教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06-6607-7363 電子メール [sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp)

高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）

電話 06-6607-7353

24時間対応「すこやか教育相談24」

（平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けている。）

電話 0120-0-78310 FAX 06-6607-9826（教育相談室直通）

受 付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（祝日、年末年始は休み）

ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日

面接相談は学校を通しての予約が必要

LINE相談は児童生徒のみ毎週1回17時から21時

場 所 大阪府教育センター 教育相談室（本館5階）

〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23

交通機関 OsakaMetro 御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m

JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1400m

近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、

<http://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

#### 2 大阪府高等学校教育支援センター（大阪府教育センター所管）

名 称 大阪府高等学校教育支援センター

内 容 心理的又は情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある高校生（府立中学生を含む）を対象に学校復帰を支援し、社会自立をめざして学習支援や心理支援を行う。

場 所 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23 大阪府教育センター本館5階

問合せ先 大阪府高等学校教育支援センター 電話：06-6607-7366

午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

3 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン (電話相談)  
 電話番号 06-6944-7867  
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分  
 主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等保護者からの未成年に関する困りごとや、いじめや友達付き合い等での悩みの相談を本人から電話で受ける。

名 称 青少年クリニック (面接相談)  
 電話番号 06-6773-4970  
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分  
 主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題に合った指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が、面接とともに親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるためには、直接電話するか、最寄りの警察署(少年係)まで、相談して予約をする。

4 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター  
 電話番号 06-6691-2811 (代表)  
 06-6607-8814 (わかぼちダイヤル【若者専用電話相談】)  
 0570-064-556 (こころの健康相談統一ダイヤル)  
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時  
 (面接相談を希望する場合は予約制)

5 子ども家庭センター (面接相談可能)

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。(祝日、年末年始を除く)

各府民センタービル内に設置していた青少年相談コーナーは、平成29年3月末をもって廃止され、同年4月1日以降、子ども家庭センターにおいて、青少年相談に対応しています。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター	072-828-0161	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	072-828-0190	
池田子ども家庭センター	072-751-2858	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	072-751-1800	
吹田子ども家庭センター	06-6389-3526	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	06-6389-2099	
東大阪子ども家庭センター	06-6721-1966	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	06-6721-5336	

富田林子ども家庭センター	0721-25-1131	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	0721-25-2263	
岸和田子ども家庭センター	072-445-3977	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町に住んでいる方
【虐待通告専用電話】	072-441-0125	

虐待通告電話は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分  
 上記時間帯以外は、072-295-8737（大阪府子ども家庭センター夜間休日虐待通告専用電話）へ  
 こども専用「子どもの悩み相談フリーダイヤル」 0120-7285-25（24時間365日対応）

#### 6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

組合員の心身の健康増進のために、臨床心理士等の専門家が様々なこころの相談に応じるほか、教育委員会や学校等所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣している。

場 所 〒556-0014 大阪市浪速区大国1-10-3 社会医療法人 弘道会 なにわ生野病院2階  
 電話番号 0120-556-879

URL <http://www.koudoukai.or.jp/naniwa-hp/osaka-mh/>

#### 【相談事業】

##### ① 対 象

組合員と被扶養者

##### ② 相談内容

ご自身のこころの健康に関する相談  
 管理職からの職場環境・教職員のメンタルヘルス等に関する相談  
 ※相談内容は秘密厳守で実施

##### ③ 相談形式

大阪メンタルヘルス総合センター内での直接面談のみ  
 （電話・メールでの対応はいたしません）

##### ④ 費 用

無料（治療が必要となった場合は、医療保険での通常診療となる）  
 ※ご自身の相談は原則として1回あたり50分以内、3回まで

##### ⑤ 相談スタッフ

臨床心理士（必要に応じて心療内科医・精神科医が対応）

##### ⑥ ご利用方法

初回は電話での予約が必要

電話番号 0120-556-879

【予約受付時間】 月曜日～土曜日 午前10時～午後6時

【 相談時間 】 月曜日～土曜日 午前11時～午後7時

※年末年始（12月29日～1月3日）ならびに「国民の祝日に関する法律」に規定された休日を除く

【研修事業】

① 研修会等

健康をテーマとした講演会、メンタルヘルスに関するセミナーを実施  
別途、教育センター等の関係機関と連携し、メンタルヘルスに関する研修を実施

② 研修会等への講師派遣事業

学校等の所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣

※ 組合員 10 人以上の参加を条件

※ 派遣に要する費用は無料

II カリキュラムNAV i プラザ (カリナビ)

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する相談・情報発信、②学びを深めるための研究・研修支援、③学校づくりや授業づくりに関する資料収集・発信等を行っている。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラム NAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区菟田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657 (直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> <a href="mailto:navi@edu.osaka-c.ed.jp">navi@edu.osaka-c.ed.jp</a>	○OsakaMetro 御堂筋線 「あびこ」駅下車 ①番出口から東北東 700m ○JR 阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ 1400m ○近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ 1700m

III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後 3 年以内で大阪府に定着する中国残留邦人等の家族 (二世) 等、一定の要件に該当する中国帰国者が小学校、中学校及び高等学校に通学する子 (三世) について学校に相談する場合や医療機関での適切な受診等、関係行政機関等からの助言、指導及び援助を容易に得られるよう、中国語と日本語の通訳を行う自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っている。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課 電話番号 06-6944-6662

IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4階	少年育成室 06-6772-4000 育成支援室 06-6772-6662	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、 中央区の一部（旧東区）、東成区、 城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、 阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区末広町 3-21 扇町センタービル 6階 605号	少年育成室 06-6362-2225 育成支援室 06-6311-0660	大阪市域のうち、北区、福島区、 此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2階	少年育成室 06-6211-3400 育成支援室 06-6211-0141	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南 区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、 港区、大正区、住之江区
八 尾	八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4階	少年育成室 072-992-3256 育成支援室 072-992-3301	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市西区鳳東町 4-390-1 泉北府民センタービル 3階	少年育成室 072-274-2355 育成支援室 072-274-2152	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、 泉北郡
豊 中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1階	少年育成室 06-6866-3000 育成支援室 06-6863-0099	豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
枚 方	枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル 4階	少年育成室 072-843-2000 育成支援室 072-843-1999	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2階	少年育成室 0721-25-4922 育成支援室 0721-24-5510	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 南河内郡
岸和田	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル 4階	少年育成室 072-423-2486 育成支援室 072-438-7735	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、泉南郡
茨 木	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4階	少年育成室 072-625-6677 育成支援室 072-621-4114	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 三島郡
① 受付期間 午前9時～午後5時45分 土曜日、日曜日、祝日は休み		② 相談申込 電話か直接来所 ③ 相談担当者 警察職員	
リンク集：○ 大阪府警察 <a href="http://www.police.pref.osaka.jp/">http://www.police.pref.osaka.jp/</a> （トップページから「少年サポートセンター」を検索） ○ 大阪府青少年課 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kosei/shonen/syounensupportcenter/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kosei/shonen/syounensupportcenter/index.html</a>			

V 社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町 4-8-27	0725-46-2162	J R 阪和線「信太山」駅 下車 西へ 600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山 299	0721-93-8321	近鉄長野線「喜志」駅から 金剛バス「近つ飛鳥博物館 前」下車 東へ 600m
花の文化園 (フルルガーデン)	〒586-0036 河内長野市高向 2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 「河内長野」駅から南海バス 「上高向」下車 南東へ 800m
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園 1-18	072-721-7967	阪急箕面線「箕面」駅下車 北へ 1 km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内 1-13-2	06-6866-3621	北大阪急行「緑地公園」駅 下車 南西へ 620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中 2	072-367-8891	南海高野線「大阪狭山市」駅 下車 西へ 700m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西 3-6-36	06-6561-5891	J R 環状線「芦原橋」駅下車 南へ 600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城 2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線・J R 環状線 「森ノ宮」駅下車 西へ 400m
少年自然の家	〒597-0102 貝塚市木積字秋山長尾3350	072-478-8331	水間鉄道「水間観音」駅から 福祉型コミュニティバス (は ーもにーばす) 「少年自然の 家」下車 400m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島 1-2-10	06-6203-0474	地下鉄・京阪「淀屋橋」駅 下車 1号出口北東へ 300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北 1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線「荒本」駅 下車 1番出口北西へ 400m
上方演芸資料館 (ワッハ上方)	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMB Aビル7階	06-6631-0884	Osaka Metro「なんば」駅 南海「難波」駅 近鉄・阪神「大阪難波」駅 下車 500m JR大和路線「JR難波」駅 下車 900m



## 学校組織運営に関する指針

平成18・12・7  
改訂 平成22・12・22  
改訂 平成26・4・25  
改訂 平成26・6・3  
改訂 平成31・1・16

### 1 目的

- (1) 校長・准校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立する。
- (2) 学校教育をめぐるさまざまな課題と急速な社会の変化に対応できるように、迅速な意思決定により、学校組織の機動力を高めるとともに、絶えず効率的な業務運営を追求する。

### 2 組織運営に当たって

#### (1) 中期的目標と学校経営計画

##### <中期的目標と組織運営>

- ア 校長・准校長は、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を確立し学校経営計画を策定する。
- イ 組織運営においては、PDCAサイクルを導入し、目標管理を徹底する。
- ウ 教育活動や業務は、特定の個人の力量に負うことがないよう、業務のシステム化・ICT化などによって、組織全体で取り組む。
- エ 年間の業務実態や個々の教職員の業務実態を把握し、可能な限り、業務の平準化を図る。
- オ 校長・准校長は校内組織について常に業務を見直し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドする。

##### <学校経営計画と学校教育計画>

- ア 学校経営計画では、中期的目標を踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。学校教育計画は、学校経営計画に基づき、当該年度の教育活動について具体的な方針を示す。
- イ 学校経営計画の策定に当たっては、可能な限り目標を数値化するなど、教職員が目標達成に向け一丸となって取り組むことができる内容になるよう努めるとともに、めざす学校像及び中期的目標については、学校運営協議会の承認を得るものとする。
- ウ 学校経営計画及び学校教育計画の策定に当たっては、前年度の総括と改善計画および学校運営協議会の提言を踏まえる。
- エ 学校教育計画の策定と総括には、全ての教職員がそれぞれの係っている分野で参画し、学校教育目標と計画・方針の共有化を図る。
- オ 校長・准校長は学校経営計画を年度当初に教職員に周知し、教職員はそのもとに各学年・分掌・教科等及び各個人の目標と方策を策定する。
- カ 各学年・分掌・教科等及び各個人の目標や計画の策定に当たっては、目標を数値化するなど、その到達度が客観的に評価可能な内容になるよう努める。
- キ 目標の達成度や計画の進捗状況については、適宜、具体的に評価を行うこと。なお、その際学校運営協議会の意見や学校教育自己診断等を参考にし、必要に応じて計画と方策を修正する。
- ク 年度末には、各学年・分掌・教科等および教職員個人において年度の取組みを総括し、成果と残された課題を明らかにし、次年度に向けて改善計画を策定する。

#### (2) 校内組織と会議

校務に関する決定は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

##### <首席等>

- ア 首席及び学年・分掌等の長は、学校経営計画の円滑な達成のために指導力を発揮する。
- イ 首席及び学年・分掌等の長は、所管する分野における業務の遂行に責任を持ち、必要に応じて、校長・准校長及び教頭・事務(部)長・首席に報告・連絡・相談する。

##### <運営委員会等>

- ア 校長・准校長は学校運営の核となる組織として、教頭、事務(部)長、首席及び学年・分掌等の長からなる運営委員会等を設置する。

- イ 首席及び学年・分掌の長は、校長・准校長に対し、所管する分野における業務の遂行について運営委員会等で報告する。
- ウ 運営委員会等において、首席及び学年・分掌等の長は、それぞれの所管する組織の立場にこだわらず、常に学校全体の立場から意見交換を行い、もって校長・准校長が自校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。

#### <職員会議>

- ア 校長・准校長は職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- イ 職員会議は校長・准校長が招集し主宰する。
- ウ 職員会議においては、校長・准校長が必要と認める校務に関する事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- エ 円滑な会議運営のために校長・准校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長・准校長の権限を制限することがあってはならない。
- オ 校長・准校長が特に必要と認める場合、挙手・投票により教職員の意見を聴取することができる。ただし、教職員による挙手・投票の実施を原則としたり、教職員の意見が校長・准校長の権限を実質的に制限することがあってはならない。
- カ 職員会議の記録はあらかじめ校長・准校長が定めた記録者によって作成し、発言者の確認のもと、校長・准校長の決裁を経て確定する。
- キ 職員会議の案件についてはあらかじめ運営委員会等で論点を整理しておくなど、時間の短縮化を図り、効率的に運営するために、あらかじめ時間を定め、必要な資料等を事前に配付するなどの工夫をする。

#### <会議運営>

- ア 課題に迅速に対応しつつ、児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議は極力効率的に短時間で行う。
- イ 会議の開催に当たっては、目的・時間・案件・説明者を明らかにするとともに、事前に議論の整理と資料等を配付するなどして、会議運営の円滑化と効率化を図る。
- ウ 校長・准校長が決定し会議で示した事項は、全員が責任を持って実行する。

### (3) 人事

#### <人材の育成>

- ア 校長・准校長は、中期的な人事計画を作成し、学校目標の達成に向け、中堅・若手教員の育成に努める。
- イ 評価育成システムを活用して、校長・准校長は教職員ひとりひとりの育成課題を認識し、次代を担う人材の育成に努める。
- ウ 人材を育成するに当たっては、日常の業務を組織的に遂行するとともに、校外研修の成果を校内に還元して、組織全体の力量を引き上げることに留意し、学校組織全体の活性化につながるよう努める。
- エ 首席・指導教諭は日常業務でのOJTを通じて教員の育成に努める。
- オ 授業観察・授業公開・研究授業および生徒による授業評価を活用して、教員の授業や生徒指導における資質向上を図る。

#### <主任等の校内人事>

- ア 学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の決定及び発令は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。
- イ その権限の行使に当たって校長・准校長は、必要に応じて教頭、事務(部)長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。また、教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は取らない。
- ウ 校長・准校長は、自らの指揮監督のもと、必要に応じて校内人事に関する事務を行うための校内組織を置くことができる。ただし、この校内組織は、校長・准校長を補佐するため、教頭や首席等を主たる構成員として置かれるものであり、構成員の決定、運営、意思決定等、いかなる場面においても校長・准校長から独立したものであってはならない。(当該組織が管理職以外の教職員を主たる構成員とし、人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長・准校長が追認することは認められない)

い。)

(4) 予算

- ア 校長・准校長は、中期的目標のもとでの年次計画を踏まえ、学校経営計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにした予算編成の基本方針を定め、教職員に周知する。
- イ その上で、事務(部)長はじめ事務職員、学年・分掌・教科等の意見を十分聴取し、配分の重点化に配慮した予算編成を行う。
- ウ 光熱水費等の節減により生じた余剰金は教育活動に活用する、また、備品については遊休化することがないよう他校とも連携し積極的な活用を図る。
- エ 校長・准校長・教頭・事務(部)長等は、月単位の執行状況や予算残を把握し、計画的執行に努める。
- オ 教頭・首席等のリーダーシップのもと、事務職員と教員の連携を図り、教育活動と予算との関連性についての認識を共有化し、コスト意識の涵養に努める。

(5) 校長・准校長の適切なリーダーシップ発揮のために

- ア 学校経営を行うに当たってPDC Aサイクルを有効に機能させるためには、校長・准校長が適切にリーダーシップを発揮することが不可欠である。
- イ 学校経営を行うに当たって校長・准校長は、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起する。
- ウ 校長・准校長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、府教育委員会としては、組織的に支援していく。





大阪「こころの再生」府民運動  
～大阪あったかプロジェクト～



教育庁教育振興室高等学校課 令和2年2月発行

〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351

ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikukusomu/homepage/index.html>

電子メール [kyoikushinko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kyoikushinko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)

令和 2 年 度

# 市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～ 未来を拓く<sup>ひら</sup>教育をめざして～

大阪府教育委員会



## 未来を拓く教育をめざして

令和2年度は、新学習指導要領が小学校において全面実施となり、中学校においては移行措置期間の最終年度となります。AIの飛躍的進化、「Society5.0」、第4次産業革命といった言葉が未来社会を語るキーワードとなっています。教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用と、その力を子どもたちに育むことが求められており、国は、「GIGAスクール構想の実現」を打ち出す中、学校ICT環境の整備が急務となっています。そして、Society5.0時代を生きる子どもたちが「人間としての強み」例えば、これまでにない新しいことを発想する力、自分で考えたことを相手に伝えるように表現する力、相手の心情を読み取りながらコミュニケーションする力、自分の役割を考え自発的に行動する力等をしっかりと身につけることが必要であり、学校教育が担う役割は大きなものとなります。

大阪府においては、大阪府教育振興基本計画において、「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」を基本的な目標に掲げ、子どもたちが自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、行動する態度や自立して力強く生きる態度をはぐくめるよう、「後期事業計画」に基づいて様々な取組みを進めているところです。

この間、府教育委員会と市町村教育委員会との連携のもと、それぞれの役割と責任を果たすべく学力向上や生徒指導をはじめとした様々な課題の解決に取り組み、着実に成果をあげてきました。

その中で、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「すべての子どもの学びと育ちの支援」のさらなる充実に取り組みたいと考えております。

学力向上については、小中学校において「ことばの力」を高める取組みを一層進める等、将来を生き抜く基礎となるより確かな学力と学びに向かう力を育まなければなりません。

また、貧困や虐待など、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を強化させるなど、教育と福祉の連携強化に取り組むとともに、全国的にいじめ重大事態が増加傾向にある中、すべての教職員がいじめは重大な人権侵害であるという意識を持ち、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど専門人材を含めたチームとしての対応を強化することが重要です。子どもたちに対しては、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育む取組みを意識的・継続的に行うことが大切です。

そして、学校の安全に万全を期すためには、各学校において危機管理体制を構築することはもちろん、日常的にその点検を行うとともに、必要に応じた見直しを行う必要があります。そして、学校の組織力の向上のために、教職員が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要です。

同時に、教職員の働き方改革については、法の改正など国の動向も踏まえながら、教職員の長時間勤務の是正、負担軽減に向けて取り組まなければなりません。



この「市町村教育委員会に対する指導・助言事項（以下「指導・助言事項）」は、「大阪府教育振興基本計画」を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針（大阪府教育行政基本条例第8条の2）として、取組みの重点等について定めたものです。

市町村教育委員会においては、「指導・助言事項」の内容を十分理解の上、所管の学校園それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園づくりを進めてほしいと考えております。

そして、地域性と多様性を大切にしながら進めてきたこれまでの成果を基盤として、今後も大阪の教育が、子どもたちの未来を拓くものとなるよう、首長部局の理解、協力のもと、教育活動の一層の充実に努めていただくことを期待いたします。

令和2年2月

- ・冊子の本文中の「小学校」「中学校」は必要に応じて「義務教育学校」と読み替えて活用してください。
- ・「新学習指導要領」とは、平成29年3月に改訂された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領のことをいいます。

# 目 次

## ■ 令和2年度の取組みの重点

重点1	小中学校の教育力の充実	
(1)	【学習指導要領の確実な実施】	6
(2)	【学力向上の取組みの充実】	6
(3)	【学びに向かう環境づくりの充実】	7
(4)	【外国語（英語）教育の充実】	8
重点2	障がいのある子どもの自立支援	
(5)	【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】	8
(6)	【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】	9
重点3	豊かでたくましい人間性のはぐくみ	
(7)	【心の教育の充実】	9
(8)	【人権尊重の教育の推進】	10
(9)	【読書活動の推進】	11
(10)	【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進】	12
重点4	健やかな体のはぐくみ	
(11)	【体力づくりの取組み】	14
重点5	教員の資質向上	
(12)	【教職員の組織的・継続的な人材育成】	15
(13)	【不祥事の防止】	15
(14)	【体罰・セクハラ防止の取組み】	16
(15)	【職場におけるハラスメントの防止】	17
(16)	【「指導が不適切である」教員への対応】	17
重点6	学校の組織力向上と開かれた学校づくり	
(17)	<u>【学校の組織力の向上】</u>	18
(18)	【働き方改革】	18
(19)	【部活動の在り方】	19
重点7	安全で安心な学びの場づくり	
(20)	【子どもたちの生命・身体を守る取組み】	19
(21)	【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】	21
(22)	【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】	22
(23)	【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】	23
重点8	地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	
(24)	<u>【教育コミュニティづくりの推進】</u>	23
(25)	【家庭教育支援の充実】	24
(26)	【幼児期の教育の推進】	24

◆ 第1章 小中学校の教育力の充実

○ 「取組みの重点」に関する事項

(1) 【学習指導要領の確実な実施】

- ＜教育課程の編成＞ 25
- ＜学習評価の充実＞ 25
- ＜土曜日等の授業について＞ 26
- ＜総合的な学習の時間について＞ 26
- ＜国旗・国歌の指導＞ 26

(2) 【学力向上の取組みの充実】

- ＜確かな学力の育成と授業改善＞ 27
- ＜学力・学習状況調査結果の分析と活用＞ 27
- ＜指導方法の工夫改善＞ 28
- ＜校種間連携の推進＞ 28

(3) 【学びに向かう環境づくりの充実】

- ＜組織的な取組みの充実＞ 28
- ＜児童・生徒の自主活動の推進＞ 29
- ＜日本語指導の充実＞ 29

(4) 【外国語（英語）教育の充実】

- ＜小学校外国語（英語）教育の推進＞ 29
- ＜中学校外国語（英語）教育の推進＞ 30

○ その他の重要事項

- ＜情報活用能力の育成＞ 31
- ＜「武道」における安全指導＞ 31
- ＜文化財の活用＞ 31
- ＜多様な社会人の積極的な活用＞ 32
- ＜校種間の円滑な接続＞ 32
- ＜中学校夜間学級の取組み＞ 32
- ＜現代社会の諸課題＞ 33
- ＜外国籍の児童・生徒の就学機会の確保＞ 33

◆ 第2章 障がいのある子どもの自立支援

○ 「取組みの重点」に関する事項

(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

- ＜「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進＞ 33
- ＜教職員の資質向上＞ 34
- ＜就学相談・支援の充実＞ 34
- ＜交流及び共同学習の充実＞ 35
- ＜支援学校のセンター的機能の活用＞ 35

(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

- ＜合理的配慮についての適切な対応＞ 35
- ＜個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用＞ 36
- ＜通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実＞ 36
- ＜病弱児や医療的ケアが必要な児童・生徒への支援の充実＞ 37
- ＜早期からの切れ目ない支援体制の構築＞ 37

◆ 第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

○ 「取組みの重点」に関する事項

(7) 【心の教育の充実】

- ＜道徳性を育むための学習について＞ 38
- ＜体験活動の在り方＞ 39
- ＜「こころの再生」府民運動＞ 39
- ＜学校における動物飼育の在り方＞ 39
- ＜大阪人権博物館（リパティおおさか）の活用＞ 40
- ＜福祉・ボランティア教育の推進＞ 40

(8) 【人権尊重の教育の推進】

- ＜人権教育推進計画の作成＞ 40
- ＜人権教育の一環としての同和教育の推進＞ 41
- ＜校内体制の構築＞ 41
- ＜「ともに学び、ともに育つ」教育の推進＞ 41
- ＜互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進＞ 42
- ＜男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応＞ 42
- ＜人権侵害事象等に対する対応＞ 43
- ＜PTAの人権意識の高揚＞ 43
- ＜教職員人権研修ハンドブックの活用＞ 43
- ＜セクシュアル・ハラスメント防止の取組み＞ 44

(9) 【読書活動の推進】

- ＜読書活動の支援方策＞ 44
- ＜子ども読書活動推進計画の策定＞ 45
- ＜学校図書館の活用＞ 45
- ＜司書教諭の配置＞ 45

(10) 【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進】

- （問題行動への対応）
- ＜問題行動等への対応＞ 46
- （いじめの防止と早期発見）
- ＜いじめの未然防止と早期発見＞ 46
- ＜障がいのある幼児・児童・生徒へのいじめの防止＞ 47
- ＜携帯電話等への対応＞ 47
- （不登校児童・生徒への支援）
- ＜不登校への対応＞ 48

○ その他の重要事項

- ＜キャリア教育の在り方＞ 48
- ＜進路指導の在り方＞ 49
- ＜日本語指導が必要な生徒等への進路指導＞ 50
- ＜障がいのある生徒の進路指導の充実＞ 50
- ＜奨学金制度等の周知・活用＞ 50
- ＜政治的教養を育む教育の取組み＞ 51
- ＜環境教育の推進＞ 51
- ＜国際理解教育の推進＞ 51
- ＜平和教育の推進＞ 51

◆ 第4章 健やかな体のはぐくみ

○ 「取組みの重点」に関する事項

(11) 【体力づくりの取組み】

- ＜体力づくりの推進＞ 52
- ＜地域におけるスポーツ活動の支援＞ 52
- ＜健康教育の充実＞ 52

○ その他の重要事項

- ＜生活習慣の確立＞ 53
- ＜喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実＞ 53
- ＜食育の推進＞ 53
- ＜学校給食における衛生管理の徹底＞ 54
- ＜学校保健計画の策定＞ 54
- ＜学校保健委員会の開催＞ 54
- ＜性に関する指導の充実＞ 54

◆ 第5章 教員の資質向上

○ 「取組みの重点」に関する事項

(12) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

＜教職員の豊かな人間性＞	55	○その他の重要事項	
＜教職員相互に高め合う職場環境づくり＞	55	＜AEDの使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備＞	67
＜人事異動及び人事交流の充実＞	55	＜耐震対策の推進等＞	67
＜若手教職員の育成＞	55	＜アスベスト対策の推進＞	68
＜研修成果の還元＞	55	＜施設のバリアフリー化＞	68
＜研修の計画的な実施＞	56	＜学校施設の長寿命化計画の策定等＞	68
＜教職員全体の指導力向上＞	56		
＜教員免許更新制についての周知徹底＞	56	◆ 第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	
＜女性教職員の登用＞	57	○「取組みの重点」に関する事項	
＜魅力ある学校づくりの推進＞	57	(24) 【教育コミュニティづくりの推進】	
(13) 【不祥事の防止】		＜教育コミュニティづくりの活性化＞	68
＜飲酒運転について＞	57	＜教育コミュニティづくりへの主体的な参画＞	68
＜服務監督について＞	57	＜地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実＞	69
＜自家用自動車等を使用しての通勤認定について＞	57	＜放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実＞	69
＜通勤について＞	58	＜障がいのある子どもなどの地域活動への参加促進＞	69
＜兼職・兼業について＞	58	(25) 【家庭教育支援の充実】	
＜教職員の服務規律の確保について＞	58	＜家庭教育支援の体制づくり＞	69
○その他の重要事項		＜親学習の推進＞	69
＜評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成＞	58	＜基本的生活習慣・学習習慣の確立・自立する力の育成＞	70
＜優秀教職員等表彰の実施＞	59	(26) 【幼児期の教育の推進】	
＜承認研修について＞	59	＜就学前教育の充実＞	70
＜次世代育成について＞	59	＜開かれた幼稚園・認定こども園＞	71
＜女性活躍の推進について＞	60	＜幼保こ小等の円滑な接続＞	71
◆ 第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり		◆ 第9章 教育委員会の活性化	
○「取組みの重点」に関する事項		＜教育水準の維持向上・地域の実情に応じた教育の振興＞	72
(17) 【学校の組織力の向上】		＜首長との協力による教育の振興＞	72
＜学校評価の充実＞	60	＜教育の状況に関する情報の提供＞	72
＜機能的な学校運営＞	60		
(18) 【働き方改革】		◆ 第10章 社会教育の推進	
＜勤務時間管理について＞	61	＜社会教育の推進＞	72
＜休憩時間について＞	61	＜学習機会の提供＞	72
＜労働安全衛生体制の充実＞	61	＜研修機会の充実＞	73
○その他の重要事項		＜地域活動の推進＞	73
＜個人情報 の 適 正 な 取 扱 い＞	62	＜図書館の計画的な整備＞	73
＜法定表簿等の適正な記載＞	63	＜子どもの体験活動の推進＞	73
＜非常勤職員の効果的な配置と活用＞	63	＜PTA活動の活性化＞	73
＜調査内容等の精査による学校事務の効率化・集中化＞	63	＜人権教育の推進＞	73
◆ 第7章 安全で安心な学びの場づくり		＜識字・日本語学習活動への支援＞	74
○「取組みの重点」に関する事項		◆ 第11章 文化財の保存と活用	
(20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】		＜条例制定の推進＞	74
＜児童虐待への対応＞	63	＜保存活用体制の整備＞	74
(21) 【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】		＜展示公開の推進＞	74
＜学校安全計画の策定＞	64	＜世界遺産など地域を代表する文化遺産を活用した取組みの推進＞	74
＜緊急事態への対応＞	64	◆ 資料	75
＜安全確保・安全管理の徹底＞	64		
＜地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理＞	65		
＜安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化＞	65		
(23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】			
＜学校の体育活動中の事故防止等の徹底＞	66		

## 重点1 小中学校の教育力の充実

### (1) 【学習指導要領の確実な実施】

新学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うことが重要である。

ア 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童・生徒の実態等を十分考慮し、学校の教育目標を設定、社会と共有するよう指導すること。

イ 設定した目標の実現をめざして、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するよう指導すること。

ウ 新学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の趣旨や内容等を各中学校が十分理解するとともに、確実に実施するよう指導すること。

エ 特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）を要とした道徳教育の充実を図るよう指導すること。

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月）文部科学省

「新学習指導要領のポイント」（平成31年2月）

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年2月）

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年7月）文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」

（平成29年3月・6月）文部科学省

関連項目⇒P25<教育課程の編成><学習評価の充実>

P26<土曜日等の授業について><総合的な学習の時間について><国旗・国歌の指導>

### (2) 【学力向上の取組みの充実】

各学校において、これまでの学力向上の取組みの成果を踏まえ、組織体制を有効に機能させ、PDCAサイクルに基づいた取組みを充実し、子ども一人ひとりの「確かな学力」の育成を図ることが重要である。

ア 確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現できるよう指導計画を立てて取り組み、学力や学習状況に関する調査の結果を活用するなど、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めるよう指導すること。

イ 学習指導に当たっては、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実するよう指導すること。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うよう指導すること。

ウ 言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、その育成に当たっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うよう指導すること。その際、府教育委員会が提供している学習教材等も積極的に活用するよう指導すること。

「ことばのちから活用事例」（平成31年2月）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kotobanoti-kara/kotobakatuyouji-rei.html>  
 「ことばのちから」（平成30年6月）  
 リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」（平成29年11月）  
 「国語の授業づくりハンドブック」（平成29年11月）  
 「小学校理科ハンドブック」（平成29年11月）  
 「校内研究の栞」（平成25年3月）  
 「大阪の授業 STANDARD」（平成24年5月）  
 DVD「確かな学力をはぐくむ1. 2. 3」（平成21.22.23年）  
 「学習指導ツール」（平成20～24.26.27年）  
<https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/tool/tool-top/tool-index.html>  
 リーフレット「学びを創る10のアイデア」（平成21年3月）  
 「学習改善のためのガイドライン」（平成20年）

関連項目⇒P27<確かな学力の育成と授業改善><学力・学習状況調査結果の分析と活用>  
 P28<指導方法の工夫改善><校種間連携の推進>  
 P45<学校図書館の活用>

### （3）【学びに向かう環境づくりの充実】

貧困、虐待など、大阪の子どもたちをめぐる様々な現状や課題を踏まえ、すべての児童・生徒の学校生活を支え、安心して学べる環境を整えることにより、子どもたちが自他を大切に、よりよく生きようとする意欲や態度を育むことが重要である。

ア 全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応するよう指導すること。

イ 日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組みを推進するよう指導すること。

ウ 不登校児童・生徒、障がいのある児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めるよう指導すること。

エ 児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図るよう指導すること。

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）  
 生徒指導提要（平成22年3月）文部科学省

関連項目⇒P28<組織的な取組みの充実>  
 P29<児童・生徒の自主活動の推進><日本語指導の充実>

(4) 【外国語（英語）教育の充実】

小学校中学年における外国語活動や高学年での外国語（英語）の教科化、中学校では授業を英語で行うことを基本とするなど、新学習指導要領の趣旨や内容を十分理解した上で、確実に実施するため、学校に対する支援と適切な指導が必要である。

ア 小学校中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。

また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。また、適切な評価についても指導すること。

イ 中学校では、小学校の内容を踏まえた上で、4技能をバランスよく指導するとともに、外国語（英語）を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語（英語）で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を養うよう指導すること。

ウ 中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、外国語（英語）教育の充実を図るよう指導すること。

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年2月）  
 「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」（平成30年2月）  
 「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年7月）文部科学省  
 「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」（平成27年12月）  
 「英語を使うなにわっ子」育成プログラム（平成25年8月）

関連項目⇒P29<小学校外国語（英語）教育の推進>

P30<中学校外国語（英語）教育の推進>

重点2 障がいのある子どもの自立支援

(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、すべての学校において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。

ア 「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

イ すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

関連項目⇒P33<「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進>

P34<教職員の資質向上><就学相談・支援の充実>

P35<交流及び共同学習の充実><支援学校のセンター的機能の活用>

**(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】**

発達障がいを含む障がいのあるすべての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

ア 全教職員が、支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実していくこと。

イ 通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、一貫した支援を行うとともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、確実な引継ぎを進めること。

ウ 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図ること。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成30年8月）文部科学省  
 「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月）文部科学省・厚生労働省  
 「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」  
 （平成29年3月・6月）文部科学省  
 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」  
 （平成29年3月）文部科学省  
 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年8月）  
 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）  
 「特別支援教育の推進について」（平成19年4月）文部科学省

関連項目⇒P35<合理的配慮についての適切な対応>

P36<個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用><通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実>

P37<病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実><早期からの切れ目ない支援体制の構築>

**重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ****(7) 【心の教育の充実】**

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

ア 人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みを進めるよう指導すること。取組みに当たっては、他者との対話等の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。



イ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めるよう指導すること。

ウ 体験活動では、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じて、家庭や地域社会と連携し体系的・継続的に実施するよう指導すること。

「「特別の教科 道徳」実践事例集」（平成30年2月）

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年7月）文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」  
（平成29年3月・6月）文部科学省

関連項目⇒P38<道徳性を育むための学習について>

P39<体験活動の在り方><「こころの再生」府民運動><学校における動物飼育の在り方>

P40<大阪人権博物館（リパティおおさか）の活用><福祉・ボランティア教育の推進>

## （8）【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、人権3法〔※1〕や府人権関係3条例〔※2〕が成立したことも踏まえ、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。

ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。

ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、各学校が、関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう指導すること。

エ すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

〔※1〕人権3法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」  
（平成28年6月）

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）

〔※2〕府人権関係3条例

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（令和元年10月一部改正）

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」  
（令和元年10月）

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」  
（令和元年11月）

大阪府人権白書「ゆまにてなにわ（解説編）ver.34」（令和2年3月発行予定）

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年3月改訂）

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）

「大阪府人権教育推進計画」（平成27年3月改定）

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」  
（平成26年7月）

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月閣議決定）

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年3月）文部科学省

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）

「大阪府人権施策推進基本方針」（平成13年3月）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂）

関連項目⇒P40<人権教育推進計画の作成>

P41<人権教育の一環としての同和教育の推進><校内体制の構築><「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

P42<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進><男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>

P43<人権侵害事象等に対する対応><PTAの人権意識の高揚><教職員人権研修ハンドブックの活用>

P44<セクシュアル・ハラスメント防止の取組み>

(9) 【読書活動の推進】

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする等、欠くことのできないものであることから、その推進が必要である。

ア 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出会う機会の拡大に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境の充実を図ること。また、子ども読書活動推進計画を策定し、推進すること。

イ 学校図書館を担当する職員の配置を工夫するなど環境を充実させ、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を高め、豊かな人間性や言語能力等を育むよう指導すること。

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年3月策定）

関連項目⇒P44<読書活動の支援方策>

P45<子ども読書活動推進計画の策定><学校図書館の活用><司書教諭の配置>

(10) 【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進】

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行うとともに、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進することが重要である。

(問題行動への対応)

ア 全教職員が、児童・生徒との信頼関係に基づく生徒指導を行うよう、日頃から一人ひとりの思いや気持ちを敏感に受け止める中で、共感的理解に努めること。

イ 暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、状況に応じて、校種間及び子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関等とのネットワークのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。その際、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めるよう指導すること。

ウ 日々の取組みにおいて、すべての児童・生徒の自他共に認め合える人権感覚やきまりを守る等の規範意識等、社会的資質を高めるよう指導するとともに、適切な人間関係づくりや集団づくりを行うなど、問題行動の未然防止に努めること。

(いじめの防止と早期発見)

ア いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組むこと。また、各学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みが推進されているか点検するよう指導すること。

イ 各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で組織的に取り組むよう指導すること。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導すること。

ウ いじめの早期発見については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう指導すること。その際、アンケート調査を複数回実施した上で、個別面談、個人ノートや生活ノート等を活用するなど、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努めるよう指導すること。

エ 相談窓口の設置等、児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図るよう指導すること。また、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図るよう指導すること。

オ 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。

カ いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をするよう指導すること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。

キ 障がいのある児童・生徒や外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう指導すること。

(不登校児童・生徒への支援)

ア すべての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進するよう指導すること。

イ 小学校段階から、不登校やその兆しがある児童への支援体制を構築すること。また、中学1年時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取組みを適切に中学校につなぐよう指導すること。

ウ 不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、その兆しが見られる児童・生徒に対する早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し、支援を行うことができる教育相談体制を構築するよう指導すること。

エ 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）文部科学省  
「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」  
（令和元年6月）

「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）  
「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」（平成29年8月）  
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）文部科学省  
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）文部科学省  
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」  
（平成29年3月） 文部科学省

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）  
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）  
「いじめ防止指針」（平成18年3月）

関連項目⇒P46<問題行動等への対応><いじめの未然防止と早期発見>

P47<障がいのある幼児・児童・生徒へのいじめの防止><携帯電話等への対応>

P48<不登校への対応>

## 重点4 健やかな体のはぐくみ

### (11) 【体力づくりの取組み】

子どもの体力・運動能力は改善傾向にあるものの、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、依然として下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあることから、引き続き子どもの体力・運動能力、運動習慣等の実態を分析し、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。

ア 学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るよう指導すること。

イ 府教育委員会の資料を活用し、説明会や実技講習会を行った後に、新体力テストを実施する等、すべての児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力づくりを推進するよう指導すること。

「体育の授業がかわる！簡単プログラム」（体力向上実践事例集活用プログラム）  
（令和元年7月）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」スポーツ庁  
「新体力テスト測定マニュアル」（平成29年3月）  
「新体力テスト測定掲示ポスター」（平成29年3月）  
「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」（体力向上実践事例集）（平成29年3月）

関連項目⇒P52<体力づくりの推進><地域におけるスポーツ活動の支援><健康教育の充実>

## 重点5 教員の資質向上

### (12) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

「大阪府教員等研修計画」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。とりわけ、教職員の人権研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人権意識を身につけさせることが重要である。加えて、管理職自らが自身の資質能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

ア 「大阪府教員等研修計画」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めるよう指導すること。

イ 生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。

ウ 首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じて配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。

エ 「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

「大阪府教員等研修計画」(令和2年3月改訂予定)

「教職員人権研修ハンドブック」(令和2年3月改訂予定)

「ミドルリーダー育成プログラム」(平成22年より毎年度発行、令和2年3月発行予定)

「初任者等育成プログラム」(平成26年4月)

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年3月)

関連項目⇒ P55<教職員の豊かな人間性><教職員相互に高め合う職場環境づくり>

<人事異動及び人事交流の充実><若手教職員の育成><研修成果の還元>

P56<研修の計画的な実施><教職員全体の指導力向上><教員免許更新制についての周知徹底>

P57<女性教職員の登用><魅力ある学校づくりの推進>

### (13) 【不祥事の防止】

公立学校の教職員は、公教育の場にあつて、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な勤務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の勤務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組むことが必要である。

ア 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

イ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市町村教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

ウ 児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚せい剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）

「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月改正）

「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（平成23年10月改正）

「不祥事予防に向けて 自己点検〈チェックリスト・例（改訂版）〉」（平成22年9月改訂）

関連項目⇒P57<飲酒運転について><服務監督について><自家用自動車等を使用しての通勤認定について>

P58<通勤について><兼職・兼業について><教職員の服務規律の確保について>

#### （14）【体罰・セクハラ防止の取組み】

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、学校及び市町村教育委員会でその防止に計画的に取り組む必要がある。

ア 正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、教職員に対して府教育委員会が作成した資料等を活用した校外研修や校内研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識をより一層高めること。

イ 校内に相談窓口を設置するとともに、あわせて様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うよう指導すること。

ウ 体罰、セクシュアル・ハラスメントが生じた際には、被害幼児・児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに府教育庁及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。また、再発防止に向けて事象の要因や背景を分析するとともに、具体的な取組みを推進するよう指導すること。

「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」

（平成29年5月改訂）

「不祥事予防に向けて〈改訂版〉」（平成22年9月）

「体罰防止マニュアル」（改訂版）（平成19年11月）

関連項目⇒P44<セクシュアル・ハラスメント防止の取組み>

## (15) 【職場におけるハラスメントの防止】

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

ア 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備が図られるよう校長に指導・助言を行うこと。また、職場における「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」については指針等の策定を早急に進めること。

イ 職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭に対する研修を充実すること。

ウ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めるよう指導すること。

エ まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めるよう指導・助言を行うこと。万一事象が生起した場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めるよう指導すること。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(平成 29 年 6 月・参考部分は令和元年 10 月一部改訂)

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(平成 29 年 6 月)

「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(平成 29 年 6 月)

「ハラスメント『0(ゼロ)』に向けて」教育長メッセージ(平成 27 年 7 月)

## (16) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と市町村教育委員会が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア 市町村教育委員会は、校長等の授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施等、実効性のあるシステムの運用に努めること。

イ 府教育庁に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

ウ 指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。



エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」  
(平成31年4月)

## 重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

### (17) 【学校の組織力の向上】

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

ア 学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図るよう指導すること。

イ いじめ・虐待等の生徒指導、災害等をはじめあらゆる危機管理事案に対しても、適切に対応できる組織となっているか、見直しを図るよう指導すること。

ウ 児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うために、P D C Aサイクルに基づいた学校経営を推進するよう指導すること。

関連項目⇒P60<学校評価の充実><機能的な学校運営>

### (18) 【働き方改革】

市町村教育委員会において、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

ア 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年3月）」に記載している府教育庁における取組みなどを参考に、適切に対応すること。

<ポイント>

- 所管の学校に対する業務改善方針や計画の策定
- 適正な勤務時間管理の徹底
- 教育委員会主催の会議・研修等の縮減等
- 調査、通知文書等の精査・工夫改善
- 校長等のマネジメント
- 外部人材の活用等人的措置
- 「全校一斉退庁」「ノークラブデー」等の制度構築
- 外部機関等への協力依頼・要望

「学校における働き方改革の推進に向けた夏季休等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（令和元年6月）文部科学省

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月）文部科学省

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月）文部科学省

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）

「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」（平成30年3月）

関連項目⇒P61<勤務時間管理について><休憩時間について><労働安全衛生体制の充実>

### (19) 【部活動の在り方】

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すとともに、教員の長時間勤務の解消等も考慮し、地域、学校、分野・活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

ア 各市町村の「部活動の方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

イ 指導にあたっては、府教育委員会の通知及び中学校学習指導要領の内容を踏まえ、部活動の在り方及び教職員の服務についても適切に対応するよう指導すること。

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）文化庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）スポーツ庁

「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」（平成28年12月）

「運動部活動での指導のガイドラインについて」（平成25年6月）文部科学省

「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年8月）

## 重点7 安全で安心な学びの場づくり

### (20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自殺などの未然防止に向けた適切な対策を講ずるとともに、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組みが重要である。

(生命尊重の取組み)

ア あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にすること」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むよう指導すること。

イ 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むよう指導すること。

(学校安全の取組み)

ア 地域で子どもたちを守るという視点から「子どもの安全見守り隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成するよう指導すること。

イ 登下校時の通学路については、通学路における緊急合同点検（平成24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連携し、危険個所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

(児童虐待防止の取組み)

ア 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。

イ 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援するよう指導すること。

ウ 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める幼児・児童・生徒について、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行うよう指導すること。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由にかかわらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供又は通告をするよう指導すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、児童・生徒のささいな変化も見逃さず、児童相談所等と日常的な連携を行うよう指導すること。

エ 児童虐待の対応については、児童虐待に対する認識を深め、学校において早期発見のポイントや発見後の対応等について教職員の理解を一層促進するため、研修を実施するよう指導すること。

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年7月）文部科学省

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）

関連項目⇒P63<児童虐待への対応>

P64<学校安全計画の策定><緊急事態への対応><安全確保・安全管理の徹底>

P65<地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理><安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化>

## (21) 【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえ、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図るよう指導すること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底するよう指導すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図るよう指導すること。

「学校における防災教育の手引き（改訂2版）」（令和元年6月改訂）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）文部科学省

「『大阪府津波浸水想定』の設定について」（平成25年8月）

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月）文部科学省

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）文部科学省

関連項目⇒P64<学校安全計画の策定><緊急事態への対応><安全確保・安全管理の徹底>

P65<地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理><安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化>

(22) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症や食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える必要がある。

ア 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管するよう指導すること。

イ 「国民健康保険法」を踏まえ、無保険により児童・生徒等が医療を受けることができなくなることをないよう、関係機関とも連携して適切に対応するよう指導すること。

ウ 食物アレルギー対応については、府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長等管理職を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、各校の状況について十分検討したうえで、食物アレルギー対応マニュアルをあらかじめ策定しておくよう指導すること。

なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、児童・生徒の状況に応じたものとするよう努めるよう指導すること。

エ 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び各校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。

オ 食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、食物アレルギーの事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施するよう指導すること。

カ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するよう指導すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応するよう指導すること。

「府立学校における『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」（令和元年5月）

「熱中症事故の防止について」（令和元年5月）

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）文部科学省

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（平成29年2月）

「国民健康保険法」（平成27年5月改正）

「アレルギー疾患対応資料の配布について」（平成27年3月）

人権教育リーフレット6「食物アレルギーのある子どもへの配慮」（平成27年3月）

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）文部科学省

「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月）文部科学省

「学校環境衛生基準」（平成21年4月）文部科学省

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月）日本学校保健会

### (23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図るよう指導すること。

「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」（平成26年4月）文部科学省

関連項目⇒P66<学校の体育活動中の事故防止等の徹底>

## 重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

### (24) 【教育コミュニティづくりの推進】

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。

ア 教育コミュニティづくりの推進にあたっては、これまでの成果を踏まえ、学校や地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図るとともに、地域学校協働活動推進員の委嘱に努めること。

イ 学校が行う教育活動等について、保護者や地域が主体的に参画できるよう指導すること。その際、今ある学校協議会等の再整理を行う等、学校運営協議会への移行も視野に、地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ること。

「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版）」  
（令和元年10月） 文部科学省  
「社会教育法」（平成29年3月改正）

関連項目⇒P68<教育コミュニティづくりの活性化><教育コミュニティづくりへの主体的な参画>

P69<地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実>

<放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実><障がいのある子どもなどの地域活動への参加促進>

## (25) 【家庭教育支援の充実】

家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に向け、すべての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

ア 保護者が持っている力を高めるとともに、家庭と地域のつながりづくりを進めるため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への支援に努めること。

関連項目⇒P69<家庭教育支援の体制づくり><親学習の推進>

P70<基本的生活習慣・学習習慣の確立・自立する力の育成>

## (26) 【幼児期の教育の推進】

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことであり、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して取り組むことが重要である。

ア 幼児教育推進のための協議会等の設置により関係部局等との連携を図り、幼児教育計画等のプログラムの策定や見直しを行うとともに、幼稚園、保育所、認定こども園と学校との連携や、家庭、地域との協働による総合的な幼児教育の質の向上を図るなど、地域の実情に応じた具体的な取組みを行うよう指導すること。

イ 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう指導すること。

ウ 府が認定した幼児教育アドバイザーを活用し、園内研修等の活性化を図り、人材の育成に努めること。

「幼児教育推進指針」（平成31年4月）  
「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」  
（平成29年3月）  
「子ども・子育て支援法」（平成24年8月）  
「認定こども園の一部改正法」（平成24年8月）  
「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月）

関連項目⇒P70<就学前教育の充実>

P71<開かれた幼稚園・認定こども園><幼保こ小等の円滑な接続>

## ◆第1章 小中学校の教育力の充実

## ○「取組みの重点」に関する事項

## (1) 【学習指導要領の確実な実施】

## ＜教育課程の編成＞

ア 教育課程の編成は、学習指導要領に則して、適正に行うよう指導すること。その際、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てるよう指導すること。実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養う観点から、個に応じた指導を一層推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう指導すること。

イ 学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に実施されるよう、学校教育法施行規則別表に則って、授業時数を適切に配当すること。また、年間指導計画の編成状況及びその進捗管理に努めること。

ウ 移行期間中における各中学校の教育課程の編成・実施に当たっては、新学習指導要領の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図るよう指導すること。

「平成30年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月）文部科学省  
 「新学習指導要領のポイント」（平成31年2月）  
 「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年2月）  
 「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年7月）文部科学省  
 「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」  
 （平成29年3月・6月）文部科学省

## ＜学習評価の充実＞

ア 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善につなげるよう指導すること。

イ 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。

ウ 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価の適切な実施を図るよう指導すること。その際、学習指導要領の改訂に伴う変更点に留意して、各学校・市町村等で適切な評価規準の作成や学習評価に関わる研修の実施等の取組みを進めるよう指導すること。



「学習評価の手引き」(令和2年3月予定)

「学習評価の在り方ハンドブック」(令和元年6月)文部科学省

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月)文部科学省

「中学校における学習評価に関する参考資料」(平成25年7月)

#### <土曜日等の授業について>

ア 土曜日等に授業を実施する場合には、学校教育法施行規則の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会が適切に判断すること。実施の際には、その内容や頻度等について、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、児童・生徒の負担等も考慮すること。

イ 学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担をしながら社会全体で子どもを育てるという基本理念を踏まえ、児童・生徒の発達段階を考慮しつつ、地域と連携した体験活動を行うことや、豊富な知識・経験を持つ社会人等の地域人材の協力を得ることなど、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うこと。

「学校教育法施行令の一部改正」(平成29年9月)文部科学省

#### <総合的な学習の時間について>

ア 総合的な学習の時間については、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成するよう指導すること。

イ 指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るなど、学習内容と社会との関連に留意するよう指導すること。

ウ 探究的な学習の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりする学習活動の充実を図るよう指導すること。

「休日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」

(平成31年3月)文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」

(平成29年3月・6月)文部科学省

#### <国旗・国歌の指導>

ア 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するよう指導すること。

イ 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に即した指導計

面を作成し、適切に取り扱われるよう指導するとともに、必要に応じて各学校の指導状況を把握すること。

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」  
（平成 29 年 3 月・6 月）文部科学省  
「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」  
（平成 23 年 6 月）

## （２）【学力向上の取組みの充実】

### ＜確かな学力の育成と授業改善＞

ア 確かな学力を育むために、教職員が不断に「学校づくり」及び「授業改善」に取り組むよう指導すること。その際、それぞれの学校の課題に正対した取組みとなるよう助言を行うこと。

イ 言語能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章を読解し、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うよう指導すること。その際、学校図書館を活用するよう指導すること。

ウ 子ども一人ひとりの学習内容の定着に向けては、付けるべき力を明確にした授業を行い、その定着状況をテスト等も用いて把握し、課題が見られる場合には府教育委員会が提供している学習教材等を活用するなどして、確実な定着を図るよう指導すること。

「ことばのちから活用事例」（平成 31 年 2 月）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kotobanoti-kara/kotobakatuyouji-rei.html>  
「英語定着確認プリント」（平成 31 年 1 月、平成 30 年 10 月）  
[http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/teachers\\_1.html](http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/teachers_1.html)  
「ことばのちから」（平成 30 年 6 月）  
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」（平成 29 年 11 月）  
「国語の授業づくりハンドブック」（平成 29 年 11 月）  
「小学校理科ハンドブック」（平成 29 年 11 月）  
「単元確認プリント」（平成 26 年）「力だめしプリント」（平成 22～29 年）  
「校内研究の葉」（平成 25 年 3 月）  
「大阪の授業 STANDARD」（平成 24 年 5 月）  
DVD「確かな学力をはぐくむ 1. 2. 3」（平成 21. 22. 23 年）  
「学習指導ツール」（平成 20～24. 26. 27 年）  
<https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/tool/tool-top/tool-index.html>  
リーフレット「学びを創る 10 のアイデア」（平成 21 年 3 月）  
「学校改善のためのガイドライン」（平成 20 年）

### ＜学力・学習状況調査結果の分析と活用＞

ア 「全国学力・学習状況調査」「チャレンジテスト」等の結果から、学校ごとの児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学力向上に向けた市町村の取組みの成果と課題を検証し、その改善を図ること。

イ 学校に対しては、自校の結果の検証を行い、児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるよう指導すること。その際、効果的な事例を参考に、学校の組織的な取組みを一層進めるよう指導すること。

大阪府中学生学びチャレンジ事業結果概要（平成 27 年～）

大阪府学力・学習状況調査【小学校】【中学校】調査結果資料（平成 23 年）

全国学力・学習状況調査結果概要（平成 19 年～）

#### <指導方法の工夫改善>

ア 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進すること。  
また、その際、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図るよう指導すること。

イ 指導方法の工夫改善定数については、事業の趣旨を十分踏まえた配置・活用となるよう指導を徹底するとともに、実施状況の把握に努めること。

#### <校種間連携の推進>

ア 地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう指導すること。

### （3）【学びに向かう環境づくりの充実】

#### <組織的な取組みの充実>

ア 児童・生徒一人ひとりの心に響く取組みを行うために、日常の児童・生徒の様子を観察や本人・保護者とのコミュニケーション等を通して状況を把握し、教職員間での情報共有を図るよう指導すること。

イ 児童・生徒が自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるとともに、日常の活動や生徒指導について組織全体で見直し、工夫・改善に努めるよう指導すること。

ウ 児童・生徒の人格や社会性の育成をめざし、すべての児童・生徒が「生きる力」を伸ばすために、学校の教育活動全般を通じて「成長を促す指導」を行うよう指導すること。指導の際は、児童・生徒の自己選択・自己決定、役割分担、学び合い等の機会を設定するよう意識し、児童・生徒が個性を伸ばすことや、自分自身の成長に対する意欲が高まるよう指導すること。

エ 「学級がうまく機能しない状況」については背景や原因を組織的に分析し、教職員の指導力の向上を図るとともに、柔軟な指導体制の構築や家庭・地域社会との連携を進め、効果的な指導の工夫・改善に努めるよう指導すること。

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成 29 年 11 月）  
成長を促す指導ハンドブック（平成 27 年 5 月）  
学校における人権教育の推進のために ―「人権教育推進の方向性」具体化のポイント集―  
（平成 26 年 7 月）  
生徒指導提要（平成 22 年 3 月）文部科学省

#### <児童・生徒の自主活動の推進>

ア 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。

イ 児童会・生徒会等を通じて子どもの自主活動を推進するとともに、市町村における生徒会交流の活性化等に努めること。

大阪府子ども条例（平成 19 年 4 月）  
児童の権利に関する条約（平成元年 11 月）

#### <日本語指導の充実>

ア 日本語指導が必要な児童・生徒については、学校生活への円滑な適応をはじめ、子どもの願いにそった進路実現が図られるよう、国際理解の視点に立った指導を進めること。

イ 当該児童・生徒が安心して生活するために、学校全体で多文化共生の取組みを進めるよう指導すること。その際、府主催「ようこそ！OSAKA 多文化共生フォーラム」等の機会を活用すること。

ウ 日本語指導対応教員の資質向上を図るとともに、関係資料や教育サポーター人材バンクへの登録者の活用などにより、校内体制の充実を図るよう指導すること。

エ 当該児童・生徒の状況を把握するとともに、個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施するなど、各教科やその他の教育活動に日本語で参加できる能力の向上が図られるよう指導すること。

「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成 31 年 3 月改訂）文部科学省  
「日本語指導実践事例集」（平成 28 年 3 月）  
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 26 年 1 月）文部科学省  
「日本語支援アイデア集」（平成 23 年 3 月）  
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成 22 年 3 月）

#### （４）【外国語（英語）教育の充実】

##### <小学校外国語（英語）教育の推進>

ア 外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めるとともに、適切な評価が行われるよう指導すること。

イ 小学校中学年では、外国語(英語)を使って伝え合う体験を通して、相手に対する理解を深めたり、自分の思いを伝えたりして、外国語(英語)で伝え合えた満足感や達成感を味わうことができるよう指導すること。その際、決められた表現を使った単なる反復練習のようなやり取りではなく、伝え合う目的があるコミュニケーション場面を設定するよう指導すること。

ウ 小学校高学年において、「読むこと」「書くこと」を指導する際には、「十分に音声で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」について活動を行うよう指導すること。なお、評価を行う際には、インタビュー(面接)、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択するよう指導すること。

エ ALTや英語の専門性を有する地域人材等の有効活用、小学校英語教育実践リーダー研修受講者による普及研修や授業研究の充実を通して、さらなる指導の充実を図るとともに、中学校への接続に留意するよう指導すること。

「We Can!」「Let's Try!」(平成30年2月)文部科学省  
「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」(平成30年2月)  
「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」(平成27年12月)  
「英語を使うなにわっ子」育成プログラム(平成25年8月)  
「Hi, friends!」(平成24年)文部科学省

#### <中学校外国語(英語)教育の推進>

ア 「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、英語の4技能をバランスよく指導するとともに、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けられるよう、授業改善の推進を指導すること。その際、授業は英語で行うことを基本とするよう指導すること。

イ 英語を使って情報や自分の考えなどを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るため、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを意識しながら、即興でやり取りをする活動を重視するよう指導すること。その際、ALTや地域人材等を有効に活用するとともに、府教育委員会が作成した資料等を活用するよう指導すること。

ウ 学年や単元の到達目標を明確にし、指導方法や評価方法の工夫・改善を図るとともに、小学校との円滑な接続に留意するよう指導すること。

エ 英語コーディネーターを活用し、市町村全体の外国語(英語)教育の充実を図るとともに、各学校における授業改善を推進するよう指導すること。

「中学校外国語補助教材」(令和2年2月～3月上旬予定)文部科学省  
「スピーキング力向上ツール」(令和元年12月予定、平成31年1月)  
「中学校外国語科の移行期間における指導資料」(平成31年3月)文部科学省  
「中学校英語定着確認プリント」(平成30年10月)  
「英語を使うなにわっ子」育成プログラム(平成25年8月)

## ○その他の重要事項

### <情報活用能力の育成>

ア 教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな学力」を育むとともに、情報活用能力（情報リテラシー）を育成するよう指導すること。そのために各学校におけるコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境の整備を、国の「GIGAスクール構想の実現」に向けた各事業の趣旨等を踏まえ、さらに推進すること。

イ 目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善するための方法等の理解を深める授業を展開するよう指導すること。

ウ 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むよう指導すること。

エ 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の情報モラルの育成に努めるよう指導すること。

「小学校における『プログラミング教育』」（令和2年1月）

「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年6月）

「小学校プログラミング教育に関する研修教材」（平成31年3月）文部科学省

「小学校プログラミング教育の手引（第二版）」（平成30年11月）文部科学省

### <「武道」における安全指導>

ア 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。特に、柔道において、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。

「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」（令和元年9月）スポーツ庁

「武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について」（平成29年6月）スポーツ庁

「平成27年度武道等指導充実・資質向上支援推進事業 大阪府 実践報告集」（平成28年3月）

「学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引（三訂版）」（平成25年3月）文部科学省

「学校等の柔道における安全指導について」（平成22年7月）文部科学省

### <文化財の活用>

ア 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めるよう指導すること。

イ 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出するよう指導すること。

ウ 発掘調査により出土した土器等の文化財についても、各学校において展示を行い直接触れる機会を作るなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。

エ 世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群について取り上げることや文化財資料の貸し出し、学校に対する出前授業（「出かける博物館」事業）等の活用についても配慮すること。

#### <多様な社会人の積極的な活用>

ア 学校教育の活性化を図るため、学校の学びを社会に結び付ける学習展開を図るよう指導すること。そのため、大阪府学校支援人材バンク登録者を活用するとともに、市町村教育委員会における「人材バンク」制度の充実に努め、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の多様な社会人の積極的な活用を努めること。

大阪府学校支援人材バンク

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jinzai/index.html>

#### <校種間の円滑な接続>

ア 小・中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせ、円滑な接続を図るため、一層、連携を推進するよう指導すること。また、地域の幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を推進するよう指導すること。

イ 個に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を一層推進するため、小・中学校間における教員の異動・兼務等による「小・中学校間いきいきスクール」を促進するとともに、実施に当たっては、効果的かつ円滑に推進されるよう、実施する中学校区の教員に対して趣旨を十分周知し、教員相互の協働関係が構築できるよう指導すること。

「平成30年度小中一貫教育導入に向けた取組」（令和元年9月）文部科学省

「平成29年度小中一貫教育導入に向けた取組」（平成30年10月）文部科学省

「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」（平成30年1月）文部科学省

「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成28年12月）文部科学省

#### <中学校夜間学級の実施の取組み>

ア 中学校夜間学級設置市においては、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導を一層推進するよう指導すること。また、設置市以外の市町村についても、多くの生徒が通学していることを踏まえ、学齢生徒等との交流行事を企画するなど、夜間学級生徒と共に学ぶ機会を設け、広く夜間学級の意義や現状について理解が深まるよう努めること。

イ 夜間学級への入学希望者の対応に当たっては設置市と居住市町村とで十分連携すること。その際、必要に応じて、府教育庁とも連携すること。

ウ 夜間学級生徒の在籍については、設置市と生徒居住市町村とで連携し、適正に管理すること。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 29 年 3 月）文部科学省  
「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」  
（平成 27 年 8 月）

### <現代社会の諸課題>

ア 社会科を学習する際、自然災害からの復興、少子高齢化の問題、環境問題、日本人拉致問題、領土問題など、国内外に残されている諸課題等にも触れ、それらを解決するための人々の工夫や努力が私たちの生活にも深く関わっていることに気づき、現代の課題を考え続ける姿勢をもてるよう指導すること。

イ 各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従った上で、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないよう指導すること。

ウ SDGs（持続可能な開発目標）について知るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた内容を各教科等で取り扱うよう指導すること。

「学校における防災教育の手引き（改訂 2 版）」（令和元年 6 月改訂）

「拉致問題に関する理解のために」（平成 30 年 2 月）

「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成 27 年 3 月）文部科学省

アニメ「めぐみ」（平成 20 年 3 月）政府・拉致問題対策本部

### <外国籍の児童・生徒の就学機会の確保>

ア 外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう、就学案内の徹底や就学促進のための支援等に努めること。

「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（平成 31 年 3 月）文部科学省

「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成 31 年 3 月改定）文部科学省

「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」（平成 27 年 5 月）文部科学省

## ◆ 第 2 章 障がいのある子どもの自立支援

### ○ 「取組みの重点」に関する事項

（5）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

<「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進>

ア 地域における共生社会の実現をめざし、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。



「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」（平成 30 年 3 月改訂）  
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
（平成 24 年 7 月）中央教育審議会初等中等教育分科会

### <教職員の資質向上>

ア 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、学校と連携しながら研修内容を充実させ、すべての教職員の資質向上を図ること。

イ 障がいの有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた子ども理解をすべての教職員に浸透するよう取組みを進めるとともに、支援学級や通級による指導を受ける児童・生徒に対しては、障がいの特性を踏まえた、より専門的な知識や理解が必要となることから、児童・生徒の実態や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、すべての教職員の専門性向上を図ること。

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」（平成 31 年 3 月）  
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」  
（平成 29 年 3 月）文部科学省  
「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）文部科学省  
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成 25 年 3 月改訂）  
「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成 19 年 11 月）

### <就学相談・支援の充実>

ア 就学相談・支援に当たっては、合理的配慮の観点を踏まえ、幼児・児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、早い時期から就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。

イ 通常の学級や通級による指導、支援学級等の多様な学びの場の充実を図るとともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先決定に向けた取組みの充実を図ること。

ウ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)  
「障がいのある子どもより良い就学に向けて<市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック>」(平成26年3月)  
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」  
(平成25年10月)文部科学省  
「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年9月)  
「障害者基本法」第16条(平成25年6月改正)

#### <交流及び共同学習の充実>

ア 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解がより一層進むよう、学校における支援学級の位置付け及び教室配置について、不断の点検・見直しを行うよう指導するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容等の工夫改善に努めるよう指導すること。

イ 支援学校との交流及び共同学習についてもより一層の充実を図ること。

ウ 交流及び共同学習の実施に当たっては、府教育委員会が作成した指導資料等の活用を図ること。

「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」  
(平成30年2月)文部科学省  
「小学校・中学校学習指導要領」(平成29年3月・6月)文部科学省  
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)

#### <支援学校のセンター的機能の活用>

ア 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援や、支援教育地域支援整備事業地域ブロック会議等を効果的に活用して、地域支援ネットワークのさらなる充実を図ること。

イ 支援学校リーディングスタッフ及び市町村リーディングチーム等を活用して、すべての教職員への支援教育に対する理解・啓発に努めること。

### (6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

#### <合理的配慮についての適切な対応>

ア 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう指導すること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。

イ 合理的配慮の検討・決定に当たっては、幼児・児童・生徒の発達段階や合理的配慮の観点を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう指導すること。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）  
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
（平成 24 年 7 月）中央教育審議会初等中等教育分科会

#### <個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用>

ア すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するよう指導すること。

イ 支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成するよう指導すること。通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、作成・活用に努めるよう指導すること。

ウ 「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、本人や保護者参画のもと、支援内容を検討するうえで必要な情報を記載すること。また、本人や保護者の意向を踏まえつつ、校内や医療・福祉・保健・労働等の関係機関で共有を図るとともに、定期的に評価・点検・見直しを行い、効果的な活用のために内容の充実を図るよう指導すること。

エ 「個別の指導計画」の作成・活用に当たっては、「個別の教育支援計画」との関連を図りつつ、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図っていくよう指導すること。

オ 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 30 年 8 月）文部科学省  
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編）」  
（平成 29 年 3 月・6 月）文部科学省  
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」（平成 28 年 3 月）  
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成 25 年 3 月改訂）  
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
（平成 24 年 7 月）中央教育審議会初等中等教育分科会

#### <通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実>

ア 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において困難さに対する指導の工夫の意図や手立てを明確にした指導・支援の充

実を図ること。

あわせて、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に支援教育の視点を踏まえた教育活動を展開するよう指導すること。

イ 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、通級指導教室における学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実について指導すること。

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」（平成 31 年 3 月）

「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」（平成 30 年 3 月改訂）

「小学校・中学校学習指導要領解説（各教科等編）」（平成 29 年 3 月・6 月）文部科学省

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

（平成 29 年 3 月）文部科学省

「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり（「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ）」（平成 27 年 6 月）

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成 25 年 3 月改訂）

#### <病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実>

ア 院内学級在籍を含む病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮するよう指導すること。

イ 合理的配慮の観点を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整えるとともに、看護師の配置を進め、医療、福祉等との連携をより一層図るなど、環境整備に努めること。

ウ 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等の研修を実施し、医療的ケアについての理解を深めるよう指導すること。

「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成 31 年 3 月）文部科学省

「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成 30 年 9 月）文部科学省

「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」

（平成 28 年 6 月）文部科学省他

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成 25 年 3 月改訂）

#### <早期からの切れ目ない支援体制の構築>

ア 発達障がいをはじめ、障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者が、就学前から社会参加に至るまで、ライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、早期からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。

イ 早期支援の重要性に鑑み、療育施設・保育所・幼稚園等就学前機関との連携において、「個

別の教育支援計画」を作成・活用し、早期から適切な支援を引き継いでいくことができるよう努めること。

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月）文部科学省・厚生労働省  
「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成28年8月）文部科学省  
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」（平成28年3月）  
「障がいのある子どものより良い就学に向けて〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉」（平成26年3月）

### ◆第3章 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

#### ○「取組みの重点」に関する事項

##### （7）【心の教育の充実】

##### ＜道徳性を育むための学習について＞

ア 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行い、児童・生徒の豊かな心を育むよう指導すること。

イ 学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築するよう指導すること。

ウ 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図るよう指導すること。その際、児童・生徒の発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、ボランティア活動などの推進に努めるよう指導すること。

エ 指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるよう指導すること。

オ 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うよう指導すること。

カ 大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、道徳科の授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

「特別の教科 道徳」実践事例集（平成 30 年 2 月）  
「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成 29 年 7 月）文部科学省  
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」  
（平成 29 年 3 月・6 月）文部科学省  
「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～  
（平成 27 年 3 月 小学校 1・2 年版、3・4 年版 平成 26 年 3 月 小学校 5・6 年版、中学校版）

### <体験活動の在り方>

- ア 生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図り、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さなどを実感しながら理解することができるよう指導すること。
- イ 自然活動や社会体験を行う集団宿泊活動において、各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動を効果的に展開するよう指導すること。また、合科的・関連的な指導の工夫を図るよう指導すること。

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」

（平成 31 年 3 月）文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編）」（平成 29 年 3 月・6 月）文部科学省

### <「こころの再生」府民運動>

- ア 「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、大切な「こころ」を確認し、日々の暮らしの中でできることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、5つのこころの育成やあいさつ運動の取組みを、家庭や地域と一体となって進めること。

「こころの再生」府民運動のロゴマーク



愛さつ O S A K A のロゴマーク



「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～

（平成 27 年 3 月 小学校 1・2 年版、3・4 年版 平成 26 年 3 月 小学校 5・6 年版、中学校版）

### <学校における動物飼育の在り方>

- ア 自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験を通して、豊かな情操を養うよう努めること。  
なお、学校で動物を飼育する場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨を踏まえ、動物の健康及び安全の保持に努めるよう指導すること。

イ 「家畜伝染病予防法」に基づき、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施するよう指導すること。

ウ 日本初等理科教育研究会発行の資料等を活用し、獣医師との連携を一層推進した適切な飼育が行われるよう指導すること。

「家畜伝染病予防法」(令和元年6月改正)

「動物の愛護及び管理に関する法律」(平成26年5月改正)

「学校における望ましい動物飼育のあり方」(平成18年6月改訂) 日本初等理科教育研究会

#### <大阪人権博物館(リバティおおさか)の活用>

ア 生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、大阪人権博物館(リバティおおさか)の活用を努めること。

リバティおおさかを活用する人権学習プラン(平成27年6月)

#### <福祉・ボランティア教育の推進>

ア 児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるため、指導資料集を活用し、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図るよう指導すること。

福祉教育指導資料集「ぬくもり」(平成22年3月)

### (8)【人権尊重の教育の推進】

#### <人権教育推進計画の作成>

ア 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組みとなるよう指導すること。

イ 幼少期から生命の尊さに気付かせ、互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

ウ 人権教育を進めるに当たっては、関係資料等を活用し、研究授業などを通して指導の工夫・改善に努めるよう指導するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めること。

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成 29 年 11 月）  
「人権教育実践事例集」（平成 29 年 6 月）  
「人権教育教材集・資料」（平成 28 年 11 月）・「同教員用手引き」（平成 28 年 11 月）  
「人権教育」リーフレットシリーズ（平成 26 年 3 月～）  
「OSAKA 人権教育 ABC part 1～5」（平成 19 年 3 月～25 年 3 月）  
「人権教育のための資料 1～9」（平成 11 年 3 月～21 年）  
人権教育副読本「にんげん：ひとシリーズ」（平成 14 年 9 月～20 年）  
「人権基礎教育指導事例集」（平成 16 年 3 月）

#### <人権教育の一環としての同和教育の推進>

ア 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取り組みを進めるとともに、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

イ これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月）  
「同和問題の早期解決に向けて」（平成 14 年 10 月）  
「大阪府同和对策審議会答申」（平成 13 年 9 月）

#### <校内体制の構築>

ア 人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題の解決をはじめ様々な課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立し、人権尊重の理念を学校運営に反映するよう指導すること。

イ すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めるよう指導すること。

ウ 関係研究組織との連携の充実を図るよう指導すること。

#### <「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

ア 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施するよう指導すること。

イ 障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるよう指導に努めること。その際には、関係資料等の活用を図ること。



「第4次大阪府障がい者計画（後期計画）」（平成30年3月）  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）  
「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ（平成27年6月）  
「障害者基本法」（平成25年6月改正）  
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）  
「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）

### <互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>

ア 関係法令及び指針の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すること。

イ 関係資料を活用し、保育・授業や特別活動等における指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めるとともに、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めるよう指導すること。

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

（令和元年11月）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

（平成28年6月）

「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引（資料編）一」

（平成25年4月一部修正）

「在日外国人教育のための資料集（DVD）」（平成22年3月）

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂）

### <男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>

ア すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、必要のない男女別の指導は行わないよう指導すること。

イ 男女共同参画を推進するための視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いや各種統計等については、男女平等を基礎としたものになるよう指導すること。また、各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。

ウ 性的マイノリティの子どもへの対応については、教職員が研修等を通じて、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、児童・生徒が正しく理解できる取組みを推進するよう指導すること。

エ 性的マイノリティとされる児童・生徒については、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童・生徒が相談しやすい体制を整えるとともに、児童・生徒の心情に配慮した環境を整えるなど対応をするよう指導すること。

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

(令和元年10月)

「教職員向け DV被害者対応マニュアル【概要版】」(平成30年9月)

「教職員向け DV被害者対応マニュアル【改訂版】」(平成30年2月)

「NO!デートDV」(平成29年2月)

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)文部科学省

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」

(平成27年4月)文部科学省

人権教育リーフレット11「セクシュアル・マイノリティの人権②」(平成27年3月)

人権教育リーフレット4「セクシュアル・マイノリティの人権」(平成26年3月)

「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」(平成22年4月)文部科学省

「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成15年7月)

**<人権侵害事象等に対する対応>**

ア 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めるよう指導すること。

イ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。

ウ 差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うよう指導すること。

「学校における人権教育のための資料集」 (平成29年4月改訂)

**<PTAの人権意識の高揚>**

ア PTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、人権意識の高揚に努めること。その際、大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材を活用するとともに、府教育委員会主催研修等への積極的な参加を促すこと。

「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」 (平成30年12月改訂)

**<教職員人権研修ハンドブックの活用>**

ア 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承できるよう、研修の実施に際しては「教職員人権研修ハンドブック」の活用に努めること。

「教職員人権研修ハンドブック」 (令和2年3月改訂予定)

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」(平成29年11月)

### ＜セクシュアル・ハラスメント防止の取組み＞

- ア 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であることや、「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることを教職員に十分認識させるとともに、関係資料等を活用し、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制を確立するよう指導すること。
- イ 定期健康診断等の実施に当たっては、関係資料を参考に実施方法等の評価・点検を行うよう指導すること。とりわけ、障がいのある幼児・児童・生徒においては、指導や介助方法における留意点の再点検を行うよう指導すること。
- ウ 市町村及び各学校の相談窓口や、府教育センターの「すこやか教育相談」、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」等の相談窓口を児童・生徒・保護者及び教職員に周知するよう指導すること。
- エ セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、市町村教育委員会と速やかに連携を図り、スクールカウンセラーの活用等によって、被害者の心のケアに努め、被害者の立場に立った事象の解決を図るよう指導すること。
- オ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

#### 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

(令和元年 10 月)

「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」

(平成 29 年 12 月改正)

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のために」

(平成 29 年 5 月改訂)

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成 27 年 4 月) 文部科学省

「セクシュアル・ハラスメント防止のために―障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点―」(平成 22 年 11 月)

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」  
(平成 15 年 3 月)

### (9) 【読書活動の推進】

#### ＜読書活動の支援方策＞

- ア 子どもの読書活動の推進の重要性を充分認識し、子どもが読みたいと思う魅力的な本と出合えるよう、すべての学校で公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。その際、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」の活用を努めること。

イ 乳幼児への読み聞かせの機会が増えるよう、すべての公立幼稚園・保育所・認定こども園で読み聞かせ講座などの保護者啓発の取組みが行われるよう努めること。

ウ 公立図書館司書や学校司書、司書教諭、保護者、読書ボランティア等子ども読書に関わる人材のスキル向上に努めるとともに、支援人材のネットワーク化を図り、地域での読書環境づくりを進めること。また、子どもに読書の楽しさを伝える機会の提供や、子どもの読書活動の重要性の啓発に取り組むこと。

### 第3次大阪府子ども読書活動推進計画（平成28年3月策定）

#### <子ども読書活動推進計画の策定>

ア 子ども読書活動推進計画未策定及び計画期間が過ぎた市町村については早期に策定すること。また、円滑な推進のために、学校、教育保育施設、民間団体等の関係機関との連携を推進すること。

### 第3次大阪府子ども読書活動推進計画（平成28年3月策定）

#### <学校図書館の活用>

ア 「学校図書館図書標準」に基づき、図書等の計画的整備に努めるとともに、陳列の仕方や読書スペースの工夫を行うなど、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境や、授業で役立つ豊富な資料を準備するなど、各教科等の学習において活用しやすい環境を整え、学校図書館を有効活用するよう指導すること。

イ 各学校が学校図書館を積極的に活用するよう指導し、児童・生徒の読書活動の一層の推進を図り、読書習慣を身に付けられるよう指導すること。

ウ 各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する等、主体的な学習活動を支援するよう指導すること。

#### 「学校図書館を活用した授業実践例」（令和元年11月）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakkoutosyokan/index.html>

学校図書館図書標準（平成5年3月）文部科学省

#### <司書教諭の配置>

ア 「学校図書館法」及び「学校図書館司書教諭の発令について」に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、他のすべての教職員による学校図書館の運営体制を確立するよう指導すること。

### 学校図書館法（平成26年6月改正）

学校図書館司書教諭の発令について（平成15年1月）文部科学省

## (10) 【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進（問題行動への対応）】

### ＜問題行動等への対応＞

ア 暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、すべての児童・生徒に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努めるよう指導すること。その際、非行防止教室等の活用にも努めること。

イ 「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図るよう指導すること。

ウ 問題行動等については、力や圧迫による指導や担任等が一人で抱え込むことのないよう、情報の共有や方針の決定など、学校が一体となった指導体制のもと、組織的に対応するよう指導すること。

エ 市町村教育委員会における問題解決機能の向上に取り組むとともに、必要に応じて府教育庁の緊急支援を活用すること。

「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」

(平成 25 年 8 月)

「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成 25 年 8 月)

「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」(平成 24 年 12 月)

## (10) 【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進（いじめの防止と早期発見）】

### ＜いじめの未然防止と早期発見＞

ア 校内生徒指導体制の充実を図るとともに、府教育委員会作成の関係資料を踏まえたいじめの未然防止に向けた取組みを一層進めること。

イ いじめの防止や早期発見、対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、日頃から教育相談体制の充実を図るよう指導すること。

ウ いじめの発生時には、被害児童・生徒の状況のケアを行うとともに、加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした指導に努めるよう指導すること。また、すべての児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すことや、いじめをおこさない集団づくりに努めるよう指導すること。

エ いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めるよう指導すること。

「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」

（令和元年6月）

「小学校におけるチーム支援S S W活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」

（平成30年2月）

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）文部科学省

人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」8「いじめの対応のポイント②」

（平成26年3月）

「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」

（平成25年8月）

「いじめ対応プログラム指導案集」（平成23年）

「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成20年7月）

### <障がいのある幼児・児童・生徒へのいじめの防止>

ア 府内の学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内組織体制を整備して、障がいについての理解を深める教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めるよう指導すること。その際、関係資料等の活用を図ること。

イ いじめの未然防止については、「いじめ防止指針」等に基づき、適切に対応するよう指導すること。

「学校における人権教育推進のための資料集」（平成29年4月改訂）

「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月）

「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）

「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）

### <携帯電話等への対応>

ア 児童・生徒の携帯電話等の利用にあたっては、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成するよう指導すること。

イ 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

ウ 学校での携帯電話等の取扱いについては、大阪府「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」も参考にルールや方針を定め、教育活動に支障が出ないように指導すること。

「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成 31 年 3 月）

「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」（平成 27 年 8 月）

人権教育リーフレット 7 「ネット・スマホの問題と子どもの人権」（平成 26 年 3 月）

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」

（平成 25 年 3 月 以降毎年更新）

「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言 2」（平成 24 年 3 月）

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成 21 年 3 月）

## （10）【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進（不登校児童・生徒への支援）】

### ＜不登校への対応＞

ア 不登校の早期発見・早期対応のため、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸することなく家庭訪問を行うなど、きめ細やかで適切な対応を図るよう指導すること。

イ 不登校担当者を中心に、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう指導すること。

ウ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を推進し、教育の機会の確保を図るよう努めること。また、中学校 3 年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対し、卒業後の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月）文部科学省

「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」

（平成 29 年 8 月）

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

（平成 29 年 3 月）文部科学省

「不登校未然防止－活用ヒント集 50－」（平成 19 年 5 月）

「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」（平成 17 年 8 月）

## ○その他の重要事項

### ＜キャリア教育の在り方＞

ア 児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。

イ 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるよう指導すること。その際、府教育委員会が作成した関係資料等を活用し、作成された中学校区の全体指導計画の検証・改善を行いながら取組みを進めるよう指導すること。

ウ 児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進するよう指導すること。

エ 教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を作成し、活用するよう指導すること。

オ 職場体験の取組みを実施する際は、働くことの意義や目的の理解を深め、進んで働こうとする意欲や態度などを育成するよう指導すること。

「進路指導のための資料」（毎年度）

「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」（令和2年1月）

「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」（平成31年3月）

「キャリア教育の進め方サポートブック」（平成24年3月）

「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）

#### <進路指導の在り方>

ア 生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導すること。その際、今日的な課題に対応するため、様々な資料を活用し、各学年の活動の関連性や系統性を踏まえた年間指導計画を作成するよう指導すること。

イ 学校における進路ガイダンス機能の充実に向けて、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、生徒・保護者への適切なアドバイスや支援に努めるよう指導すること。

ウ 進路等に関する書類の作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう指導すること。

エ 配慮を要する生徒については、一人ひとりのニーズに応じた進路選択等に係る情報の周知を図ること。とりわけ、進学については、受験上の配慮事項及び申請手続き等、より丁寧な対応をするよう指導すること。

オ 進路指導の重要な課題である進路未定者の減少に向けた取組みを進めること。また、中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を一層図るよう指導すること。

「進路指導のための資料」（毎年度）

「学校における進路指導について」（平成30年5月）

大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」<http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/>



### <日本語指導が必要な生徒等への進路指導>

ア 日本語指導が必要な児童・生徒及び保護者に対する進路指導に当たっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、校内体制を整備し対応するよう指導すること。

イ 地区ごとに実施している多言語による進路ガイダンスへの参加を積極的に勧めるとともに、Webページや関係資料等を活用した情報の周知を図り、就学促進や学校生活支援を含めた、進路支援に努めるよう指導すること。

ウ 進学を希望する日本語指導が必要な児童・生徒の進路に関しては、入学者選抜制度の周知を含め、受験上の配慮事項及び申請手続き等、より丁寧な対応をするよう指導すること。また、高等学校卒業後、日本で就職を希望する外国籍の生徒の在留資格の取扱い等について、国の動きを踏まえ、適切に情報提供をするよう指導すること。

「進路選択に向けて」（多言語版、毎年度）

[http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/ki\\_koku/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/ki_koku/index.html)

「高等学校卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」（平成30年3月）

「小学校入学準備ガイドブック」（平成19年12月）

「多言語による学校生活サポート情報」（平成13年3月～）

[http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/ki\\_koku/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/ki_koku/index.html)

### <障がいのある生徒の進路指導の充実>

ア 障がいのある生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択があることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うよう指導すること。

イ 障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者や支援学級担任が十分に連携し、学校全体で対応するよう指導すること。

### <奨学金制度等の周知・活用>

ア 生徒が経済的理由により高校・大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図られるようにすること。

イ 奨学金等の活用や進路に関する情報交流等について、市町村の奨学金相談窓口・関係機関との連携に努めるよう指導すること。

ウ 生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的等について十分理解させるとともに、

「奨学金等指導資料」（平成30年4月更新）

返還に対する意義と責任等についても自覚させるよう指導すること。

#### <政治的教養を育む教育の取組み>

ア 小・中学校の段階での政治的教養を育む教育については、よりよい社会をめざし、子どもたちが、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう指導すること。

イ 府教育委員会が作成した「民主主義など社会のしくみについての教育」の活用を努めるよう指導すること。

「民主主義など社会のしくみについての教育」（平成 27 年 7 月）

[http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/mi\\_nsyusyugi/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/mi_nsyusyugi/index.html)

#### <環境教育の推進>

ア 環境の保全や地球規模で生じている環境問題の解決及び持続可能な社会の実現に向けて、主体的に行動する意欲や態度を育むため、関係部局と連携しながら、すべての教科等において横断的、総合的に環境教育を推進するよう指導すること。

「小・中学校における環境教育の推進事業」（令和元年 5 月）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kankyo-top/index.html>

#### <国際理解教育の推進>

ア 国際化が進展する中であって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めるよう指導すること。また、韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めるよう指導すること。

#### <平和教育の推進>

ア 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、府教育委員会が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう指導すること。

イ 市町村教育委員会においても「平和教育基本方針」等の策定に努めること。

「平和教育に関する事例集」（平成 15 年 3 月）

## ◆第4章 健やかな体のはぐくみ

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (11) 【体力づくりの取組み】

##### <体力づくりの推進>

ア 「体力づくり推進計画」の策定に努め、PDC Aサイクルに基づく体力づくりをより一層進めるよう指導すること。

イ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、学校が、児童・生徒の体力状況を把握・分析し、体力向上に向けた取組みを検証し、改善を図るよう指導すること。

ウ 体力向上の取組み推進に当たっては、府教育委員会が作成した「体育の授業がかわる！簡単プログラム」や「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」などの資料や「元気アッププロジェクト事業」を活用し、学校全体で体育活動を活性化するよう指導すること。

エ 府教育委員会が作成の「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を積極的に活用するなど、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導すること。

「体育の授業がかわる！簡単プログラム」（体力向上実践事例集活用プログラム）

（令和元年7月）

「新体力テスト測定マニュアル」（平成29年3月）

「新体力テスト測定掲示ポスター」（平成29年3月）

「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」（体力向上実践事例集）（平成29年3月）

「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」（平成27年3月）

体力向上支援プログラム「大阪プログラム」（平成25年3月）

「体力向上実践事例集」（平成22年3月）

「チャレンジ おおさか なわとびカード」（平成21年9月）

##### <地域におけるスポーツ活動の支援>

ア 地域におけるスポーツ活動を支援するため関係団体との連携のもと、特定の小・中学校や施設等を拠点とし、地域の特性に応じた地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主的・主体的に活動できる組織づくり・システムづくりの推進に努めること。

##### <健康教育の充実>

ア 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、感染症や心の健康問題、また、アレルギー疾患等による児童・生徒等の健康に関わる課題解決を図るため、調和の取れた食事、適切な運動、十分な栄養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実するよう指導すること。

イ 健康教育及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図るよう指導すること。

## ○その他の重要事項

### <生活習慣の確立>

ア 望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みの推進が必要なことから、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、児童・生徒の生活習慣を確立するよう指導すること。

### <喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実>

ア 大麻・覚せい剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むよう指導すること。

イ 中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解するよう指導すること。

ウ 「医薬品等の正しい使い方」についても取り扱うよう指導すること。

「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」（平成30年10月）

「薬物乱用防止教育の推進について」（平成28年2月）

「薬害を学ぼう」（平成27年4月改訂）厚生労働省

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月）

### <食育の推進>

ア 食に関する指導に当たっては、すべての学校で食に関する指導の全体計画の作成と取組みを推進するための明確な校内体制を整備し、学校教育活動全体を通じて実施するよう指導すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進するよう指導すること。

イ 学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図るよう指導すること。

ウ 食育の評価を、学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図るよう指導すること。

「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」（平成 31 年 3 月）文部科学省

「第 3 次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」（平成 30 年 3 月）

「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進の P D C A  
～」（平成 29 年 3 月）文部科学省

小学生用食育教材「たのしい食事 つながる食育」（平成 28 年 2 月）文部科学省

「おおさか食育ハンドブック」（平成 22 年 3 月）大阪府スポーツ・教育振興財団

食生活学習教材（中学生用）「食生活を考えよう 一体も心も元気な毎日のためにー」

（平成 21 年 3 月）文部科学省

### <学校給食における衛生管理の徹底>

ア 学校給食実施においては、学校給食法第 9 条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

「学校給食衛生管理基準の取扱いについて」（平成 29 年 8 月）文部科学省

「学校給食施設・設備の改善事例集」（平成 25 年 3 月）文部科学省

「学校給食調理従事者研修マニュアル」（平成 24 年 3 月）文部科学省

「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」（平成 23 年 3 月）文部科学省

「学校給食衛生管理基準の解説」（平成 23 年 3 月）独立行政法人日本スポーツ振興センター

「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅡ」（平成 22 年 3 月）文部科学省

「学校給食衛生管理基準の施行について」（平成 21 年 4 月）文部科学省

「学校給食における食中毒防止 Q & A」

（平成 21 年 3 月）独立行政法人日本スポーツ振興センター

「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅠ」（平成 21 年 3 月）文部科学省

「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（平成 20 年 3 月）文部科学省

### <学校保健計画の策定>

ア 「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定するよう指導すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

学校保健安全法（平成 27 年 6 月改正）

### <学校保健委員会の開催>

ア 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・主治医・学校医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人が自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう、年に 1 回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図るよう指導すること。

### <性に関する指導の充実>

ア 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒等の発達段階を踏まえ、男女平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個

別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図るよう指導すること。

イ 府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するよう指導すること。また、「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成29年2月）についても、参考とするようあわせて指導すること。

「一人ひとりの生と性 ～「性に関する指導」について～」（平成31年2月）

「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成29年2月）

「性教育指導事例集」（平成15年3月）

## ◆ 第5章 教員の資質向上

### ○ 「取組みの重点」に関する事項

#### （12）【教職員の組織的・継続的な人材育成】

##### <教職員の豊かな人間性>

ア 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。

イ 社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図るよう努めること。

##### <教職員相互に高め合う職場環境づくり>

ア すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図るよう指導すること。

イ 教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図るよう指導すること。

##### <人事異動及び人事交流の充実>

ア 教職員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るため、人事異動及び人事交流の充実に努めること。特に、様々な人事交流制度を活用し、異動によるキャリア形成、能力向上に努めること。

##### <若手教職員の育成>

ア 若手教職員の学校運営への参画を促進し、首席・指導教諭等・将来の管理職やミドルリーダーとなる教職員の養成に努めること。

##### <研修成果の還元>

ア 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。

イ 校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員に、その内容を実践させたり、積極的に研修会の講師として活用すること等により、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。また、指導教諭や社会人講師等を有効に活用すること。

ウ 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その目的と、研修後の成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民に理解されるように工夫すること。

#### <研修の計画的な実施>

ア 国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校の課題等を踏まえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。

イ 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、「大阪府教員等研修計画」や「初任者等育成プログラム」を踏まえて、学校との連携を十分に図りながらその体制づくりを行い、組織的・継続的な育成に努めること。

ウ 教職経験年数の少ない教員については、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、「自己評価シート」等を活用して計画的に研修を実施すること。また、子どもに寄り添い向き合う学習指導や生徒指導等ができるなど、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。

「大阪府教員等研修計画」(令和2年3月改訂予定)

「初任者等育成プログラム」(令和2年3月改訂予定)

「次世代を担う教員の育成のために」(平成18年7月)

#### <教職員全体の指導力向上>

ア 計画的な研修の実施等に加えて、日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。

イ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターのカリキュラムNAV iプラザによる学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

「メンタリング・ハンドブック」(令和2年3月改訂予定)

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年3月)

#### <教員免許更新制についての周知徹底>

ア 教員免許更新制は、教員だけでなく、幼児・児童・生徒にも影響があることから、「所有免許状調査」結果の本人通知や「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法(フロー図)」などを活用し、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

大阪府HP 大阪府教育委員会ウェブサイト

教員免許状/教員免許更新制/更新制に関する期限・申請期間の確認方法(フロー図)

### <女性教職員の登用>

ア 女性教職員が校務の要や首席・指導教諭等、将来の管理職等を担えるよう計画的な人材育成・登用に努めること。

### <魅力ある学校づくりの推進>

ア 公立学校における魅力ある学校づくりを進めるため、民間企業等の経験者または教諭や行政職等から、リーダーシップを発揮し、柔軟な発想や企画力を生かして、学校の課題解決及び学校運営を行うことができる優れた人材を登用できるよう、計画的な人事に努めること。

## (13) 【不祥事の防止】

### <飲酒運転について>

ア 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。

イ 飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とされる旨を周知すること。

ウ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

### <服務監督について>

ア 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。

イ 休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導すること。特に病気休暇については、関係通知を参考に、より一層厳正な運用を行うよう指導すること。

ウ 職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（平成 25 年 3 月）

### <自家用自動車等を使用しての通勤認定について>

ア 府立学校での自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。職員の健康状態等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、関係通知を参考にし、適正な認定事務を行うよう指導すること。



「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」

(平成 31 年 3 月最終改正)

「働き方改革に資する自動車等通勤認定要件の一部緩和について」 (平成 29 年 9 月)

「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」

(平成 19 年 3 月最終改正)

#### <通勤について>

ア 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給に当たる場合もあることから、厳に慎むよう指導すること。

イ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、関係通知を参考にし、適正な確認を行うよう指導すること。

ウ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「通勤手当の事後の確認について」 (平成 31 年 3 月最終改正)

「通勤手当の支給方法について」 (平成 30 年 2 月最終改正)

「通勤認定の取扱いについて」 (平成 27 年 3 月)

#### <兼職・兼業について>

ア 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。

イ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。

ウ 兼職・兼業に定める法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「教科書採択における公正確保の徹底等について」 (平成 28 年 4 月)

「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」 (平成 28 年 3 月最終改正)

#### <教職員の服務規律の確保について>

ア 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、府教育委員会に報告すること。

## ○その他の重要事項

#### <評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成>

ア 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。

イ 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うよう指導すること。

ウ 校長は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導助言を行い、教職員の育成に努めること。また、評価結果については、年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

「教職員の評価・育成システム 手引き」(令和2年3月改定予定)

「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」

(平成31年3月)

#### <優秀教職員等表彰の実施>

ア 府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものが多く表彰されるよう、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、勤務年数に関わらず、積極的に推薦をすること。

#### <承認研修について>

ア 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修(いわゆる承認研修)」については、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。

イ 特に、承認に当たっては、関係通知を参考に、適正な事務手続きをとるよう指導すること。

#### 教育公務員特例法第22条第2項

#### <次世代育成について>

ア 次世代育成支援対策推進法に基づき策定される「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、年休や子育てのための休暇・休業等の取得を含め適切な対応を行うよう指導すること。

イ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が妻の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めるよう指導すること。特に、妻が出産する場合に、子の養育のために認められる「男性の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮するよう指導すること。

「大阪府教育委員会特定事業主行動計画(府立学校編)の策定について」(平成27年4月)  
次世代育成支援対策推進法(平成15年7月)

### ＜女性活躍の推進について＞

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、継続就業及び仕事と家庭の両立支援、教職員の働き方改革等を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年休の取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。

イ 女性教職員の育児休業からの復帰支援に努めるとともに、多様な職務に従事する機会の付与や、教職員の意欲向上を目的とした研修への参加促進など、女性教職員の意欲向上に努めるよう指導すること。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年6月）  
「公立学校における特定事業主行動計画」（平成28年4月）

## ◆ 第6章 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

### ○ 「取組みの重点」に関する事項

#### (17) 【学校の組織力の向上】

##### ＜学校評価の充実＞

ア 学校運営の改善に当たっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう指導すること。

イ 評価結果等については、学校のWebページでの公表等、保護者等に対して周知を図る方策を講ずるよう指導すること。

##### ＜機能的な学校運営＞

ア 教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進するなど、機能的な学校運営に努めるよう指導すること。

イ 学校事務を効率的に執行する観点から、事務の共同実施や学校間連携等の実施に向けた検討を進めること。

「学校現場における業務改善のためのガイドライン  
～子供と向き合う時間の確保を目指して～」（平成27年7月）文部科学省  
「学校運営改善研究事業実施報告書」（平成21年3月）  
「学校運営改善促進事業実施報告書」（平成20年3月）

## (18) 【働き方改革】

### <勤務時間管理について>

- ア 教職員の勤務時間管理については、関係法令及び規則に基づき、適切に行うこと。
- イ 勤務時間の適正な把握について、府立学校で実施している趣旨を踏まえ、同様の措置をとること。
- ウ 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等に基づき、適切に行うこと。
- エ 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みについて適切に対応すること。

「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」（平成 31 年 3 月）

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成 31 年 1 月）文部科学省

「全庁一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」（平成 28 年 12 月）

「『三六協定締結の手引き（府立学校版）』の策定について」（平成 27 年 7 月）

「職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」（平成 7 年 3 月）

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和 46 年法律第 77 号）

「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（昭和 41 年 1 月）

（いわゆる超勤 4 項目、勤務時間の割振り、休暇制度など）

### <休憩時間について>

- ア 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとるよう指導すること。
- イ 職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る市町村教育委員会の承認等の手続が必要であるため、所要の手続をとるよう指導すること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認等の手続は要しない。

「『三六協定締結の手引き（府立学校版）』の策定について」（平成 27 年 7 月）

### <労働安全衛生体制の充実>

- ア 労働安全衛生法令に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、学校の規模（職員数）に応じ、安全衛生委員会等の活性化のほか、職員の意見を聴くための機会を設けるなど、労働安全衛生管理体制をより充実させること。
- イ 新労働安全衛生法及び新労働安全衛生規則に基づき、教職員の勤務時間を客観的な方法等により把握し、時間外労働等が月 80 時間を超えた職員については、本人及び産業医への情報提供や面接指導等を適切に行うよう指導すること。

ウ ストレスチェック制度を個人情報の管理及び保護に留意しつつ、適切に実施すること。また、実施に当たっては、本制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」（実施する場合）について職員に周知徹底するとともに、受検勧奨に努めるよう指導すること。

エ 元気な教職員・元気な学校づくりのために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」における相談事業（セルフケア・ラインケア）及び研修事業を積極的に活用するよう指導すること。

「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために、（第3版）～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～」（平成31年4月） 文部科学省

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法等の施行について」（平成30年10月）文部科学省

「平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について」

（平成30年3月）文部科学省

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」

（平成28年4月改訂）厚生労働省

「労働安全衛生規則」（昭和47年9月 労働省令第32号）

本冊子巻末資料 P.77 I-6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

「労働安全衛生法」（昭和47年6月）

## ○その他の重要事項

### <個人情報の適正な取扱い>

ア 個人情報を含む文書や記録媒体の取扱いについては、各市町村の個人情報保護条例を踏まえて作成されている指針や取扱い規定等に基づき、適正に行うよう指導すること。

イ 個人情報を含む文書や記録媒体の管理・保管に当たっては、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むよう指導するとともに、各学校の状況を踏まえた実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。

ウ 行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。

エ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）の取扱いについては、関係法令や内閣府特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を踏まえ、基本方針や要綱等を策定し、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。

オ 情報通信機器による処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護するなど、記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じるよう指導すること。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」

(平成 30 年 9 月改正) 個人情報保護委員会

#### <法定表簿等の適正な記載>

ア 法定表簿に関する事務及び証明書交付事務を適切に行うよう指導すること。

イ 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の名前及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載するよう指導すること。

#### <非常勤職員の効果的な配置と活用>

ア 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用に努めること。

イ 非常勤職員への発令に当たっては、「勤務条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、必ず変更後の勤務条件を明示すること。

ウ 内申等の手続きに当たっては、「講師希望者登録のお知らせと講師制度の概要」等によって、勤務条件を明示するなど、適正に行うこと。

#### <調査内容等の精査による学校事務の効率化・集中化>

ア 教員が子どもたちと向き合う時間を確保する観点から、各学校に対する調査や通知文の精選に努めること。

「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」 (平成 30 年 3 月)

「教職員の業務負担軽減に関する報告書」 (平成 25 年 3 月)

## ◆ 第 7 章 安全で安心な学びの場づくり

### ○ 「取組みの重点」に関する事項

#### (20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

##### <児童虐待への対応>

ア 子どもがささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、気になる子どもに対しては家庭訪問を積極的に行うなどして、子どもや保護者の状況の把握に努めること。

イ 通告後に、保護者からの威圧的な要求等がある場合には、組織的に対応するよう指導するとともに、速やかに市町村教育委員会に連絡のうえ、ケースに応じて警察等の関係機関やスクールロイヤー等の専門家と連携して対応するよう指導すること。

ウ 児童虐待により一時保護後解除された、もしくは在宅で支援となった子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間で日常的な配慮事項等の情報共有を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めるよう指導すること。

エ 進学・転学の際の学校間の情報の引継ぎについては、市町村虐待対応担当課や児童相談所と情報共有しながら、伝達する内容に漏れがないよう整理したうえで、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎをするよう指導すること。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護の観点から各市町村の個人情報保護条例等に基づき判断すること。

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省

「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月）文部科学省

人権教育リーフレット2「子どもの虐待」 9「子どもの虐待②」（平成26年3月）

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）

## （21）【危機管理体制の充実・防災教育の取組み】

### ＜学校安全計画の策定＞

ア 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定するよう指導すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組み状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。

イ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備するよう指導すること。

学校保健安全法（平成27年6月改正）

### ＜緊急事態への対応＞

ア 万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を確立するよう指導すること。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）文部科学省

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成19年11月）文部科学省

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」（平成17年3月）

「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」（平成16年3月）

「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」（平成15年12月）

### ＜安全確保・安全管理の徹底＞

ア 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・

生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めるよう指導すること。

イ 各学校園において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるよう指導すること。

「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」（平成 16 年 1 月）文部科学省  
「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成 15 年 6 月）文部科学省  
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」（平成 14 年 10 月）  
「学校における児童生徒等の安全を確保するために」（平成 13 年 7 月）

#### <地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理>

ア 児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設・設備の整備充実に努めること。加えて、警察等関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求め、「学校等安全対策推進会議」を設置するなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めるよう指導すること。

イ 学校の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制の充実に努め、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう指導すること。とりわけ、幼児・児童の登下校時については、平成 30 年 6 月に関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた対策を講じること。

ウ 登下校時における児童・生徒の携帯電話等の所持は非常時の連絡や所在の把握等安全等の観点から有効性が認められるため、その取扱いについて配慮するよう努めること。その際、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を踏まえ、保護者との連携を図り、教育活動に支障が出ないよう進めること。

「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成 31 年 3 月）  
「『登下校防犯プラン』について」（平成 30 年 7 月）  
「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」（平成 23 年 3 月）文部科学省  
「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成 17 年 12 月）

#### <安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化>

ア 幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図るよう指導すること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むよう指導すること。その際、府教育委員会が作成した資料を活用するなど、取組みの充実に努めること。

イ 6 月を「子どもの安全確保推進月間」、6 月 8 日を「学校の安全確保・安全管理の日」とし



て、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図るよう指導すること。

ウ 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、自転車利用を含む交通安全に関する指導の充実を図るよう指導すること。

エ 児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなどし、全児童・生徒の保険加入を促進すること。

「子どもの安全確保推進月間の周知について」（平成 29 年 5 月）

「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について（平成 28 年 3 月）

「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 22 年 3 月）文部科学省

「こどもエンパワメント支援指導事例集」（平成 19 年 3 月）

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」（平成 15 年 3 月）

### （23）【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

#### <学校の体育活動中の事故防止等の徹底>

ア 各活動場所については、活動内容、児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保するよう指導すること。

イ 技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うよう指導すること。

ウ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定するよう指導すること。

エ 児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、指導を徹底すること。

オ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するよう指導すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応するよう指導すること。

カ 屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずるよう指導すること。

キ 万一に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備するよう指導すること。

「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」  
（令和元年7月）スポーツ庁  
「運動会・体育大会等における組体操について」（令和元年6月）  
「府立学校における『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ  
指数計』の配付について」（令和元年5月）  
「熱中症事故の防止について」（令和元年5月）文部科学省  
「水泳等の事故防止について」（平成31年4月）スポーツ庁  
「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）  
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」（平成30年7月）スポーツ庁  
「落雷事故の防止について」（平成30年7月）文部科学省  
「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」（平成29年1月）スポーツ庁  
「組体操等による事故の防止について」（平成28年3月）スポーツ庁  
「学校体育における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年4月）文部科学省  
「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」  
（平成25年9月）文部科学省  
「学校の体育活動中の事故防止の徹底について」（平成25年8月）  
「体育授業中の事故防止について」（平成19年）

## ○その他の重要事項

### < A E Dの使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備 >

ア 万一の心肺停止に備え、すべての教職員が A E Dの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるよう指導するとともに、その際、「死戦期呼吸」についても周知すること。

「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『その時あなたは』」（平成27年3月）  
独立行政法人日本スポーツ振興センター

### < 耐震対策の推進等 >

ア 学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、耐震性が確保されていない施設については早急に耐震化を図るとともに、非構造部材の耐震対策、老朽化した施設の安全確保、防災機能の強化も推進すること。

イ 地震災害における被害を踏まえたうえで、ブロック塀の安全対策を早期に完了するよう努めること。

「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」  
（平成28年8月改正）文部科学省

### <アスベスト対策の推進>

ア アスベスト（石綿）6種類の分析調査の結果により、必要な対策を早急に講じるとともに、適正な管理に努めること。

### <施設のバリアフリー化>

ア 児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な利用者が安全かつ容易に施設を利用できるよう、「福祉のまちづくり条例」等に基づく学校施設整備に努めること。

大阪府福祉のまちづくり条例（平成27年7月改正）

### <学校施設の長寿命化計画の策定等>

ア インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を明らかにする個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を令和2年度までに策定するよう努めること。

イ 近年の厳しい気象条件に対応するため、熱中症対策として、空調設備の設置を推進すること。

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の公表について（平成29年3月）文部科学省

## ◆第8章 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

### ○「取組みの重点」に関する事項

#### (24) 【教育コミュニティづくりの推進】

##### <教育コミュニティづくりの活性化>

ア これまでの成果を踏まえ、学校支援活動やおおさか元気広場、家庭教育支援など、地域の実情に応じた取組みの継続と充実を図り、教育コミュニティづくりの活性化に努めること。

イ 地域と学校が連携・協働する体制づくりをより一層推進し、地域学校協働本部の整備に努めること。

##### <教育コミュニティづくりへの主体的な参画>

ア 市町村教育委員会をはじめとする行政機関、学校園、PTA、地域の住民や地域で活動する団体等が、主体的に教育コミュニティづくりに参画することができるよう努めること。

イ 地域の持続的な活動を支えるため、地域活動の核となるコーディネーターやボランティア等の人材の育成・定着を図るとともに、地域の既存組織やNPO、企業、大学等の多様な活動主体との連携によるネットワークづくりを一層推進すること。

ウ すべての学校区で、地域学校協働本部などの学校支援ボランティアの仕組みを利用して、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる環境づくりを促進

し、地域とともにある学校づくりを進めること。

#### ＜地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実＞

ア 「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校運営協議会の設置も視野に、学校協議会等既存組織の成果と課題を整理し、今後の学校運営に係る組織のさらなる充実について検討すること。

イ 学校運営に地域とともにある学校づくりに係る組織の委員の意見を反映させるに当たっては、委員が学校の状況を十分に把握することが大切であることから、教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設けるなど、当該組織を活性化するよう指導すること。

「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版）」  
(令和元年10月) 文部科学省

#### ＜放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実＞

ア すべての小学校区でのおおさか元気広場の実施継続とさらなる活性化に向けて、必要な支援に努めること。

イ おおさか元気広場の実施に際しては、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流など、活動プログラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブ関係者と協議し、子どもたちが共に参加できる一体型をめざすよう努めること。

ウ 子どもの居場所（福祉機関が実施する学習・生活支援の場など）や学校生活・家庭生活に関する相談窓口について、関係諸機関や地域のNPOと連携し、情報提供に努めること。

#### ＜障がいのある子どもなどの地域活動への参加促進＞

ア 地域の活動においては、障がいのある子どもなど、地域活動から疎遠になりがちな子どもたちや、その家庭への支援が積極的に展開されるよう助言すること。

イ 府立支援学校等に在籍する子どもたちにも、地域活動の情報が届くように指導すること。

#### **(25) 【家庭教育支援の充実】**

##### ＜家庭教育支援の体制づくり＞

ア 地域全体で家庭教育を支援するため、学校の教育機能の活用や部局間の連携を推進するなど、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。

イ とりわけ子育てに悩みを持つ保護者や、地域から孤立しがちな保護者への相談・支援体制の整備に努めること。

##### ＜親学習の推進＞

ア すべての市町村において、関係機関等との連携により、多様な場、機会で保護者の親学習を実施するとともに、その周知に努めること。

イ とりわけ、親学習の機会に参加しない・しにくい保護者の参加促進に十分配慮すること。

ウ 非認知能力の育成に向けた子どもとの関わり方を取り入れるなど、教育課題や保護者のニーズに応じ、内容の充実に努めること。

エ 児童・生徒に対して、学校の授業等を活用した親学習の推進を図るとともに、教職員研修を実施するなど親学習のさらなる周知に努めること。

オ 親学習の実施に際しては、府教育委員会作成の親学習教材等を活用するとともに、親学習リーダーをはじめとする地域人材等との効果的な連携・協働を行うこと。

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(令和2年3月増補予定)

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」(令和2年3月増補予定)

「乳幼児期に育みたい！ 未来に向かう力」(令和2年3月予定)

#### <基本的な生活習慣・学習習慣の確立・自立する力の育成>

ア P T A総会や保護者会等で、府教育委員会が作成した資料を積極的に活用し、保護者・地域との共通理解を深め子どもの基本的な生活習慣の確立や自らを律する力の育成に努めるよう指導すること。

「保護者・地域とともにはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」

(平成21年1月、平成20年12月)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/ri furettuto/>

#### (26) 【幼児期の教育の推進】

##### <就学前教育の充実>

ア 子ども・子育て支援新制度や幼稚園教育要領等を踏まえ、就学前教育の充実に努めること。

イ 就学前教育・保育の質の向上に向けた研修等の充実に努めること。新規採用者等、経験の少ない教職員の育成及び各園所等で行われる研修での支援等において、幼児教育アドバイザーの積極的な活用を図ること。

ウ 就学前にふさわしい教育を行うため、幼児理解と適切な評価に基づき、教育及び保育の改善に努めること。

「幼児理解に基づいた評価」（平成 31 年 3 月）文部科学省

「幼児教育推進指針」（平成 31 年 2 月改訂）

「園内研修のすすめ方」（平成 30 年 3 月）

「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」  
（平成 29 年 3 月）

「子ども・子育て支援法」（平成 24 年 8 月）

「認定こども園の一部改正法」（平成 24 年 8 月）

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年 8 月）

### <開かれた幼稚園・認定こども園>

ア 園庭開放や子育て相談など創意工夫を生かした取組みを積極的に行い、幼稚園・認定こども園が家庭や地域に一層開かれたものとなるよう指導すること。

イ 「地域教育協議会（すこやかネット）」や子育てグループ等の地域の教育力を活用し、子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における幼児教育の振興に積極的に取り組むこと。

ウ 子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、幼稚園・認定こども園における預かり保育等の推進に努めること。

「子ども・子育て支援法」（平成 24 年 8 月）

「認定こども園の一部改正法」（平成 24 年 8 月）

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年 8 月）

### <幼保こ小等の円滑な接続>

ア 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続が進むよう指導すること。また、幼児理解に基づいた評価を実施し、小学校にその内容を適切に引き継ぐこと。その際、府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するよう指導すること。

イ 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小合同研修会や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めるよう指導すること。

「幼児理解に基づいた評価」(平成 31 年 3 月) 文部科学省

「幼児教育推進指針」(平成 31 年 2 月改訂)

「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」

(平成 30 年 3 月) 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター

「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」(平成 30 年 3 月)

「スタートカリキュラムスタートブック」(平成 27 年 1 月) 文部科学省

「豊かな育ちと学びをつなぐ」(平成 18 年 12 月)

## ◆第 9 章 教育委員会の活性化

### ＜教育水準の維持向上・地域の実情に応じた教育の振興＞

ア 地域の特性や住民の意思、教育現場の実情を反映させながら、自主的判断と責任において教育行政を展開すること。その際、果たすべき役割を自ら点検・評価し、さらなる機能充実に努めること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 2 (平成 30 年 6 月改正)

### ＜首長との協力による教育の振興＞

ア 教育の振興に当たっては、社会の変化や住民の多様な学習ニーズ、地域の教育問題に総合的かつ効率的に対応すること。その際、学校教育と社会教育との連携はもとより、首長部局等との一層の協力を図りながら、その運営に関して積極的な改善に努めること。

大阪府教育行政基本条例第 8 条 (平成 29 年 4 月)

### ＜教育の状況に関する情報の提供＞

ア 教育委員会の方針や施策、その成果等の教育の状況について説明する責任を果たすこと。  
その際、広報活動の充実に努めるとともに、住民の意向把握等の広聴活動の充実に努めること。

大阪府教育行政基本条例第 8 条 (平成 29 年 4 月)

## ◆第 10 章 社会教育の推進

### ＜社会教育の推進＞

ア 個人の要望や社会の要請を踏まえたうえで、住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を促進し、社会教育の推進を図ること。

### ＜学習機会の提供＞

ア 多様化する学習ニーズや現代的課題及び地域課題に対応するため、学校、首長部局、NPO、

企業、大学等と連携しながら、学習機会の提供、学習情報の収集・提供、学習相談、学習成果の活用等の拡充に努めること。その際、障がいのある人や様々な事情のある人の参加について十分配慮すること。

#### <研修機会の充実>

ア 社会教育関係職員の専門性の向上を図るため、研修機会の充実に努めるとともに、府教育委員会主催研修等へ積極的に参加すること。

イ 部局間の連携により、専門的知識や技能を有する人材との協働を進めるなど研修の充実に図ること。

#### <地域活動の推進>

ア 地域課題に応じた取組みが主体的に展開されるよう地域人材の参画を促すとともに、ネットワークづくりに努めること。

イ 住民が組織する実行委員会や団体・グループが活用できる事業について、情報の収集・提供を積極的に行うこと。

#### <図書館の計画的な整備>

ア 「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、市町村の実情に応じて、図書館の計画的な整備等に努めること。

イ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、市町村の実情に応じて、視覚障害者等の読書環境整備等に努めること。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月）

「文字・活字文化振興法」（平成17年7月）

#### <子どもの体験活動の推進>

ア 子どもたちの生きる力を育むため、学校教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等、子どもの様々な体験活動を推進すること。その際、府立少年自然の家への活用を努めること。

#### <PTA活動の活性化>

ア 学校と家庭・地域が連携して子どもたちの生きる力を育むため、教職員と保護者が一体となったPTA活動の活性化を図ること。

#### <人権教育の推進>

ア 「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、社会教育の分野で人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供、指導者の養成等人権教育の推進に努めること。その際、「大阪府人権施策推進基本方針」及び「大阪府人権教育推進計画」の趣旨を踏まえ、府教育委員会主催研修等への住民の積極的な参加を促し、住民の主体的な活動の促進に努めること。



イ 公民館等の社会教育施設においては、人権啓発担当者を置くなど、住民の人権学習を組織的に進めること。

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成 30 年 3 月改訂）

「大阪府人権教育推進計画」（平成 27 年 3 月改定）

「大阪府人権施策推進基本方針」（平成 13 年 3 月）

#### <識字・日本語学習活動への支援>

ア 「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」の趣旨を踏まえ、識字問題の啓発、支援を必要としている人への情報提供、識字推進指針等の策定に努めるとともに、識字・日本語教室について新たな教室の開設や、学習支援者の育成等、教室活動への支援を充実させること。

イ 他の市町村等との交流を進め、情報収集を図るなどにより、学習活動の一層の充実を図ること。

「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」（平成 17 年 10 月策定）

## ◆ 第 11 章 文化財の保存と活用

#### <条例制定の推進>

ア 文化財保護の基礎である文化財保護条例未制定の市町村は、その早期制定を図ること。

#### <保存活用体制の整備>

ア 大阪府文化財保存活用大綱（令和元年度策定予定）を勘案した文化財保存活用地域計画を策定し、地域の歴史的特性等を踏まえた多様な文化財の保存・活用施策を推進できるよう、組織・体制の整備を図ること。また、民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定するなど協働を図り、地域の財産である文化財を生かす新たな施策の導入を進めること。

#### <展示公開の推進>

ア 博物館・資料館、各種公共施設を活用して文化財の展示公開を推進し、生涯学習の活発化等に対応して、文化財に親しむ機会の充実に努め、文化財への理解を広げることとともに、小・中学生や高齢者を対象とした施策に生かすこと。

#### <世界遺産など地域を代表する文化遺産を活用した取組みの推進>

ア 世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群など地域を代表する文化遺産については、博物館等を活用し、興味・関心と理解を深めるようにするとともに、地域や我が国の歴史の成り立ちを物語る文化財を保護し後世に伝えていく心を養うよう取り組むこと。

# 資 料

## I 大阪府の教育相談

### 1 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

内 容 府内の児童・生徒、保護者、教職員に対し、教育上の様々な問題や悩みについて、電話、メール、面接、L I N Eによる教育相談（学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談）を実施する。  
（相談は無料、秘密は厳守する）  
・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者が希望する性の相談員が応じる  
・相談員は、精神科医、臨床心理士、相談担当職員など

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）  
電話 06-6607-7361 電子メール [sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)  
保護者からの相談（さわやかホットライン）  
電話 06-6607-7362 電子メール [sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)  
教職員からの相談（しなやかホットライン）  
電話 06-6607-7363 電子メール [sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp)  
高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）  
電話 06-6607-7353  
24時間対応「すこやか教育相談24」  
（平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けている。）  
電話 0120-0-78310 F A X 06-6607-9826（教育相談室直通）

受 付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（祝日、年末年始は休み）  
ただし、電子メール・F A X受付24時間、回答は後日  
面接相談は学校を通しての予約が必要  
L I N E相談は児童生徒のみ毎週1回17時から21時

場 所 大阪府教育センター 教育相談室（本館5階）  
〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23

交通機関 **Osaka Metro** 御堂筋線「あびこ」駅下車 東北東へ約700m  
J R阪和線「我孫子町」駅下車 東へ約1400m  
近鉄南大阪線「矢田」駅下車 西南西へ約1700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、

<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

### 2 大阪府高等学校教育支援センター（大阪府教育センター所管）

名 称 大阪府高等学校教育支援センター

内 容 心理的又は情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある高校生（府立中学生を含む）を対象に学校復帰を支援し、社会自立をめざして学習支援や心理支援を行う。

場 所 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23 大阪府教育センター本館5階  
問合せ先 大阪府高等学校教育支援センター 電話：06-6607-7366  
午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

3 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン (電話相談)  
 電話番号 06-6944-7867  
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分  
 主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等保護者からの未成年に関する困りごとや、いじめや友達付き合い等での悩みの相談を本人から電話で受ける。

名 称 青少年クリニック (面接相談)  
 電話番号 06-6773-4970  
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分  
 主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題に合った指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が、面接とともに親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるためには、直接電話するか、最寄りの警察署(少年係)まで、相談して予約をする。

4 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター  
 電話番号 06-6691-2811 (代表)  
 06-6607-8814 (わかぼちダイヤル【若者専用電話相談】)  
 0570-064-556 (こころの健康相談統一ダイヤル)  
 電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時 (面接相談を希望する場合は予約制)

5 子ども家庭センター (面接相談可能)

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター	072-828-0161	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
池田子ども家庭センター	072-751-2858	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町に住んでいる方
吹田子ども家庭センター	06-6389-3526	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に住んでいる方
東大阪子ども家庭センター	06-6721-1966	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
富田林子ども家庭センター	0721-25-1131	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に住んでいる方

岸和田子ども家庭センター	072-445-3977	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 に住んでいる方
--------------	--------------	--

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分（祝日、年末年始を除く）

各府民センタービル内に設置していた青少年相談コーナーは、平成29年3月末をもって廃止され、同年4月1日以降、子ども家庭センターにおいて、青少年相談に対応しています。

上記時間帯以外は、072-295-8737（夜間休日虐待通告専用電話※大阪市・堺市を除く）

子ども専用「子どもの悩み相談フリーダイヤル」0120-7285-25（24時間365日対応）

#### 「児童相談所虐待対応ダイヤル」189（いちはやく）について

令和元年12月より、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）が無料化されました。

「189」にかけると、お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

- 6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター  
組合員等の心身の健康増進のため、臨床心理士等の専門家が様々なこころの相談に応じるほか、教育委員会や学校等所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣している。

所在地 〒556-0014 大阪市浪速区大国1-10-3 社会医療法人 弘道会 なにわ生野病院2階

電話 0120-556-879

URL <http://www.koudokai.or.jp/naniwa-hp/osaka-mh/>

#### 【相談事業】

##### ① 対象

組合員と被扶養者

##### ② 相談内容

ご自身のこころの健康に関する相談

管理職からの職場環境・教職員のメンタルヘルス等に関する相談

※相談内容は秘密厳守で実施

##### ③ 相談形式

大阪メンタルヘルス総合センター内での直接面談のみ

（電話・メールでの対応はいたしません）

##### ④ 費用

無料（治療が必要となった場合は、医療保険での通常診療となる）

※ご自身の相談は原則として1回あたり50分以内、3回まで

##### ⑤ 相談スタッフ

臨床心理士（必要に応じて心療内科医・精神科医が対応）

##### ⑥ ご利用方法

初回は電話での予約が必要

電話番号 0120-556-879

【予約受付時間】 月曜日～土曜日 午前10時～午後6時

【相談時間】 月曜日～土曜日 午前11時～午後7時

※年末年始（12月29日～1月3日）ならびに「国民の祝日に関する法律」に規定された休日を除く

【研修事業】

① 研修会等

健康をテーマとした講演会、メンタルヘルスに関するセミナーを実施  
別途、教育センター等の関係機関と連携し、メンタルヘルスに関する研修を実施

② 研修会等への講師派遣事業

学校等の所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣

※ 組合員 10 人以上の参加を条件

※ 派遣に要する費用は無料

II カリキュラムNAV i プラザ (カリナビ)

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する相談・情報発信、②学びを深めるための研究・研修支援、③学校づくりや授業づくりに関する資料収集・発信等を行っている。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラム NAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657 (直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> <a href="mailto:navi@edu.osaka-c.ed.jp">navi@edu.osaka-c.ed.jp</a>	○Osaka Metro 御堂筋線 「あびこ」駅下車 ①番出口から東北東 700m ○JR 阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ 1400m ○近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ 1700m

III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後 3 年以内で大阪府に定着する中国残留邦人等の家族 (二世) 等、一定の要件に該当する中国帰国者が小学校、中学校及び高等学校に通学する子 (三世) について学校に相談する場合や医療機関での適切な受診等、関係行政機関等からの助言、指導及び援助を容易に得られるよう、中国語と日本語の通訳を行う自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っている。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課 **TEL 06-6944-6662**

IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4 階	少年育成室 06-6772-4000 育成支援室 06-6772-6662	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、中央区の一部 (旧東区)、東成区、城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区、東住吉区

梅田	大阪市北区末広町 3-21 扇町センタービル 6階 605号	少年育成室 06-6362-2225 育成支援室 06-6311-0660	大阪市域のうち、北区、福島区、 此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2階	少年育成室 06-6211-3400 育成支援室 06-6211-0141	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南 区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、 港区、大正区、住之江区
八尾	八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センタービル 4階	少年育成室 072-992-3256 育成支援室 072-992-3301	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市西区鳳東町 4-390-1 泉北府民センタービル 3階	少年育成室 072-274-2355 育成支援室 072-274-2152	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、 泉北郡
豊中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1階	少年育成室 06-6866-3000 育成支援室 06-6863-0099	豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
枚方	枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル 4階	少年育成室 072-843-2000 育成支援室 072-843-1999	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2階	少年育成室 0721-25-4922 育成支援室 0721-24-5510	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 南河内郡
岸和田	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル 4階	少年育成室 072-423-2486 育成支援室 072-438-7735	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、泉南郡
茨木	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル 4階	少年育成室 072-625-6677 育成支援室 072-621-4114	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 三島郡
① 受付期間 午前9時～午後5時45分 土曜日、日曜日、祝日は休み		② 相談申込 電話か直接来所 ③ 相談担当者 警察職員	
リンク集： ○ 大阪府警察 <a href="http://www.police.pref.osaka.jp/">http://www.police.pref.osaka.jp/</a> （トップページから「少年サポートセンター」を検索） ○ 大阪府青少年課 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/syounensupportcenter/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/syounensupportcenter/index.html</a>			

V 社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	JR 阪和線「信太山」駅 下車 西へ 600m
近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山 299	0721-93-8321	近鉄長野線「喜志」駅から 金剛バス「近つ飛鳥博物館前」 下車 東へ 600m
花の文化園 (フルルガーデン)	〒586-0036 河内長野市高向 2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 「河内長野」駅から南海バス 「上高向」下車 南東へ 800m
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園 1-18	072-721-7967	阪急箕面線「箕面」駅 下車 北へ 1 km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内 1-13-2	06-6866-3621	北大阪急行「緑地公園」駅 下車 南西へ 620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中 2	072-367-8891	南海高野線「大阪狭山市」駅 下車 西へ 700m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西 3-6-36	06-6561-5891	JR 環状線「芦原橋」駅 下車 南へ 600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城 2-1	06-6947-7208	Osaka Metro 中央線 JR 環状線「森ノ宮」駅 下車 西へ 400m
少年自然の家	〒597-0102 貝塚市木積秋山長尾3350	072-478-8331	水間鉄道「水間観音」駅から 福祉型コミュニティバス (はーもにーばす) 「少年自然の家」下車400m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島 1-2-10	06-6203-0474	Osaka Metro 御堂筋線 又は 京阪本線「淀屋橋」駅 下車 1号出口北東へ 300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北 1-2-1	06-6745-0170	近鉄けいはんな線「荒本」駅 下車 1番出口北西へ 400m
上方演芸資料館 (ワッハ上方)	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMB Aビル7階	06-6631-0884	<u>Osaka Metro 「なんば」 駅</u> <u>南海「難波」 駅</u> <u>近鉄・阪神「大阪難波」 駅</u> 下車 500m <u>JR大和路線「JR難波」 駅</u> 下車 900m









大阪「こころの再生」府民運動  
～大阪あったかプロジェクト～



教育庁市町村教育室小中学校課 令和2年2月発行  
〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351  
ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>  
電子メール [shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp)